

# 博士後期課程論文

## 現代会計における無形資産の拡大の研究

—研究開発費の資本化を中心にして—

Research on expansion of intangible assets in contemporary accounting

-Focusing on capitalization of research and development costs-

商学研究科  
指導教授  
副指導教授  
学籍番号  
提出者

財務会計  
岡本治雄  
鈴木昭一  
2D001  
喬 雪氷

# 目 次

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| 序章  | 研究の目的・方法・論文構成                      | 1  |
|     | 1 研究の目的及び問題意識                      |    |
|     | 2 研究の方法                            |    |
|     | 3 論文の構成                            |    |
| 第1章 | 経済環境の変化と会計目的観の変容                   | 8  |
|     | はじめに                               |    |
|     | 第1節 プロダクト型市場経済における有形固定資産           |    |
|     | 第2節 ファイナンス型市場経済における金融資産            |    |
|     | 第3節 知識情報型市場経済における無形資産              |    |
|     | 第4節 会計目的観の変容                       |    |
|     | 第1項 受託責任の会計目的観                     |    |
|     | 第2項 分配可能利益に基づく利害調整機能               |    |
|     | 第3項 意思決定アプローチへの移行                  |    |
|     | おわりに                               |    |
| 第2章 | 資産概念の変遷と経済的資源の拡大                   | 21 |
|     | はじめに                               |    |
|     | 第1節 資産概念の変遷                        |    |
|     | 第1項 法的所有権に基づく資産概念 -財産説-            |    |
|     | 第2項 計算構造的な資産概念 -費用説-               |    |
|     | 第3項 用役潜在性を重視する資産概念 -経済的資源説-        |    |
|     | 第2節 概念フレームワークにおける資産概念の検討           |    |
|     | 第1項 会計基準の生成と意義                     |    |
|     | 第2項 FASB・IASB・日本の概念フレームワークにおける資産概念 |    |
|     | 第3節 会計は「写像」から「記号」へ                 |    |
|     | 第1項 固定資産の評価と減価償却手法                 |    |
|     | 第2項 金融資産の評価とクリーンサープラスルール           |    |
|     | 第3項 無形資産のオフバランスと財務諸表の有用性問題         |    |
|     | 第4項 会計の情報システムと記号化                  |    |
|     | おわりに                               |    |
| 第3章 | 無形資産の経済的及び会計的分析                    | 38 |
|     | はじめに                               |    |
|     | 第1節 現代経済における無形資産                   |    |

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1項 | 無形資産の経済的な重要性                 |    |
| 第2項 | 無形資産の種類と分類                   |    |
| 第2節 | 現行の会計制度上で認められている無形資産         |    |
| 第1項 | 各会計基準における無形資産に関する規定          |    |
| 第2項 | 無形資産の未償却原価の意味                |    |
| 第3項 | M&Aにおけるのれんと取得原価の配分           |    |
| 第3節 | 一般的な無形資産会計基準への布石 -研究開発投資の再考- |    |
| 第1項 | イノベーションと研究開発投資               |    |
| 第2項 | 研究開発投資に関する先行研究               |    |
| 第3項 | 日本における研究開発投資の実態              |    |
|     | おわりに                         |    |
| 第4章 | 研究開発費をめぐる諸会計基準の比較            | 60 |
|     | はじめに                         |    |
| 第1節 | 米国における研究開発費の規定変遷             |    |
| 第1項 | 米国の財務会計基準制度                  |    |
| 第2項 | 米国の研究開発費に関わる会計基準の変遷          |    |
| 第2節 | 国際会計基準における研究開発費に関する規定        |    |
| 第1項 | 国際会計基準の生成と発展                 |    |
| 第2項 | IAS9号からIAS38号への展開            |    |
| 第3節 | 日本における研究開発費に係る会計基準           |    |
| 第1項 | 日本の会計基準の生成と発展                |    |
| 第2項 | 試験研究費の繰延経理                   |    |
| 第3項 | 日本の研究開発費に関する理論と実務との乖離        |    |
|     | おわりに                         |    |
| 第5章 | 費用としての研究開発費                  | 81 |
|     | はじめに                         |    |
| 第1節 | 研究開発費の費用計上に関する根拠             |    |
| 第1項 | 米国の場合                        |    |
| 第2項 | 日本の場合                        |    |
| 第2節 | 研究開発費の原価性                    |    |
| 第1項 | 支出・費用・原価の概念                  |    |
| 第2項 | 研究開発費の分類                     |    |
| 第3項 | 研究開発費の原価要素                   |    |
| 第4項 | 研究開発費は期間原価か製造原価か             |    |
| 第3節 | 研究開発費の費用管理上の恣意性              |    |
| 第4節 | 費用化処理による経済的影響                |    |

|        |                                      |     |
|--------|--------------------------------------|-----|
| 第1項    | 情報の非対称性問題                            |     |
| 第2項    | 企業の資本コストの増大                          |     |
|        | おわりに                                 |     |
| 第6章    | 資産としての研究開発費                          | 98  |
|        | はじめに                                 |     |
| 第1節    | 繰延資産としての解釈                           |     |
| 第2節    | 資産としての研究開発費の経済的影響                    |     |
| 第1項    | 将来の収益との関連性                           |     |
| 第2項    | 企業内部活動への経済的影響                        |     |
| 第3項    | 企業外部活動への経済的影響                        |     |
| 第3節    | 研究開発費をめぐる償却と減損の是正                    |     |
| 第4節    | 研究開発費の「資本化」に向けた課題                    |     |
| 第1項    | 資産概念としてのアプローチ                        |     |
| 第2項    | 恣意性の排除と比較可能性の向上                      |     |
| 第3項    | 研究開発活動と日常的活動との異質性                    |     |
| 第4項    | 開発費の資産計上の条件                          |     |
|        | おわりに                                 |     |
| 第7章    | IFRS適用の日本企業における研究開発費のケーススタディ         | 112 |
|        | 一薬品業界を中心に                            |     |
|        | はじめに                                 |     |
| 第1節    | ASBJにおける「社内発生開発費のIFRSのもとにおける開示の実態調査」 |     |
| 第2節    | 医薬品業界におけるM&Aおよび研究開発費への対応             |     |
| 第1項    | 医薬品業界における研究開発活動の特徴                   |     |
| 第2項    | 大手6社における研究開発費                        |     |
| 第3項    | 研究開発投資の収益率                           |     |
| 第4項    | 医薬品業界のバリュー・ドライバー                     |     |
|        | おわりに                                 |     |
| 終章     |                                      | 131 |
| 『参考文献』 |                                      | 139 |

## 序章 研究の目的・方法・論文構成

### 1 研究の目的及び問題意識

伝統的には、財務会計は経営者の受託責任あるいは会計責任を明らかにすることを目的とする。この目的に向けた会計ルールは認識と測定における客観性を重視した。その会計研究の多くは、会計が企業の真実な姿を測定し、報告できると仮定し、会計理論が会計実務を推進することに関心を示した。しかしながら、経営者は目的に応じて会計処理の裁量権が広く認められた結果、証券市場は会計情報から効率的な企業とそれが劣る企業とを明確に区別することができなかった。

70年代以降、コンピュータの普及による大量情報処理が可能な時代に入ると、会計理論や会計基準は、それまでの測定システムが伝達システムを制約する会計観を逆転させ、利害関係者の意思決定に有用な情報として多元的評価による会計情報を開示することを促した。この会計観は企業業績を評価・測定すること以上に情報を遍く報告する会計ディスクロージャーに力点が置かれた。こうして現代会計は、経済社会におけるコミュニケーション道具のビジネス言語あるいは記号としていかに機能するかが問われている<sup>1</sup>。

さて、21世紀の経済における目まぐるしい変化の1つとして、知的財の成長を挙げられる。近年、企業の競争優位性の一部が実物資産と金融資産によって形成されるとしても、それらの背後に、ビジネスモデル、ブランド、従業員のスキルと創造力、組織のシステムと文化、顧客情報とデータベースなどなんらかの無形財がその企業の差異性を形成し、企業価値を高める重要な因子になりつつある。情報通信技術の発達とともに、世界の経済構造は知識情報集約型へ移行するにもかかわらず、財務報告およびディスクロージャー・システムは切迫するこの新たな実態を追いかけることができなく、無形財が会社に及ぼす影響を分析・把握する能力が欠けているのは明白である。経済は生産、消費、投資といった財の動きを中心とする実物経済と、資金の流れを中心とする金融経済と大きく分けることができる。その中で、研究開発活動が実物経済の変動の主要な機動力である。伊藤は1997

年から 2004 年の間、日本企業で連結財務諸表を開示している企業を対象に、有形固定資産投資と無形固定資産投資についての調査を行った結果、無形固定資産は貸借対照表の開示上でのプレゼンスは極めて小さいものの、有形固定資産投資を上回る金額を計上されていることを指摘する<sup>2</sup>。このような背景のもと、財務諸表の有用性の低下問題がしばしば指摘される。そして、会計情報の有用性の低下を裏付ける実証研究が相次いで発表され、多くの無形資産がオフバランスしていることがその乖離の原因の 1 つである。企業が有する見えざる富—ブランド力、人的資源、知的財産—が確実に企業価値を創出しているにもかかわらず、測定上の困難性などを原因で、そして、会計基準に制限され、財務諸表にオンバランスできない現実がある。したがって、財務諸表は企業の本来の姿、つまり現実の経済的リアリティを反映していない。

企業の投資行動分析の研究によれば、無形資産への投資は増えつつあり、特に新製品を生み出すための研究開発活動が活発化し、大量の資源が研究開発活動に投入される事実が確認される。そして、研究開発投資ならびに研究開発費の会計処理は、無形資産会計に係る様々な問題点が露呈している。管理会計の領域における研究開発費は、原価に入れるか否か、原価であれば、製品原価なのか、それとも期間原価であるのか、研究開発費の予算管理と回収管理はいかに実行すべきか、研究開発投資の効果測定はいかなるものであるのかが問われる。また、財務会計の領域における研究開発費は、費用として計上すべきなのか、それとも資産として開示すべきなのか。投資家にとって有用な情報は資産なのか費用なのかいずれかが問われる。

西澤は研究開発費の会計管理、予算管理および費用効果分析などを理論と実務の両面から検討する<sup>3</sup>。西村は、研究開発費を効率的に管理するためには、その効率測定に関連する会計情報の機能について分析した<sup>4</sup>。中村は行動仮説と会計基準の制定の経路依存を方法論として用い、日本の研究開発費会計政策の経路依存について考察した<sup>5</sup>。劉は研究開発費に関する現行の会計基準について、日本の現状を検証したうえ、研究開発費を資産化した後の利益が株価に対する説明力が高いと実証的に論じた<sup>6</sup>。真鍋は研究開発費の繰延処理が会計情報、特に利益情報に与える影響について実証的な考察を行った<sup>7</sup>。

本研究は、これらの先行研究を考察したうえ、無形資産の本質ならびに研究開発費の費用化と資本化について考察するものである。特に、将来の収益を形成する代表的な投資である研究開発費の費用性と資産性の両面に焦点を当て、内部管理目的と外部報告目的の2つの側面における研究開発投資および研究開発費の会計処理について考察する。さらに、本研究はインプット（研究開発費への支出・投資）とアウトプット（研究開発費と利益・株主価値）の両面に係る諸論点を理論的に検討し、ケーススタディ分析を通して、研究開発費の費用計上および資本化問題を明らかにする。

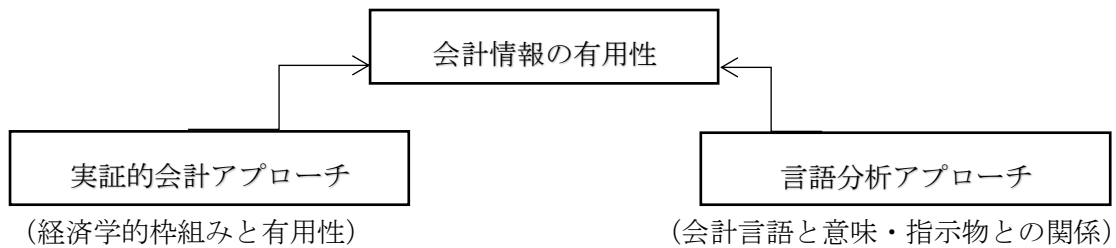
## 2 研究の方法

本論文の研究・アプローチとしては、歴史的アプローチ、解釈的アプローチ、そして言語分析的アプローチをとる。会計は、明確で技術的かつ具体的なコミュニケーション手段としてのビジネス言語であると言われている。しかし、そうした会計は必ずしも社会的コミュニケーション手段として成功してきたとは言えない。整理してみると、その伝統的な会計観が「写像理論」(picture theory)である<sup>8</sup>。

それに対して、現代会計は、従来まで認識されなかったファイナンス・リース、デリバティブ等の金融商品、いろいろな無形資産をオンバランス化してきた。こうした会計言語の機能を「記号機能論」という。それは会計用語の意味の変化と貨幣機能の変質という両面から、価値が欠如したモノに会計という白い布の形式をかぶせ、あたかも価値あるモノかのように創出する機能である<sup>9</sup>。

岡本によると、こうした記号機能論の根底には、ソシュール (Ferdinand de Saussure, 1857~1913) の言語哲学がある<sup>10</sup>。現代会計研究では、会計情報の意味をブラックボックスのまま、資本市場という制約された「場」で有用性を検証する実証的会計研究だけでは十分ではなく、それは会計言語の意味を明らかにする言語分析アプローチによって補完される必要がある<sup>11</sup>。

図表1 アプローチの分類



出所：岡本治雄、『現代会計の基礎研究 第2版』、中央経済社、106頁

近代会計から現代会計への転換は、企業形態、対社会関係、会計あるいは法規範などの要因の変化として現れる。その内実は、測定対象の最重要概念である費用・収益中心主義から、資産・負債中心主義への転換であり、貸借対照表の表示能力を重視することになる。こうした現代会計は、将来の企業イメージを描き、キャッシュ・フローを予測する会計情報の拡大を意図する方向にある。現代会計の論理は、バーチャルな取引を、内的な意味論的アプローチだけではなく、会計制度という仕組みを経由して、外的な語用論的アプローチに基づく社会的レベルの概念規定を利用して、個別に対応することになる。その会計言語は、ビジネス言語レベルの説明を超えた社会的レベルから捕捉されている。この点に関して、論理実証主義の言語哲学である写像理論は、会計言語の意味説明として破綻していることになる。現代会計の写像とは、実在する被写体を忠実に映し出すという意味ではなく、むしろ会計情報を利用する者が、財務諸表を見て、実在しないものを含めて企業の心像を与えられる、といった解釈がなされるべきである。「現代会計の言語機能は、将来発生するであろう経済事象やリスクを、会計言語というスクリーンに映し出して、それを有用な情報として開示する点にある。この意味で、会計の言語分析的アプローチは現代会計の社会的機能を理解するうえで不可欠な領域である」<sup>12</sup>。こうした言語分析アプローチを視座として、本論文は次の構成からなる。

### 3 論文の構成



第 1 章では、経済環境の変化と会計目的観の変容について歴史的アプローチに基づいて考察する。近年、世界経済の構造が実物経済から金融経済、さらに知識情報集約型経済へ移行しつつある。財務報告における目的は伝統的な「経営者の受託責任の解除」および「利害調整に役立つ真実の利益の測定と伝達」から「投資意思決定のための情報提供」へ変容してきた。経済環境の変化は無形財の重要性を増す根本的な要因であることを明らかにする。

第 2 章では、会計における資産概念の変遷を概観し、経済的資源の概念がどのように確立されてきたのかを考察する。さらに、各国の概念フレームワークにおける資産の定義を検討する。資産概念の変遷は資産会計の手法の転換をもたらし、このような転換は企業の資産バリエーションを促進し、貸借対照表の資産の多様化をもたらした。第 2 章は知識情報型経済のもとで、インタンジブルと言われる特許権、ノウハウ、技術力などの知的財産が企業価値に与える重要性が高まるとともに、財務諸表が企業の経済実態を反映する「写像」という考え方が破綻しつつあることを明らかにする。

第 3 章では、現代経済における無形資産の重要性およびその種類を概観する。各会計基準が制度上認める無形資産に関する規定を比較し、伝統的な無形資産の未償却原価の意味を明らかにし、さらに、会計制度上における無形資産の認識と測定を拡張する可能性とその問題点を考察し、最後、一般的な無形資産会計基準を構築する布石として研究開発投資に係る会計問題を再考する。

第 4 章では、米国基準、国際会計基準および日本基準における研究開発費に関する規定の変遷を概観する。まず、米国の財務会計基準制度、研究開発会計基準の嚆矢となる FAS2 号及び現在の研究開発費会計規定を考察する。次に、国際会計基準の生成および発展を概観したうえで、研究開発費に関わる IAS9 号から IAS38 号への展開を追う。最後に、日本の会計基準の生成において、研究開発費（試験研究費と開発費）が最初にどのように処理されていたのか当時の社会背景を考察し、1998 年の研究開発費基準の設定へ至った過程を明らかにする。

第 5 章では、研究開発費の原価性、費用管理上の恣意性、および研究開発投資の企業内

部と外部への経済的影響を考察することを通して、支出時に一括費用計上する妥当性を検討する。まず、本章は支出、費用と原価の 3 つの概念の区分とその相互関係の整理から出発し、費用として処理される場合、その費用は原価に転換したかどうか、すなわち、製造原価に帰属すべきか、それとも期間原価に帰属すべきなのか、研究開発費の原価性（費用性）について検討する。次に、研究開発費用を管理するうえでの恣意性および研究開発費の費用化処理が企業内部と外部への経済的影響を明らかにする。

第 6 章では、研究開発費の資産としての性格を明らかにするために、まず、研究開発費が繰延資産として規定されたことの意義を再考する。次に、研究開発費が無形資産として計上されることは、財務情報および社会にどのような経済的な影響を及ぼすか先行研究をレビューしながら分析する。さらに、それが無形資産として計上されると、無形資産の償却と減損をめぐる問題点は何かを検討し、研究開発費の「資本化」に向けて、開発費の資産性を理論分析し、資産計上するに当たる壁はどのようなものなのかを考察する。研究開発費の資産化の問題は二つのグループに分けることができる。一つは取得原価主義会計の枠内での資産化を前提とし、研究開発支出額を上限とするものであり、もうひとつは取得原価主義を踏み越えて、研究開発資産の評価額を測定するために資産化を含む何らかの手法を用いるものである。これら 2 つの側面でそれぞれ検討する。

第 7 章では、まず、企業会計基準委員会が 2008 年に公表した「社内発生開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」を考察し、欧州企業の実際の適用状況を確認する。次に、日本における IFRS 任意適用企業を調査し、その適用初年度と前年度における業績変化を分析する。特に、研究開発費が高額となっている薬品業界の研究開発活動に注目し、2000 年代以来、薬品業界における合併・買収の背景には、「高騰する研究開発費の確保」という原因が働いていることを明らかにする。製薬大手 6 社のそれぞれのケース分析をしたうえ、研究開発投資の収益率および薬品業界のバリュー・ドライバーについて考察する。

終章では、規範理論としての研究開発投資の情報がいつ、どこで、どのような方法で開示すればよいのかを提案し結論に代える。その結論に至るプロセスでは、あらためて財務諸表公開制度の意義、公開の本質、財務情報と非財務情報の開示、研究開発情報の開示、

知的財産情報の開示と資金調達、情報開示と株価の形成を整理する。本論の結びとしては、費用計上が、必ずしも適切ではないという結果が多数出ているにもかかわらず、米国基準も日本基準も、現時点で費用計上している現実を批判し、アンチテーゼとして研究開発費の資産計上の意義とその論拠を提案し、本研究は拙者の無形資産会計研究の第一歩とする。

<sup>1</sup> 岡本治雄、『会計記号と企業分析』、唯学書房、2017年、23-24頁。

<sup>2</sup> 伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、13-15頁。

<sup>3</sup> 西澤 脩、『研究開発費の会計と管理』新第5版、白桃書房、1997年。

<sup>4</sup> 西村優子、『研究開発戦略の会計情報』、白桃書房、2001年。

<sup>5</sup> 中村恒彦、「会計基準の経路依存：研究開発費・ソフトウェア会計を中心として」、博士論文神戸大学、2004年。

<sup>6</sup> 劉 慕和、『研究開発投資の会計処理と市場の評価』、同文館出版、2005年。

<sup>7</sup> 眞鍋和弘、「研究開発費会計に関する研究：代替的处理方法と利益情報の有用性」、博士論文横浜国立大学、2008年。

<sup>8</sup> 岡本によると、ウィトゲンシュタイン (Wittgenstein, Ludwig Josef Johann 1889-1951) は『論理哲学的論考』(1918年)の中で「命題(言明)は現実の像」と論じた。文の役割は世界の事態(対象の構造的配列あるいは事実)の記述であり、語の意味はそれが指示する対象である。写像理論の経済的リアリティは「外側に内在する事物」であって、会計記号の役割は代替物という資格で他の事象を喚起することによってこれを表象する。記号は記号外にある対象やリアリティを再現、あるいは人間の思考や意識の伝達道具であり、記号以外のものと区別される。『会計記号と企業分析』、唯学書房、2017年、43頁。

<sup>9</sup> 同上書、45頁。

<sup>10</sup> 岡本によると、ソシュールは『一般言語学講義』において写像理論を否定し、一つの記号が意味をもつのは他のすべての記号と関係して相対的に決まるとして、言語ゲーム論を展開する。コトバ記号 (signe) は他の一切の記号と異なり、自らの外にア・プリオリ (経験に先立つ) に存在する意味を指し示すものではなく、いわば「表現」と「意味」とを同時に備えた、無動機の形式である。そのことから、ソシュールは、コトバ記号の記号表現をシニフィアン (signifiant) と記号内容をシニフィエ (signifié) と名付け、二つが同時に結びついて一つの記号 (精神的な実体) となると考える。記号内容は、記号表現が意味する概念である。要するに、コトバ記号は結果的には構成された構造内で記号の様相を呈するが、コトバ記号以前にはコトバ記号が指し示す事物も概念も存在しない。記号は他の記号との「差異の体系」を構成し、それによってそれ自身がその体系の中で特定の価値を有する。ソシュールの記号論は実体ではなく関係性を生みだして意味する。『会計記号と企業分析』、唯学書房、2017年、45頁。

<sup>11</sup> 岡本治雄、『現代会計の基礎研究 第2版』、中央経済社、2002年、106-122頁。

<sup>12</sup> 同上書、122頁。

## 第1章 経済環境の変化と会計目的観の変容

はじめに

近年、世界の経済環境が実物経済から金融経済、さらに知識情報集約型経済へと移行しつつある。そうした動向の中、企業の経済活動はブランド、ノウハウ、開発力などの知的財産の重要性が高まるとともに、貸借対照表に計上される資産が、見える富の固定資産や金融資産から、見えざる富といわれる無形資産まで、そのバリエーションが増える一方である。

本章は、世界的な産業構造の変化が、どのようにして企業の資産に多様化を与え、社会・経済制度の変化が、会計目的にどのような変化を及ぼしてきたかを明らかにするものである。武田によると、19世紀以降の産業構造をプロダクト型市場経済、ファイナンス型市場経済および知識情報型市場経済の3つに類型化し提示した<sup>1</sup>。この考え方に沿って、第1節から第3節まで、各市場経済を背景にした企業資本の性格が会計上の資産に及ぼす影響について検討する。第4節では、受託責任概念、財務諸表の利害調整機能と情報提供機能に着眼し、これら三者はいかに絡み合っただけでなく、会計制度の中に存在し、その役割を果たしているのかを考察し、利害調整と情報提供の会計目的観の相違点を検討し、現代の財務報告の目的が「投資意思決定のための情報提供」重視の潮流の原因を明らかにする。

### 第1節 プロダクト型市場経済における有形固定資産

市場経済は、一般的に、市場を通じて財・サービスの取引が自由に行われる経済のことであると言われる。プロダクトとは、生産・生産品を意味し、プロダクト型市場経済とは、機械・設備・工場・建物等の有形財投資を行い、商品やサービスの生産・販売などを行う経済活動である。このプロダクト型市場経済のもとでは、有形財が企業の成長を促進し、経済を活性化するドライバーであると考えられる。この経済のもとでの資本は固定され、

固定的な性格が付されて「固定資本」とも呼ばれている。北村は、企業における資本の回転の相違に注目し、資本が流動性と固定性の性格を有すると主張した<sup>2</sup>。プロダクト型市場経済のもとでは、企業が生産を行うために、投入したのは貨幣であるとしても、その貨幣で生産手段と労働力を購入し、生産過程に通じて商品が生産される。その過程における資本は、もはや貨幣資本ではなくなる。この過程に置かれる資本は原材料と労働力のようなすべて生産にインプットされ、価値としてすべて対象化され、生産物の販売によって、すべて貨幣形態で還流し流動的な性格を持つ。産出されたものにはその原材料と労働力の痕跡は残っていないが、価値としてはそのすべてが生産物に入り込んで販売によって回収されるという特徴から流動資本である<sup>3</sup>。

これに対して、工場・建物・機械などの投下資本は、生産過程の中で一回転しただけでは、回収できなく、最終的に貨幣としてすべてが還流するまで何回も回転しなければならず、固定的性格を持つ。例えば、工場の建物に20年間の耐用年数があるとすると、当該建物の価値は1年間に20分の1しか回転しない。1年に100個の生産物が生産されるとすると、建物の価値はその生産物1個について2000分の1が移転されることになる。その多くの価値は生産場面に固定され固定資本と認識される<sup>4</sup>。長期保有する有形固定資産の評価問題が損益計算に大きな影響を及ぼし、伝統的な会計問題としてクローズアップされてきた。

## 第2節 ファイナンス型市場経済における金融資産

ファイナンス型市場経済はいつから、どのように形成されたのか。水野は、先進国の10年国債の利子率の低下の時期に着目する。1970年代に入り、アメリカがベトナム戦争に勝てなかったこと及びイランのホメイニ革命などの資源ナショナリズムの勃興の影響で、アメリカをはじめとする先進国の交易条件が悪化し、モノづくりが割に合わなくなった。既存の実物経済で高い利潤を得ることができなくなり、アメリカはIT（情報技術）と金融自由化が結合して作られる空間の「電子・金融空間」に利潤のチャンスを見出した。1973年、

為替相場が変動性に移行し、金融工学に関する技術革新により、金融商品が開発され、世界各地に広がった。金融商品は固定資産と棚卸資産を媒介する補助財としての地位にあったものが、その取引量がプロダクトの取引量の20倍から50倍に達するまでに成長した<sup>5</sup>。

このように、ファイナンス型市場経済において、金融商品が経済財として主要な収益源泉を形成し、株式会社および企業資本の性格に変化がもたらし、すなわち、資本が実在するものから架空・擬制なものへ変化していった。佐合によると、マルクス (K. Marx) は、利子を生む資本の運動が一般化すると、一定の定期的収入は利子とみなされ、利子率によって資本が還元され、その背後に新たな資本 (擬制資本) が生まれる。その結果、「実在する資本」である現実資本から乖離した「架空の資本」(擬制資本) が形成される。現代、公社債、株式、貨幣貸付けのような定期的に利子をもたらすものは利子を生み出す資本とみなされ、定期的に一定額の収入を受取る名義、または請求権を、あたかもそれ自体が資本であるかのように想定し、これらの架空の資本は定期的収入をもたらす元本であるが、あくまでも、架空のものであるから、擬制資本あるいは架空資本とよばれる<sup>6</sup>。

擬制資本と金融資産の関係について、佐合は次のように説明している。商品は労働生産物であって一定の使用価値をもっている。商品の売買を通じて、その商品が有する使用価値が売手から買手へ譲渡される。商品取引の目的は商品が有する使用価値の獲得ではなく、商品を販売することによって生じる利潤を獲得する。商品は利潤獲得のための単なる媒介物とみなされるようになる。したがって、利潤獲得の機会を拡大するために、資本は商品取引の範囲を拡大しようとする。売買の対象となりうるものをすべて商品化して、価格差を獲得しようとする。例えば、労働生産物である物商品から非労働生産物の物的商品 (土地など) へ、さらに、サービスなどの非物的商品まで、さらに金融商品・金融派生商品へ拡大していく。こういう中で、擬制資本が金融商品として売買されることになる。金融商品は、一定の権利を表すものであるが、きわめて多様なものが含まれ、収益に対する権利を表すものである。金融商品の需要者である投資家が欲しいのは、基本的にその金融商品から生じる収益を取得する権利である。この権利は一種の使用価値と考えられ、この権利の譲渡はその権利を証券化した商品、つまり有価証券などの所有権の売買という迂回した

形で行われる<sup>7</sup>。

このように、ファイナンス型市場経済のもとで、企業資本の性格は、プロダクト型経済における生産性・固定性に擬制性・架空性が加わることになった。したがって、貸借対照表の借方に有形固定資産のほかに金融資産が現れ、資産項目の割合も大きくなりつつある。

### 第3節 知識情報型市場経済における無形資産

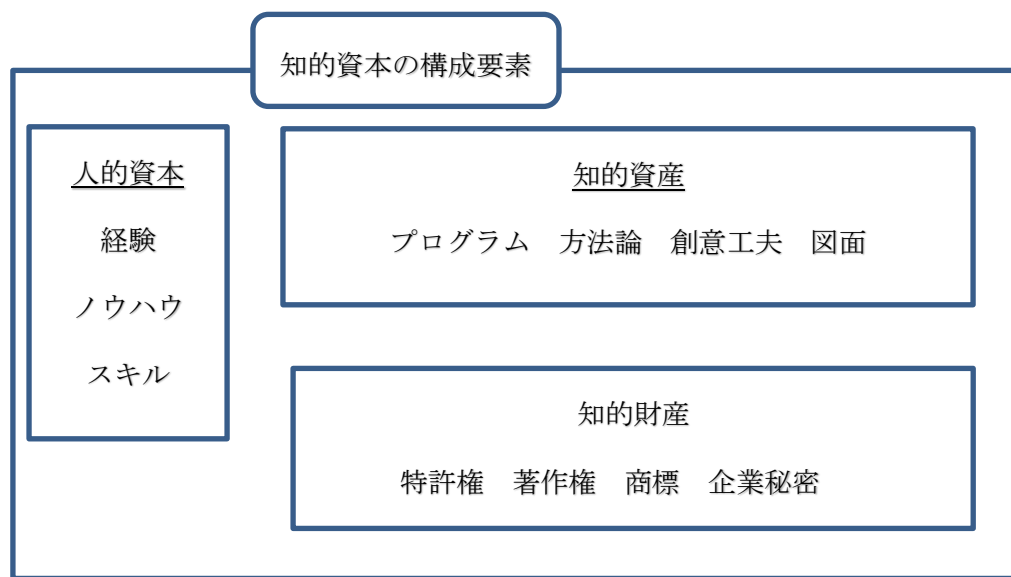
株式会社による収益獲得の手段は、プロダクト（製品・商品）とファイナンス（金融資産）である。これらはいずれも独立財として市場価値を有し、独立の当事者間において公正取引の対象となる財である。しかし、1990年代には、情報通信技術が飛躍的に発達することによって、一方で金融の自由化・国際化が促進され、デリバティブ（金融派生商品）取引が増大するとともに、他方で企業戦略における知的財産を活用する重要性も高まっていた<sup>8</sup>。プロダクトやファイナンスが企業の差異性を形づくり、市場において収益機会を高めるためには、それらの背後にノウハウ、技術、特許および経営を取り巻く外的なネットワーク（顧客関係）、内的なネットワーク（経営内部のコミュニケーション能力）等の人的リソースによって作り出され、無形財の蓄積が存在する。そして、無形財が企業の価値創造の要素として重視されはじめ、企業モデルとして投資評価のメジャーとなった。そこには無形財に多く傾斜した市場原理の作用する社会へのシフト現象が見られる。武田は、これを知識情報型市場経済と呼んだ<sup>9</sup>。

21世紀に入ると、無形財の急激な増大を背景にして、会計における無形資産の資産性との関係から無形財いわゆるインタンジブルズ<sup>10</sup>に関する研究が行われてきた。日本の「企業会計原則」では、無形固定資産については営業権、特許権、地上権、商標権等と規定し、一般的に財またはサービスの生産もしくは供給に利用するために、あるいは他社へのレンタルのために、あるいは管理目的で保有している物的性質のない非貨幣性資産を意味する。

知的資本の意義について、櫻井によると、以下の3つの内容を内包する。第1は、知的資本は財務情報を補足する。第2は、知的資本は市場価値と簿価との差額であり「隠れた

価値」の特徴をもつ。第3は、知的資本は貸借対照表の借方欄ではなく、貸方側の問題である<sup>11</sup>。また、知的資本を企業価値の創造への役割として以下の図表 1-1<sup>12</sup>に明示した。

図表 1-1 知的資本とその主要な構成要素



出所：櫻井通晴、「インタンジブルズは知的資産と同義か…」、専修マネジメント・ジャーナル、

2014年15頁

図表 1-1 から、無形資産は、オンバランスされている無形財に対して、知的資本は企業におけるあらゆる無形財を包括している概念である。制度上で規定された無形固定資産(営業権・特許権など)は、企業が有する知的資本の一部分を、会計上における認識かつ測定でき、具現化されたものである。この具現化のプロセスは、先ず企業が資本を投入し、有能な従業員を雇用することによって新しい資本いわゆる知的資本を誕生させる。知的資本もまた人的なものと同様に組織的なものに分類できる。従業員の知識、スキル、創造力と組織のシステム、文化、データベースなどが結合し、その結果、営業力・特許権・商標権のような無形資産が作り上げられる。企業価値は人的の各要素と組織の各要素によるシナジー効果であると考えれば、このシナジー効果を完全に表現ないし測定し無形資産としてオンバランス化する課題が残る。



## 第4節 会計目的観の変容

### 第1項 受託責任の会計目的観

受託責任概念は、一般に所有者（委託者）と代理人（受託者）という二人の当事者間の関係を指示するものである。それは中世の荘園制度のもとで発生したものである。イギリスでは不在荘園主の代わりに荘園を管理する者としてスチュワードが発生した。スチュワードと荘園主に対する関係がスチュワードシップ（受託責任）である。スチュワードは、委託された荘園の管理に対する責任から解除されるために、荘園主に対してある期間の荘園にかかわる諸事象を報告し、ある時点での財産状態の報告を行っていた<sup>13</sup>。

その後、所有と経営の分離に基づく近代企業形態の株式会社の組織では、株主は自己の所有する資金の管理と運用を委託する者であり、他方の経営者は、資金の管理・運用の権限委譲を受けて、株主の利益のために行動する受託者（スチュワード）である。経営者は株主から委託された資金を誠実に管理だけでなく、株主の利益が最大となるよう、自己の全能力を投入して経営活動を行うべき受託責任を負うことになる。そうしたコンテキストでの経営者は、複式簿記の継続記録に基づき、定期的に財務諸表を作成し、これを通じて株主に報告・説明することにより、自らの受託責任を解除するプロセスを踏む。委託された責任を第一義的なものとする見方は、受託責任概念を会計責任概念へ進化させたものと理解できる。会計報告についての説明責任あるいはアカウンタビリティが受託責任から生成し、次第に基本的な概念として、いわば伝統的な会計構造の報告・伝達機能の説明手段として定着してきた。また、受託責任の解除という目的を遂行するためには、経営者は、実際に行われた過去の取引を継続的に記録する必要がある。その手段として、複式簿記を組入れた会計制度が利用され、取引に基づく継続記録によってフローの真実性が保証される。それゆえ、受託責任に基づく会計情報の性質は、過去の取引事実を中心とした客観的で、信頼性が高いものであることが要求される。こうした受託責任概念が会計目的観として確立した経緯について、梶田は二つの段階に分けて考察する。一つは、作成者指向

を重視する受託責任概念の段階（1900～1960年代）であり、もう一つは、利用者指向を重視する受託責任概念の段階（1960年代以降）である<sup>14</sup>。

## 第2項 分配可能利益に基づく利害調整機能

現代の企業は、株主をはじめ、債権者、従業員、地域、国などの多岐にわたる利害関係者との利害関係を抱えながら経済活動を行っている。企業の経済活動は、主に株主からの出資あるいは債権者からの借入によって調達した資本を使い、設備、原材料や商品を仕入れ、製品を生産するまた販売し、投下資金を回収する一連の資金循環プロセスとして捉えることができる。会計は、この一連の経済活動を貨幣額により統一的に測定し、最終的に財務諸表という形で利害関係者に報告する。

こうしたプロセスにおいて、利害関係者間には利益の処分をめぐる利害対立が生じる。例えば、株主は、利益の配当を多く望むのに対し、経営者は、利益を内部留保し、次の投資先に振り向けることに努力を傾注する。債権者も自己の権利を守るために、資金の流出を制限する配当金制限を要求する。このような錯綜した利害関係を持つ企業は、財務諸表の数字を通じて、利害関係者間で存在する相互不信と対立関係を解消し調整する。経営者は、すべての利害関係者が満足できる会計数字を出すのに努力し、財務諸表を通じて、その結果をすべての利害関係者に報告・説明することによって、自らの受託責任が初めて解除されることになる。このように、会計が持つ利害対立を調整する役割は、財務諸表の利害調整機能であると一般的に認識されている。利害調整機能は、会計を行う伝統的目的いわゆる受託者の委託者に対する受託責任の解除とともに認識される機能である。それゆえに、企業による会計行為は、利害調整の目的を遂げて経営者の受託責任を解除することである。利害調整目的は受託責任概念から拡張したものとして受託責任と並んで同一の目的として認識できる。

また、財務諸表の利害調整機能が果たされる場合の制度上の特徴は、会社法の規制である。企業会計は、元来、法律による規制の有無にかかわらず、企業経営に不可欠なシステ

ムとして自然発生的に実施されるものである。しかし、企業の影響力が経済社会において増大するにつれ、法律によって各種の規制が加えられるようになる。会社法及び税法は、企業をめぐる個々の経済主体の相互間の利益の調整を目的として制度化されてきた。配当金の制限や法人税率などの規定はその模範例である。会計数値は、各種の契約や法律上の制限事項の中に組み込まれて利害調整の機能を果たす<sup>15</sup>。利害調整機能は、利害関係者とりわけ株主の配当財源たる利益の計算を重視する。この利益は事後計算的で回顧的な性格を有する。利害調整機能に立脚する会計情報の特質は、過去の取引事実を継続記録したもので、公正かつ客観的で信頼性が高いことが要求される。しかも、このような利益は、単なる計算上の利益というだけでは不十分であり、現金の裏付けのある利益であることが要求されている<sup>16</sup>。

### 第3項 意思決定アプローチへの移行

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）の共同プロジェクトは、「財務報告に関する概念フレームワーク」<sup>17</sup>において、投資意思決定会計が受託責任会計を包摂することを明らかにした。共同プロジェクトによると、財務報告の目的に関する最終的な結論は、結局、投資意思決定会計を主、受託責任会計を従とするものであった。すなわち、財務報告の目的は、現在及び将来の投資者、与信者、その他の債権者に対して、意思決定を行う上で、有用な、当該企業に関する財務情報を提供することにある。現在及び将来の投資者等は、企業の将来キャッシュ・フローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要とする。投資者等は企業の資源、企業に対する請求権、および経営者がいかに効率的かつ有効に企業の資源を利用する責任を果たしているかについての情報を必要とする<sup>18</sup>。

財務諸表などの会計情報は、伝統的に、配当可能利益や課税所得などの計算を中心に利害調整の局面で利用されてきた。しかし、現代の財務報告は、利害調整よりも情報提供機能へとシフトし、より広い投資者の投資意思決定のための情報をディスクローズする方向

にある。本項では、このシフトの原因を証券市場の発達、ディスクロージャー制度の確立及び概念フレームワークの定着という三つの側面から明らかにする。

## 1 証券市場の発達

企業会計に対する情報開示機能が大きく期待されているのは、広く大衆株主から産業資本を調達することが重要となっているからである。それは、高度に発達した資本市場の存在が前提となっている。企業の拡大を賄うための資本の需用が、株主や債権者の供給能力を超える時、その証券市場が成長する<sup>19</sup>。企業から投資家（株主や債権者）への情報提供は、証券市場を成立させるための不可欠な要件である。したがって、財務諸表の公表は、経営者・株主・債権者の中の私的な利害調整を超えて、証券市場を円滑に機能させて資金の効率的な配分を促進する公的な役割をも果たしている<sup>20</sup>。

証券市場の発達は、第一に株主が経営者との利害対立関係のもとで自己の財産を保全する新しい方法を可能にし、会計報告に対する株主の需要を変化させた。すなわち株式所有の分散から個々の株主の影響力が低下した。株主は保有する株式を市場で譲渡することにより、自己の財産を容易に保全できる。多くの株主は、経営者の人選や経営意思決定への参加より、むしろ株式投資から得られる利益に関心を持つ。こうした変化が、会計報告の目的を、経営者の受託責任の遂行状況を評価する目的から投資意思決定のための情報へとシフトさせたのである<sup>21</sup>。

また、証券市場の発達は、不特定多数の人々が株式や社債などの証券取得を通じて、容易に株主や債権者になることを可能にする。このことは、既存の株主と債権者だけでなく、将来において株主や債権者になりうる潜在的な人々をも会計報告書の受け手として認識すべきことを意味する。潜在的な投資家は、既存の株主や債権者のような利害関係を有してはいないものの、会計報告書の利用者でもある<sup>22</sup>。このように、財務報告の目的は、広いステークホルダーにとっての投資意思決定のため情報提供機能である。

## 2 ディスクロージャー制度の確立

1970年代以降、先進国の企業は、実物経済から高い利潤が得られなくなって、実物経済から金融経済、つまり情報技術と金融自由化が結合してつくられる空間で利潤を出そうとする傾向にある。アメリカのウォール街を中心に、金融工学や情報技術の発達によって金融技術革新が生じた結果、新しい金融商品が次々に生まれた。その典型がデリバティブ取引である。デリバティブはそれ自体に固有の価値をもたないが、原資産あるいは経済的指標に依存する代理物であり、バーチャルな存在である<sup>23</sup>。情報技術と金融が結びつくことで、大企業や機関投資家は国境を越えて、キャピタル・ゲインを稼ぎ出すことができるようになった。

1985年頃のアメリカでは、投資家の動向は、配当を確保する長期指向から、次第にキャピタル・ゲインを求める短期志向へと変化し、ポートフォリオ選択に有用な情報を求めるようになった<sup>24</sup>。したがって、企業の財務報告の主眼は、決算報告から証券市場への情報開示へ重点が移り始めた。企業の経済的実態や財務リスクの開示が重視された結果、損益認識（フロー）の観点から資産負債（ストック）の会計認識が強く出てきている<sup>25</sup>。こうした金融商品の発達に伴い、オフ・バランス取引が活発化し、企業の経済取引、利益及びキャッシュ・フローの測定など財務情報を含めて、合理的な意思決定に役立つ会計ディスクロージャーの拡大が制度化されてきた。会計ディスクロージャー制度は、企業に関する不特定多数者への情報提供という理念の下、一般投資家を社会的に保護しようという要請から生まれた制度である。一般投資家は、自己責任において合理的な投資意思決定を行うために、必要な事実を、完全かつ十分な開示という開示主義に基づいている<sup>26</sup>。このように会計ディスクロージャー制度の確立にともない、財務会計の目的は受託責任会計から意思決定会計へ展開するようになってきた。

### 3 概念フレームワークの定着

財務諸表の作成と公表に際して準拠されるべき社会的な規範として形成されてきたものは会計概念フレームワークである。概念フレームワークの導入は、財務報告目的に大きな変化を与えている。概念フレームワークは、会計の目的や基礎概念を規定することから出

発し、その目的に適合する会計情報の性質を明らかにし、次いでその情報の性質から財務諸表の構成要素を確定するとともに認識・測定基準を示し、一つの大きな枠の中で各種の会計基準を導き出そうとするものである<sup>27</sup>。アメリカにおけるその公表は、1978年の財務会計基準審議会（FASB）によって端緒が開かれ、1989年に国際会計基準審議会（IASB）に、そして2006年に日本で確定された。ひとつの共通点は、証券投資や融資の意思決定を促進するための情報提供を主たる目的として規定していることである<sup>28</sup>。

日本では、2006年12月に、企業会計基準委員会が確定した『財務会計の概念フレームワーク』（討議資料）は、財務報告の目的を最初に取り上げた。財務報告制度の目的は、社会からの要請によって与えられるものであり、自然に決まってくるのではない、と明文化した。明文化した主たる目的は、投資者への意思決定情報の提供として明示され、投資者による企業価値の推定に資する情報の提供を可能にするための社会規範として機能することが会計基準の役割であるとされている<sup>29</sup>。

IASBとFASBは、2010年に共同プロジェクトにより公表した「財務報告に関する概念フレームワーク2010」<sup>30</sup>では、意思決定有用性アプローチに基づき投資家等への意思決定のために有用な情報を提供することを基本目的としている。このようにFASB、IASBと日本の概念フレームワークにおける財務報告に関する規定は、従来の企業の利益計算および報告という受託責任的な観点から、意思決定目的を「将来志向重視」の市場ないし利用者の観点へとその立場を転換していることは明らかである。

## おわりに

以上、企業会計の目的に関する変遷を検討した。その結果、近代会計における「経営者の受託責任の解除」及び「利害調整に役立つ真実の利益の測定と伝達」という伝統的目的から、現代会計における「投資意思決定のための情報提供」へと変容してきた。この変容は財務諸表の目的の規定から財務報告の目的へと変化とも伺える。

現代の財務諸表は、企業の経済活動の結果を、当該企業を取り巻く利害関係者に伝達す

るための報告書であり、記録および報告の対象物である。財務報告はステークホルダーとのある一定のコードに基づくコミュニケーションの手段である。そして、意思決定有用性アプローチに基づき、財務利用者の観点から、その意思決定のために有用な情報を提供するというように、証券・金融市場における開示の方に重点が置かれている点が異なるものと考えられる。しかし、無形資産が拡大する状況において、財務報告あるいは財務諸表が企業の経済活動のリアリティをどこまで表現しているのかは問題が残る。

- 
- <sup>1</sup> 武田隆二、『最新 財務諸表論 第11版』、中央経済社、2008年、625頁。
  - <sup>2</sup> 北村洋基、『現代社会経済学』、桜井書店、2013年、124頁。
  - <sup>3</sup> 同上書、124頁。
  - <sup>4</sup> 同上書、124-125頁。
  - <sup>5</sup> 水野和夫、『資本主義の終焉と歴史の危機』、集英社新書、2014年、27-28頁。
  - <sup>6</sup> 佐合紘一、「擬制資本運動の展開に関する一考察」、大阪市立大学経営研究、1997年7月、3-6頁。
  - <sup>7</sup> 同上論文、14-16頁。
  - <sup>8</sup> 浦崎直浩、「知的資本の測定と報告」、『商経学叢』、近畿大学経営学部、2005年3月、11頁。
  - <sup>9</sup> 武田隆二、前掲書、151-152頁。
  - <sup>10</sup> インタンジブルズを知的資産との関係でどう位置づけるかに関して、櫻井[2014]によれば、2つの主要な潮流がある。1つは知的資本と同一視する見解、もう1つは知的資産だけでなく、ブランドやコーポレート・レピュテーションを含める見解である。
  - <sup>11</sup> 櫻井通晴、「インタンジブルズは知的資産と同義か…」専修マネジメント・ジャーナル、2014年12月、15頁。櫻井によると、Edvinsson and Maloneが以下の三つを指摘した。
  - <sup>12</sup> 櫻井通晴、「インタンジブルズは知的資産と同義か…」専修マネジメント・ジャーナル、2014年12月、15頁。
  - <sup>13</sup> 山地秀俊、『情報公開論の諸相』、『会計検査研究』第26巻、2002年9月、217頁。
  - <sup>14</sup> 梶田龍三、「会計における二重の受託責任概念について」、『日本会計研究学会第71回大会自由論題報告』、2012年。
  - <sup>15</sup> 桜井久勝、『財務会計講義』第15版、中央経済社、2014年、9-13頁。
  - <sup>16</sup> 岩崎勇、「IASBの概念フレームワークにおける会計目的について」、九州大学経済学研究、2012年3月、64頁。
  - <sup>17</sup> IASBとFASBは、包括的かつ体系的に首尾一貫した概念フレームワークを構築するために、2004年から2010年まで概念フレーム開発の共同プロジェクトに取り込んでいた。
  - <sup>18</sup> 村田によれば、そして、IASB/FASBの共同プロジェクトにおいて、経営者の責任履行に関する情報は、第一義的には、投資意思決定情報であり、副次的に、議決権行使等のための情報も兼ねるということになる。このように、投資意思決定会計が受託責任会計を包摂することによって、IASB/FASBの概念フレームワークは将来キャッシュ・フロー予測のための統合的な体系として構築されると考えられる。村田英治、「会計における主観主義と客観主義—受託責任会計と投資意思決定会計の異質性」、『福島大学経済学会商学論集』第79巻第4号、2011年3月、12-13頁。
  - <sup>19</sup> 染谷恭次郎、『会計職能の変化と拡大』、税務経理協会、1994年、178頁。
  - <sup>20</sup> 桜井久勝、前掲書、11頁。
  - <sup>21</sup> 同上書、10頁。
  - <sup>22</sup> 同上書、10頁。
  - <sup>23</sup> 岡本治雄、『現代会計の基礎研究 第2版』、中央経済社、2002年、117頁。
  - <sup>24</sup> 岡本治雄、前掲書、164頁。

- 
- <sup>25</sup> 石川純治、『揺れる現代会計』、日本評論社、2014年、142頁。
- <sup>26</sup> 斉藤静樹、『企業会計とディスクロージャー』第4版、東京大学出版会、2010年、5頁。
- <sup>27</sup> 広瀬義州、『財務会計』第8版、中央経済社、2008年、29-30頁。
- <sup>28</sup> 同上書、29-30頁。
- <sup>29</sup> 桜井久勝、『会計情報の有用性』、中央経済社、2013年、38-39頁。
- <sup>30</sup> IASB, IASB and US FASB complete first stage of conceptual framework.p.1 <http://www.IFRS.org/New/Press+Releases/First+stage+CF+completed.htm>



## 第2章 資産概念の変遷と経済的資源の拡大

はじめに

会計は企業の経済実態を映し出す「鏡」である、としばしば表現される。武田は「会計行為は、利益稼得の物的・経済的事実関係（例えば、商品を購入し販売するという事実関係）を一定の測定ルール（会計処理の原則・手続き）を介して貨幣的・経済的数関係（例えば会計報告書）として写像する活動である」と解釈する。会計の伝統的な枠組において、会計（財務諸表）は企業の経済活動の実態を写像する役割を果たしている。しかし、現在、インタンジブル（無形資産）と言われる見えない富の増加とともに、会計は企業の本来の経済実態を映し出すことができなくなっている。すなわち「会計は写像である」という考え方が破綻しつつある。

本章の目的は、資産概念の変遷を考察することによって、この写像理論の破綻の事実を確認し、「経済的資源」という概念に至る資産の本質を明らかにする。第1節では、資産概念の変遷を概観する。資産概念に関するいくつかの代表的な所説を整理し、その発展の跡をたどる。第2節では、IASB、FASB 及び日本の概念フレームワークが、現在どのように資産を規定しているのかを検討し、資産の定義における捉え方の違いが、無形資産に対する処理の違いを生じさせていることを明らかにする。第3節では、知識情報型経済の下、知的資本および無形資産による企業価値に与える影響が大きくなるにつれ、会計は企業の経済実態を反映する能力が低下することを考察する。なお、本章は拙稿「資産概念の変遷と経済的資源の拡大」（『経営経理研究』第111号、拓殖大学、2018年2月）を加筆し、修正したものである。

### 第1節 資産概念の変遷

#### 第1項 法的所有権に基づく資産概念 一財産説一

資産という用語の語源は、「十分な」という意味をもつフランス語の *assez* である。それは負債を返済するのに十分な財産を意味する<sup>2</sup>。すなわち、誰か財産の持ち主（主体）がいて、この持ち主が故人に対する負債と自分の財産の両方を所有し、負債を返済できる十分な財産がその持ち主の資産である。資産は持ち主に所有され、債務の返済に抵当できる価値がある財産のことであった。

1673年に制定されたルイ14世の商事王令（フランス商事王令）の中に、商法の論理としての財産計算の考え方がある。それが債権者保護思想と言われる<sup>3</sup>。その第3章第8条による商業帳簿および財産目録に関する規定は、財産計算指向的貸借対照表の思考の源流とされている<sup>4</sup>。貸借対照表の出発が財産計算であるとすれば、債権者に返済しなければならないものは負債、それを十分に返済できる能力を示すのが財産であり、資産である。

財産は、法律用語辞典によれば、「広く有形・無形の金銭的価値を有するものの総体をいう。また、積極財産と消極財産を含む<sup>5</sup>」。日本の旧民法は「財産ハ各人又ハ公私ノ法人ノ資産オ組成スル権利ナリ」（財産編1条1項）、と定義する。一般に財産は積極と消極との二部分からなる。積極財産を資産、消極財産を負債と考える。その延長線に位置する貸借対照表は、財産計算のために存在することである。次に、財産の計算は債務を返済するために行うことであり、担保物件である資産と債務の関係を表示するため、資産と負債は並行して記載される。最後に、財産計算と債務返済の前提は所有主の所有権が存在し、ゆえにその財産と債務の持主が貸借対照表の作成者である。したがって、これは資産の本質を「財産」として捉える「財産説」である。この考え方に立つ資産もしくは「財産」は法律に保護されている持ち主の所有権の存在が前提とされている。

## 第2項 計算構造的な資産概念 —費用説—

時代が移り変わり、株式会社の発展とともに、財産に対する債権者の要請が次第にうすれていった。株主を始めとする投資家は、企業の財産計算より、正確な期間損益計算から導出される利益に関心を持つようになった。法的所有権に基づく価値があるモノとしての資産概念は一転し、資産を「費用」としてみる、いわゆる「費用説」が台頭した。資産を

費用としてみる考え方は、20世紀初頭における株式会社の会計目的と結びつけられる。企業が営利性の原則に従い、将来における利益期待のもとで経営活動を行い、従って会計目的も期間における正確かつ合理的な利益を計算するために、収益と費用の対応ならびに期間損益計算の理論が生まれた。その第一人者がドイツの会計学者シュマーレンバッハである。

シュマーレンバッハ (E. Schmalenbach) は、期間損益計算と全体損益計算について、企業の設立から解散までの全体損益計算は「収入・支出計算」であるとする。これに対して、全体の収支計算を人為的に区画する期間損益計算を「収益・費用計算」である、と考えた。この一致の原則から、全体利益は期間利益の合計に等しく、収入と支出、収益と費用の双方、相互の期間的ズレである「未決項目」を収録するのが貸借対照表である<sup>6</sup>。この動態論のもとでは、損益計算書に計上される費用は当期の費用であり、貸借対照表に計上される資産は、当期以降の費用であり原価である。

資産を原価もしくは費用として理解する主張は、米国ではアメリカ会計学会 (The American Accounting Association、以下はAAAを契機とし、AAAが会計実務に影響を及ぼした1930年代から40年代へかけて受け入れられるようになり、1950年代から70年代にかけて広く普及した。AAA[1936]は、会計を歴史的な原価と収益を当期と将来に配分する過程と考えて、資産の取得原価を、まだ消費または消滅していないか、その有効性が失われておらず、次期以降の事業に合理的に用いられ回収されるために繰り越される部分としている<sup>7</sup>。日本においても、太田は、資産概念が貨幣計算をベースとする計算技術的性格をもつと考えたうえ、資産は支出の結果物であり、それが解消することにより費用になると主張した<sup>8</sup>。

このように、20世紀の初頭から70年代にかけて、支出を当期費用と将来費用とに区別して期間損益計算という構造に立つ資産概念の、いわゆる「費用説」が広く認識された。言い換えれば、損益計算構造との結びつけを強調する資産概念の中心問題は、費用の流れを現在と将来を分割することである。しかし、この考え方 (いわゆる動態論) のもとでは、現金預金、受取債権、貸付金などの貨幣および貨幣請求権からなる諸資産を説明すること

は極めて困難である<sup>9</sup>。ゆえに、資産は費用性資産と貨幣性資産という二元的な分類で把握される。二元的ではなく一元的な解釈と分類はできないのか、さらに費用性資産と貨幣性資産に共通的な本質は一体何かという議題が残される。

### 第3項 用役潜在性を重視する資産概念 —経済的資源説—

「費用説」としての資産概念が一元的に資産の本質を説明できないところから、用役潜在性 (service potentials) という貨幣性資産と費用性資産とを統一的に説明しようとする理論がアメリカにおいて台頭し、企業に対する資産の役立ちが強調され始めた。Vatter は、資産が本質的に経済的なものであり、将来の欲望充足を具現したものであることを強調し、さらに資産は、物的財貨でも法律上の権利でも、また貨幣請求権でもなく、サービス潜在力にほかならなないと、用役潜在力という概念を表明した<sup>10</sup>。その後、AAA は、資産を特定の企業に事業のために委ねられた経済的資源であり、期待される企業活動に役立つサービス潜在能力の集合と定義した。このように、資産は将来収益への対応を待つ費用というよりも、将来的キャッシュ・フローを稼ぎ出す、積極的な能力を備えているものであるという見方が強くなってきた<sup>11</sup>。

富塚によると、会計における資産は、会計に求められている役割に応じて、経済的意義すなわち将来のキャッシュ・フローの流入をもたらすストックとその増減によって特徴づけられるという。この意味から「資産という項目は、企業活動および会計を取り巻く金融・証券制度の発達とともに人為的に構成された概念であり、絶対的な実在物とは言えない。その概念規定は、現金もしくは換金可能性のある財産という狭い説から、次第に用役潜在性な性格を持つ経済的資源といったように、社会・経済制度の変化とそれにもなう利用者のニーズの変化に応じて時代とともに変遷してきたと言える<sup>12</sup>」。

### 第2節 各概念フレームワークにおける資産概念の検討

## 第1項 会計基準の生成と意義

社会的合意としての会計基準を形成する直接的な契機は、1929年のニューヨーク証券取引所の株価の大暴落にはじまる大恐慌である。これによって一般投資家が巨額の損失を被ったために、企業会計実務を改善・統一し、指導啓蒙する必要が生じた。このような背景のもとで、一般投資者保護の観点から会計原則を表明した最初の文献は、アメリカ会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants、AICPA）が1932年に財務諸表の作成にあたり準拠すべきものとして提示した「AIA 会計5原則」である。会計原則または会計基準は法律ではないが、法的確信に裏つけられた強制力を有する慣習規範として性格づけられるものである<sup>13</sup>。

企業と資金提供者の関係が、会計報告という連結器によって結び付けられているとすれば、会計報告書を作成する経理担当者の責任は重大である。また、会計監査人は、経営者が作成した財務諸表を監査する場合、その財務諸表が適正に作成されているか否かを判断する必要がある。会計基準が存在しないと、企業は独自の規範に立って、あるいは自社に都合がよいように財務報告書を作成することになる。財務報告書を作成するための共通の規範があれば、社会的コストの発生を回避し、財務報告書を有用なものとするのが可能となる。ここに共通の社会的規範である会計基準の存在意義がある<sup>14</sup>。

## 第2項 FASB・IASB・日本の概念フレームワークにおける資産概念

現在、FASB、IASB および ASBJ を含め、各国の概念フレームワークは、資産の定義について、「過去の事象の結果、報告主体による支配、経済的資源」などを要件とする点でほぼ同じである。資産をその販売や利用を通じて企業に将来キャッシュ・インフローをもたらす能力を本質とする「経済的資源説」が確実に定着した。

IASB 概念フレームワークは、『財務諸表の構成要素』において「資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益（future economic benefits）

が当該企業に流入すると期待される資源<sup>15</sup>」と定義する。IASB 概念フレームワークにおける資産とは、過去の事象の発生によって、特定の企業に支配されたもので、将来の経済的便益が流入するものである。「資産は資源である」と定義されており、また、この定義に関連して次のように述べられている。

「資産および負債の定義は、それらの本質的な特徴を明らかにするが、それらが貸借対照表に認識される前に満たされなければならない規準を規定しようとするものではない。

したがって、この定義には、第 82 項から第 98 項で検討される認識規準を満たさないために、貸借対照表の資産又は負債として認識されない項目が含まれる。特に、資産又は負債として認識されない項目が含まれる。特に、資産又は負債が認識される前に、企業に流出するであろう将来の経済的便益の予想が、第 83 項の蓋然性規準を満たすほどに十分に確実なものでなければならない。<sup>16</sup>」つまり、IASB 概念フレームワークの資産の定義では、財務諸表上の資産ではなく、資産というものそれ自体が、どのようなものであるかということについて述べているに過ぎない<sup>17</sup>。

次に、IASB 概念フレームワークは、将来的経済的便益をどのように定義しているのだろうか。「財務諸表の構成要素」において「資産が有する将来の経済的便益とは、企業への現金および現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力をいう。その潜在能力は、企業の営業活動の重要な部分を成す生産能力であるかもしれない。また、その潜在能力は、現金又は現金同等物への転換可能性、または、例えば、代替的な生産工程が生産原価を低減するときのように、現金流出額を減少させる可能性であるかもしれない<sup>18</sup>」と定義されている。すなわち、将来の経済的便益とは用益潜在能力と同義の概念であり、最終的に企業に対して正味キャッシュ・インフローを生じさせる能力である<sup>19</sup>。また、この抽象的な存在である将来の経済的便益が資産にとってどのような存在であるのか、次のように述べられている。「多くの資産、例えば、有形固定資産は物的形態をとっている。しかしながら、物的形態は、資産の存在にとって絶対的なものではない。したがって、例えば、特許権および著作権は、それから将来の経済的便益が企業に流入することが予想され、かつ、それらが企業によって支配される場合には、資産となる。<sup>20</sup>」したがって、IASB 概

念フレームワークにおける資産にとって重要なのは、目に見える物的形態を有していることではなく、目には見えない潜在能力、つまり将来の経済的便益という抽象的な存在を有している<sup>21</sup>。

以上、IASB 概念フレームワークでは「資産は資源である」と定義され、将来の経済的便益は資産を所有することによって、その資産の所有者に流入してくるものである。しかし、その流入は、資産を取得すると同時であるのか、またその直後であるのか、もしくはその後であるのかは不明である。つまり、この将来の経済的便益は、資産を取得することにより資産に内在するであろうことが期待されているだけである。そして、資産取得を決定する際にあらかじめどれだけの将来の経済的便益が流入していくのかを予測することができるものであると考えられている。したがって、資産の取得時点では、将来の経済的便益が流入してくるであろうことが期待される一形態を取得するということになる。すなわち、IASB 概念フレームワークにおける資産とは、物的形態の有無に関係なく、資産に内在する将来の経済的便益という抽象的なものの存在が本質的な意味での資産を形成している、と考えられる<sup>22</sup>

また、資産の特徴として有償取得、有形、交換可能または法的強制力などが挙げられているが、それらは資産の本質的な特徴ではない。すべての資産に共通する特徴は「用役潜在性」または「将来の経済的便益」であり、これらは企業へのキャッシュ・インフローをもたらす<sup>23</sup>。資産は次の 3 つの本質的な特徴を有している。(a) 資産は、単独でまたは他の資産と結びついて直接的または間接的に将来の正味キャッシュ・インフローに貢献する能力を有する、発生の可能性の高い将来の便益である、(b) 特定の実体はその便益を獲得することができ、その便益に他の実体が接近するのを支配することができる、(c) その便益に対する実体の権利または支配を付与する取引その他の事象がすでに発生していることである。

資産は、一般にそれらを識別するのに役立つ他の特徴を有している。例えば、資産は有償で取得され、有形であり、交換可能であり、または法的強制力がある。しかしながら、そうした特徴は資産の本質的な特徴ではない。それらが欠如していても、それ自体ではあ

る項目に資産としての資格を与えないことにはならない。すなわち、資産は無償で取得されうるかも知れないし、資産は無形であるかもしれないし、また、たとえ交換可能性がなかったとしても、それらは他の財貨または用役を生産したり、分配したりする際にその実体によって用いられることがあるかもしれない。同様に、資産から経済的便益を獲得し、第三者が資産に接近することを支配する実体の能力が、一般に法的権利に基づいているものとしても、その実体がその他の方法で経済的便益を獲得し支配する能力を有するならば、経済的便益に対する請求権の法的強制力は、便益が資産としての資格を認められるための必要条件ではない<sup>24</sup>。

FASB 概念フレームワークは、将来の経済的便益について、第 6 号第 25 項『財務諸表の構成要素』における「資産の特徴」の中で次のように記述する。「すべての資産（経済的資源）が有する共通の特徴は、『用役潜在能力』または『将来の経済的便益』であり、それらを利用する実体に用役または便益を提供する希少な能力である<sup>25</sup>」と述べられている。ここでは、将来の経済的便益は資産としての本質であると定義されている。資産とは一形態に過ぎず、資産が資産であるには当該資産に内在する抽象的な存在である将来の経済的便益が重要であるとされている<sup>26</sup>。

最後に、日本の概念フレームワークは「資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう」。ここでいう支配とは、所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産およびそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある<sup>27</sup>。



図表 2-1 各基準設定主体における資産の定義<sup>28</sup>

|          | 米国 (FASB)                        | 国際 (IASB)                          | 日本 (ASBJ)             |
|----------|----------------------------------|------------------------------------|-----------------------|
| 資産の定義の要件 | ① 過去の取引または事象の結果であること。            | ① 過去の事象の結果であること。                   | ① 過去の取引または事象の結果であること。 |
|          | ② ある特定の事業体が取得または支配していること。        | ③ 特定の企業が支配していること。                  | ② 報告主体が支配していること。      |
|          | ④ 将来の経済的便益であること。                 | ② 将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源であること。 | ③ 経済的資源であること。         |
|          | ※将来の経済的便益には、発生の可能性の高いことが要求されている。 |                                    | ※財務報告の目的による制約がある。     |

要するに、FASB、IASB および日本の概念フレームワークにおける資産の定義には、①過去の取引または事象の結果、②報告主体が支配している、③将来の経済的便益といった要件が組み込まれる。とりわけ、無形資産は、特に上記の②～③の要件に抵触する可能性が高い。無形資産は有形資産と異なり、「同時・多重利用可能」であり、「不確実性が高い」。ゆえに、無形資産そのものが生み出す効果を「報告主体が支配している」ことやそれが生み出す将来便益が「発生可能性の高い」と現実制度の中で裏付けることが困難になる可能性が高い自己創設無形資産に関しては、①を満たすことが困難なケースも少なくなく、結果として他の無形資産以上にオンバランス化が認められにくい状態にある<sup>29</sup>。

### 第3節 会計は「写像」から「記号」へ

「会計（財務諸表）は、経済的実態を正しく表現すべきである」という考え方は広く受け入れられているが、企業価値に重大な影響を及ぼす無形財の増加とともに、会計（財務諸表）は「写像である」という考え方が破綻し、「記号」（虚構）になりつつある。本節は、資産および資産会計多様化がその破綻のプロセスと軌を一にすることを明らかにする。

## 第1項 固定資産の評価と減価償却手法

産業革命以降、鉄道会計の登場が減価償却という会計手法をもたらした。例えば、A 会社は期首に 100 万円の車両を購入した。この車両の耐用年数は 10 年である。図表 2-2 は減価償却会計を行わない場合と行う場合の A 社の期末貸借対照表および損益計算書に計上する資産と費用の金額である。

図表 2-2

|               |                |                  |
|---------------|----------------|------------------|
| ①行なわない場合      | B/S : 車両 100 万 |                  |
| ②行なった場合 (定額法) | B/S : 車両 90 万  | P/L : 減価償却費 10 万 |

図表 2-2 が示したように、①の減価償却の会計手法を行わなければ、期末の B/S に 100 万円の車両、P/L に 100 万円の車両購入費用が計上される。②の減価償却を行うと、期末に車両減価償却費 10 万円を計上すると同時に、車両という資産の 90 万円が B/S に残高表示される。もし、「会計が企業の経済的実態を忠実に表現し、会計文書に表現された写像と経済的実態との間に一対一の対応関係がある」(岡本 [2002]) とすれば、期末の A 社の経済的実態と対応している財務諸表は①と②のどちらであろう。現実には、A 会社が所有している車両は決して 100 万円ではなく、90 万円の価値である。減価償却という会計手法を行うことによって、会計文書に表現された写像 (90 万円の車両) と経済的実態 (90 万円価値の車両) は一対一の対応関係となる。100 万円の車両が一年間の使用によって 10 万円の価値が移転したが、車両には 90 万円の価値が残っている。B/S は企業の経済的実態を忠実に表現していると言える。このように比較してみると、プロダクト型市場において減価償却を行った財務諸表は企業の経済的実態 (期末の時点、90 万円価値相当の車が残っている事実) を写像している。

## 第2項 金融資産の評価とクリーンサープラスルール

擬制資本と金融資産が登場したファイナンス型市場経済において、「会計は写像である」

の考え方に矛盾が生まれる。「その他有価証券の期末評価」を例にとりあげると、その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券）は、国際基準でも日本基準でも時価をもってB/S価額とし、評価差額の合計額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上する。

例えば、B 会社は、期首に「その他有価証券」を 10 万円で購入したとする。図表 2-3 は期末時点で 15 万円と評価される会計処理である。

図表 2-3

| 期末評価  | 借 方             | 貸 方                   |
|-------|-----------------|-----------------------|
| 15 万円 | その他有価証券 5 万（資産） | その他有価証券評価差額金 5 万（純資産） |

もしこの証券をこの時点で売れば、「期末の時点の企業の経済的実態を忠実に表現し、一対一の対応関係」が成立するが、売らなければ 5 万円の有価証券という金融資産は架空のものであり擬制である。経済的実態を忠実に表現するために、金融資産の期末評価という会計処理は「売る」という条件がつけられている。要するに、売るか売らないかという条件は写像が成立する前提となっている。売るという条件が満たされなければ成立しない。有価証券の期末評価という会計手法を行った後の財務諸表はその時点の企業の経済実態を反映していないといえる。会計期間の資本の増減は資本取引による資本の増減と配当控除後の利益の合計に等しくなる。これをクリーンサープラス(clean surplus)関係という。これによってすべての損益取引からの利益は損益計算書を経由して貸借対照表の資本に蓄積される。損益計算書を経由しないで資本に直入される項目は、ダーティサープラス(dirty surplus)という。近年、ダーティサープラスが資本に占める割合が高くなっている<sup>30</sup>。

金融取引の複雑化は、既存の会計ルールでは損益計算書上で認識できない損益の計上を可能にさせ、ダーティサープラスを増大させてきた。そうした矛盾を克服するために、FASB と IASB は包括利益を提唱した。包括利益はクリーンサープラス関係に合致し、発生主義に基づく当期純利益よりも広い利益概念である。

### 第3項 無形資産のオフバランスと財務諸表の有用性問題

米国企業の Apple 社は、インターネット、デジタル家電製品およびそれらに付随したソフトウェアを開発する企業である。中條によれば、Apple の 2011 年 12 月末の財務諸表表は純資産額 90,054 百万ドルを計上している。2012 年 3 月 19 日時点の株式時価総額は 5,604 億ドルであった。株式時価総額と純資産額との差額は 5,500 億ドル以上に及ぶ。この差額は Apple が有する見えざる富、すなわちブランド力、研究開発力、人的資本、知的財産など有形の実体を伴わないものによって構成されている。この巨額の差額は財務諸表に捉えられない知的資本・知的財産に関する Apple 株式の市場見積もりを示している<sup>31</sup>。

このように、Apple の財務諸表がその経済的実態を反映していない単純な例ではあるが、現代の会計における一般的な事柄にもなりつつある。従来の「会計の経済実態の写像」と考え方が知識情報型市場経済のもとでは言えなくなっている。中條は、知的財産に関心が高まった原因を二つ指摘した。第一に、ポスト工業化により経済のソフト化とサービス化が進行したことである。経済のソフト化とサービス化とは、情報やサービスといった要素が経済に占める割合を高めていく現象のことである。日本の場合、2008 年において第三次産業（電気、ガス、水道、金融保険、通信業など）の割合は国内総生産の約 70% という報告がある。第二は、企業の投資対象の重点移動が考えられる。例えば、アメリカにおいて、1978 年、企業価値に占める有形資産と無形資産の割合は 80% 対 20% であったが、1998 年、30% 対 70% へと逆転している。最近の見積りによれば、会社が創出する価値の 50-90% は伝統的な物的資産の管理ではなく、知的資本の管理によって生み出される<sup>32</sup>。

こうした事情は日本においても同様である。伊藤が東京証券取引所に株式上場している企業の市場価値総額の内訳について分析したところ、2003 年 3 月時点、無形資産が 4 割近くを占めていた。製造業の無形資産は 59.9% を占めていたという。このように、価値創造の源泉が有形資産から無形資産へ移行すれば、企業の投資行動にも変化が起こるはずである。さらに、日本の上場企業においては有形固定資産（有形固定資産の増減額+減価償却費）への投資の割合が減少傾向にある、これに代わって無形固定資産（研究開発費、広告

宣伝費、販促費)の比重が高まっていることをいう<sup>33</sup>。

#### 第4項 会計の情報システムと記号化

1941年にAICPAの会計用語委員会が公表した会計の定義は「会計とは、少なくとも財務的正確をもつ取引や事象を、意味のあるやり方で貨幣額によって記録し、分類し、集計し、かつその結果を解釈する技術である」。この時期には会計は計算のシステムとして考えられていた<sup>34</sup>。1966年のASOBATによる定義では、「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定をすることが可能なように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである。」と変化する。1941年の定義と大きく異なる点は、会計を、計算のためのシステムやツールではなく、情報提供のシステムと定義していることである。会計はそれまでの単に計算ツールとしての役割から、情報の利用者のために情報を提供するというシステムへと役割へと大きく前進させた<sup>35</sup>。また、1970年に公表されたAICPAのAPBステートメント第4号では「会計はサービス活動である。その機能は、経済主体に関する主として財務的性格を持った定量的情報のうち、経済的意思決定に役立つような情報を提供することである」となる。会計がサービス活動として情報利用者の意思決定に役立つための情報を提供する活動ということが明示された。それは情報の利用者には焦点が向けられ、意思決定に役立つ情報を提供することが会計の役割であることが明確にされた<sup>36</sup>。

1978年のFASBのSFAC第1号は、「財務報告は現在および将来の投資家、債権者およびその他の利用者が合理的な投資、与信およびその他類似の意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない」、「経営および経済的意思決定を行うために有用な情報を提供することを目的としている」となる。情報利用者についての記述に変化がみられる。これまでは、会計が情報提供システムとしての役割が主に述べられており、情報利用者については、定義ではその内容については詳細に示されていなかった。FASBはSFAC第1号において、情報利用者について投資家と債権者をあげ、また、ステートメントの中で情報利用者の経済的利害関係について説明が行われている。これにより、会計は情報を提供する対

象やその理由、目的がより明確にされ、より能動的に情報の開示を行うシステムとしての役割が明示されることとなる<sup>37</sup>。

こうした会計観と会計の定義の変遷に伴い、資産の概念も変わってくる。会計は企業の経営活動をストックとフローの視点から、資産、負債、資本、収益および費用の項目を使用し、財務諸表を通じて企業の財務状態と経営成績を表現する仕組みである<sup>38</sup>。

そうした状況下、資産・負債観が重要視され、会計理論と各国の会計制度は資産・負債アプローチを中心に動いている。貸借対照表能力は企業の財務諸表から企業価値に及ぼす影響が大きく、企業の「資産とは何か」、資産の本質を如何に理解していくかを問われる時代である。

企業の資産構成の高度化や規模の巨大化、さらには企業をめぐる経済的・社会的諸関係の複雑化とそれを反映する資本構成の変化に従い、利害関係者の関心はそれらの発展変化に応じて推移するものである。利害関係者に対する報告資料の有用性を前提とする計算表示は、必然的にその時代の利害関係者の関心に左右される関係にある<sup>39</sup>。経済の発展が新しい会計上の問題を生み出し、その原因となった経済事象を強く反映したものである。このような観点を出発点にして、社会経済構造の変化のもとで、会計はもはや企業の経済実態の写像では説明がつかない状態にある。

資産負債観における会計の主たる目的は、企業の経済的資源の測定と開示および投下資本の回収可能性の開示とされる。期間損益は一定期間内における経済的資源の変動額ととらえられる。そこでは、経済的資源とは将来の経済的便益をもたらす項目である。経済的便益の存在はキャッシュ・フローを獲得するか否かによって確認される。会計上は将来キャッシュ・フローを当期の割引率で割り引くことによって当期のストック価値が決定される。このプロセスは価値評価手続きと呼ばれている。

経済的資源なる用語は操作可能性に欠けるという批判に対して、資産の定義に「分離可能性」の条件を加える考え方もある。分離可能な経済資源とは企業全体を処分しなくても部分を独立に売買、賃貸取引等ができるものをいい、市場価値ないし公正価値による測定が可能であることを意味する。仮に分離可能性を満たす経済的資源を認識し、公正価値に

よる測定を行ったとしても、その集計値の一致は望めず、企業価値そのものは財務諸表に計上されない<sup>40</sup>。

収益費用概念的思考における会計の主たる目的は、収益と費用の対応による適正な期間損益計算および投下資本の回収状況を開示することである。期間損益は、取引額（収支計算）を基礎とした収益と費用との対応計算ととらえられる。過去のフローである取引額ないし取得原価（支出額）を当期の期間収益と対応させ、その残高を将来のフローである時期以降の期間収益と対応させるプロセスが必要となる。収益費用概念的思考は、取引＝対応アプローチと言い換えることができる<sup>41</sup>。収益費用概念的思考における資産は、必ずしも決算時の経済的資源との一致を要請されるのではなく、取引額の期間配分の結果生じる未配分原価にすぎない<sup>42</sup>。

おわりに

無形資産は一般的に、物的実態のない識別可能な資産と考えられるが、企業の知的活動から生じる無形の価値源泉たる広義の無形資産（知的資産）は、ごく一部しか会計的認識の対象にならない。貸借対照表にオンバランスされ開示される無形資産は、外部から取得した無形資産のうち、資産の認識要件を満たすもの（購入した特許権やソフトウェアなど）、企業結合時に発生するのれん、企業結合時に発生するのれんから分離可能な無形資産、および自己創設無形資産の一部（ある種の宣伝費、ソフトウェア製作関連コスト、研究開発費の一部など）である<sup>43</sup>。これらはいずれも取得価額ないし投資に要したコストに基づいて当初認識され、当初認識後は原則として規則的償却もしくは減損処理される。無形資産が企業の価値創出に大きく貢献している実態は開示されていない<sup>44</sup>。現行の制度会計において知的資産（無形資産）に関する情報開示は、非常に限定的である。企業の知的資産重視の経営実態を適切に開示するためには、新たな情報開示の方向を模索しなければならない。

---

<sup>1</sup> 武田隆二、『財務諸表論 第11版』、中央経済社、2008年、4頁。

- 
- <sup>2</sup> M. C. Miller and M. A. Islam, *The Definition and Recognition of Assets*, 太田正博訳、『資産の定義と認識』、中央経済社、1992年、14頁。
- <sup>3</sup> 岸悦三、『会計生成史—フランス商事王令会計規定研究』、同文館出版、1975年、346頁。
- <sup>4</sup> 友岡賛、「ジャック・サヴァリ『完全な商人』(1675年)」、Medianet No. 16、2009年9月、86頁。
- <sup>5</sup> 法令用語研究会編、『法律用語辞典 第4版』、有斐閣、2012年、434頁。
- <sup>6</sup> 土方久、神戸大学会計学研究室編、『会計学辞典』第6版、2007年、577—578頁。
- <sup>7</sup> 鈴木一水、「資産と経済的資源」、『体系現代会計学第1巻 企業会計の基礎概念』、中央経済社、72頁。
- <sup>8</sup> 太田哲三、「資産の費用性と価値性」、『会計学第1集』、白桃書房、1950年、92頁。
- <sup>9</sup> 土方久、前掲書、578頁。
- <sup>10</sup> 井原理代、「サービス潜在力としての資産」、『企業会計』Vol. 40、1988年10月、37頁。
- <sup>11</sup> 岡部孝好、神戸大学会計学研究室編、『会計学辞典』第6版、2007年、575頁。
- <sup>12</sup> 富塚嘉一、「会計が対象とする「実態」とは」、CGSA フォーラム第13号、2015年3月、52頁。
- <sup>13</sup> 広瀬義州、『財務会計』第8版、中央経済社、117—119頁。
- <sup>14</sup> 伊藤邦雄、『ゼミナール現代会計入門』第8版、日本経済新聞出版社、2010年、81頁。
- <sup>15</sup> IASB[1989]、par. 49 および間島・広瀬[1999]、p. 77。
- <sup>16</sup> IASB[1989]、par. 49 および間島・広瀬[1999]、p. 78。
- <sup>17</sup> 伊東良子、「IASB 及び FASB 概念フレームワークにおける資産概念」、成城経済研究第173号、2006年12月、71頁。
- <sup>18</sup> IASB[1989]、par. 49 および間島・広瀬[1999]、p. 79-80。
- <sup>19</sup> 伊東良子、前掲論文、75頁。
- <sup>20</sup> IASB[1989]、par. 56 および間島・広瀬[1999]、p. 81。
- <sup>21</sup> 伊東良子、前掲論文、76頁。
- <sup>22</sup> 伊東良子、前掲論文、76頁。
- <sup>23</sup> 中村泰將編著、『財務会計論』、税務経理協会、2009年、74頁。
- <sup>24</sup> FASB[1985]、par. 25 および平松・広瀬[2002]、p. 297-298。
- <sup>25</sup> FASB[1985]、par. 25 および平松・広瀬[2002]、p. 298。
- <sup>26</sup> 伊東良子、前掲論文、81頁。
- <sup>27</sup> 企業会計基準委員会、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」、2006年12月。
- <sup>28</sup> 山内暁、『暖簾の会計』、中央経済社、2010年、189頁。
- <sup>29</sup> 伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、19頁。
- <sup>30</sup> 薄井彰、『会計制度の経済分析』、中央経済社、2015年、22頁。
- <sup>31</sup> 中條祐介、「知的財産の報告」広瀬義州編著、『体系現代会計学第6巻 財務報告のフロンティア』、中央経済社、2002年、165頁。
- <sup>32</sup> 広瀬義州編著、同上書、165頁。
- <sup>33</sup> 伊藤邦雄編著、前掲書、15頁。
- <sup>34</sup> 中村泰將編著、前掲書、62頁。
- <sup>35</sup> 中村泰將編著、前掲書、62頁。
- <sup>36</sup> 中村泰將編著、前掲書、62頁。
- <sup>37</sup> 中村泰將編著、前掲書、62頁。
- <sup>38</sup> 富塚嘉一、「会計が対象とする「実態」とは」、CGSA フォーラム第13号、2015年3月、52頁。
- <sup>39</sup> 畠村剛雄、『資産会計の基礎理論』、中央経済社、1976年、5頁。
- <sup>40</sup> 田中祥子、松本健、「無形資産としてののれんの理論的制度的研究」、高岡法学第30号、2012年3月、63頁。
- <sup>41</sup> 同上論文、64頁。
- <sup>42</sup> 同上論文、64頁。
- <sup>43</sup> 戸田統久、「知的資産情報開示の現状と課題」、近畿大学商経学叢第57巻第2号、2010年12月、156頁。



---

<sup>44</sup> 同上論文、157 頁。

## 第3章 無形資産の経済的及び会計的分析

はじめに

現代企業の主たる経済目的は企業価値の創出にある。企業価値を決定する要素は企業が支配する資産にある。会計の世界は資産を有形資産、金融資産、そして無形資産に分類する。90年代以降、IT企業だけではなく、すべての企業は有形資産のみならず、無形資産投資を重視してきた。しかしながら、企業の経営者は、内部者として無形資産の全貌を把握していると仮定すると、そこに外部利用者（ステークホルダーという）との間に無形資産に関する情報の非対称性が生まれる。こうした状況は資本市場における経済的資源の不平等な配分を生み出している。

さて、本章の第1節では、現代経済における無形資産の重要性およびその種類を概観する。第2節では、各会計基準が制度上認める無形資産に関する規定を比較し、伝統的な無形資産の未償却原価の意味を明らかにする。第3節では、会計制度上における無形資産の認識と測定を拡張する可能性とその問題点を考察する。第4節では、一般的な無形資産会計基準を構築する布石として研究開発投資に係る会計問題を再考する。

### 第1節 現代経済における無形資産

#### 第1項 無形資産の経済的な重要性

経済学者アーヴィング・フィッシャー（Irving Fisher）は、経済学を「富の科学」であると定義し、また富を「人類によって所有される物財」とであると解釈した。この解釈は、現代経済社会の各領域における富ならびに経済を測定する理論の基礎を形成した<sup>1</sup>。未来学者アルビン・トフラー（Alvin Toffler）は、富を作り出す方法を3つに分類した。第1の方法は主に栽培に基づいており、第2は製造に基づき、第3はサービス、思考、知識、

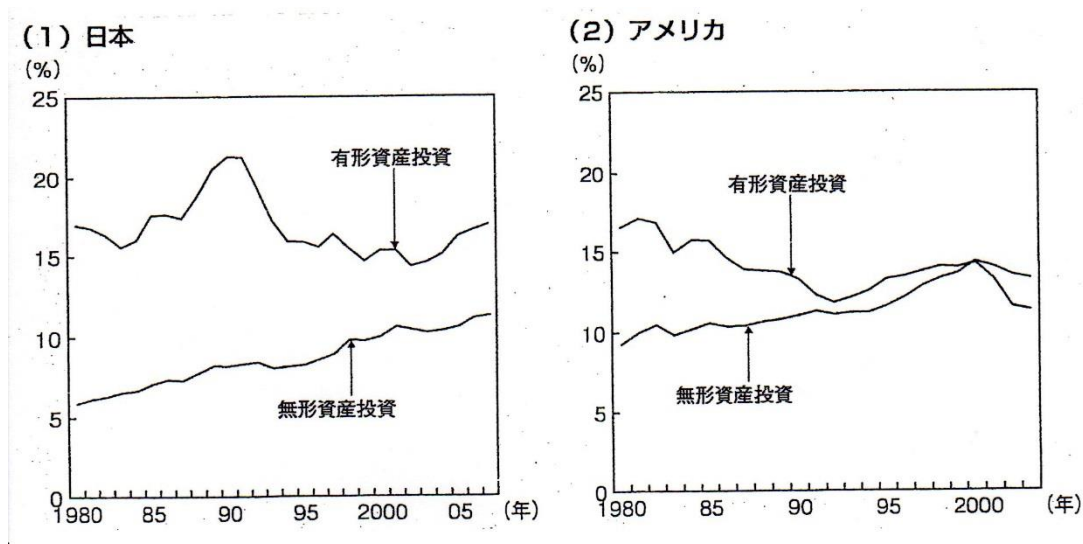
実験に基づくものである、とする。トフラーは、21世紀の社会の富が第3の方法により創出され、この社会は情報・技術など知識が支配する社会である、と指摘する<sup>2</sup>。

富（ストック）には、有形なモノと無形なモノ（金融資産を除く）がある。その無形なモノは無形資産（intangible asset）と呼ばれる。無形資産は、財の生産もしくはサービスの提供に貢献あるいは利用されるか、またはそれらを支配する個人や企業に将来の経済的便益を生ぜしめると期待される非物的な諸要素である。

企業はつねに生産性を高めなければならない。生産性を高める活動には、ブランドの構築、経営組織の改善、研究開発への取り組み、さらに教育訓練による人材の質向上など広い意味でのイノベーション活動が含まれる。今日、こうした活動から蓄積される無形資産の重要性が増している。グローバルな知識集約化の企業は、無形資産への投資に積極的であり、マーケットシェアや収益の確保にとって無形資産を重視する<sup>3</sup>。

図表 3-1 は、1980 年以來、日本とアメリカにおける有形資産投資と無形資産投資の曲線を示している。

図表 3-1



出所：内閣府資料、「無形資産の重要性」、『平成 23 年度 年次経済財政報告』

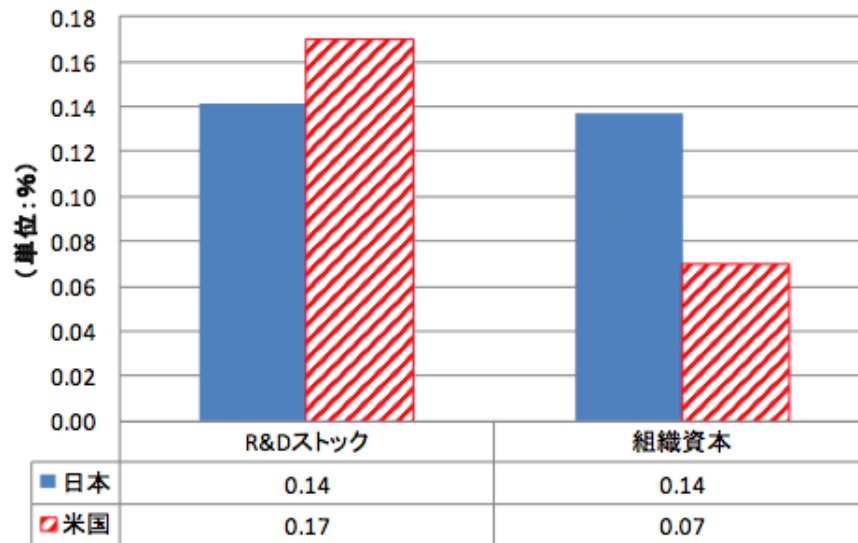
この図表 (3-1) から日米に共通する特徴は、有形資産投資が長期的に伸び悩んでいるのに対し、無形資産投資は着実に増加している点である。景気変動などを受けて調整の対

象となりやすい有形資産に対して、無形資産投資がより長期的な視野からその重要性が認識されている点である。しかしながら、無形資産はその稼動状況、場合によっては存在自体の把握が難しく、機動的な調整ができていない問題がある。無形資産投資はリスクが高く、計測できないものは管理できないということである。今後、国民経済における無形資産の計測と管理の重要性が示唆される<sup>4</sup>。

経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development、以下 OECD) は、2013 年 10 月 10 日、『知識資本、成長、イノベーションへの投資支援』(Supporting Investment in Knowledge Capital, Growth and Innovation)」という報告書を公表した。当該報告書は、多くの欧米諸国における無形資産への投資の伸びが、機械や建物等の有形資産への伸びを上回っている、と指摘した。その背景として、例えば、自動車セクターでは、自動車の新しい機能の 90% はソフトウェア・コンポーネントを有していると見積もられ、無形資産であるソフトウェアが新車開発に重要な役割を果たすようになっている。当該報告書は無形資産投資が有形資産投資よりも生産性向上にとってより有効な手段である、とする<sup>5</sup>。

また近年、企業の無形資産投資が業績への寄与を通じて株価に影響を与えるとの調査研究が数多く示されるようになった。例えば、Kohlbeck and Warfield は、無形資産と超過利益との間に正の有意な相関関係を実証した<sup>6</sup>。Kohlbeck は、オフバランスの無形資産と市場価値との相関関係が存在していることを立証した<sup>7</sup>。日本においては、滝澤は、1989 年度から 2009 年度までの日本政策投資銀行の「企業財務データベース」に掲載されている上場企業財務データを用いて、企業価値との関係を検証している。計測された無形資産 (R&D ストック・組織資本) の 1% の増加が、企業の株式時価総額を 0.14 増加させていること、つまり、企業価値に正の効果をもたらしていることを証明する (図表 3-2)。

図表 3-2 無形資産の1%増加が株式時価総額に与える影響



出所：滝澤美帆「資金制約下にある企業の無形資産投資と企業価値」経済産業研究所ディスカッション・ペーパーシリーズ、2013年5月

こうしたマクロ・産業・ミクロレベルにおける無形資産の実証分析は、無形資産投資が生産性向上に寄与する要素であることを示している。労働と資本の投入量と並んで知識創造およびその活用度が経済発展に重要な役割を果たしていることが注目される。企業は国民経済を構成する重要な部分である。現代企業は、知識に基づく無形の富を創出する無形資産を認識する会計の課題を対処しなければならない。

## 第2項 無形資産の種類と分類

今日、経済学者や政策担当者が注目している無形資産の概念は、これまで会計世界が扱ってきた概念より幅広いものである。その要因は1990年代後半のIT革命に端を発している。それはハードのIT投資だけでは、生産性の向上をもたらすことは難しくなり、新技術を効率的に使いこなすソフト面での資産の蓄積が合わせて必要になった。すなわち、IT革命という新技術を生かすためには、従来のビジネスを変えていくようなヒトや組織への投資も必要になる。したがって、21世紀に入って経済が注目し始めた無形資産投資とは、ソ

ソフトウェア開発に加え、人的投資、組織改編への投資をも含む包括的なものである<sup>8</sup>。

初期の無形資産に関する経済学の分類は、国民経済計算体系を補完する概念として作成された。Kaplan は 1987 年、OECD の内部資料で、無形資産を(1)研究開発、(2)ソフトウェア、(3)訓練、(4)マーケティングの 4 つに分類した。OECD は 1992 年と 1999 年に無形資産に関する会議を開き、理論的かつ実証的研究を数多く発表した。例えば、Young[1998] は、統計フレームワークの暫定版を提示し、無形資産を(1)コンピュータ関連資産、(2)生産と技術、(3)ヒューマン・キャピタル、(4)企業の組織、(5)外部資産(マーケティングとセールス)、(6)産業特有の資産の 6 つに分類している<sup>9</sup>。さらに、Corrado Hulten and Sichel (以下、CHS) は、無形資産を図表 3-3 のように情報化資産 (computerized information)、革新的資産 (innovative property)、経済的競争能力 (economic competencies) と大きく 3 つに分類する。

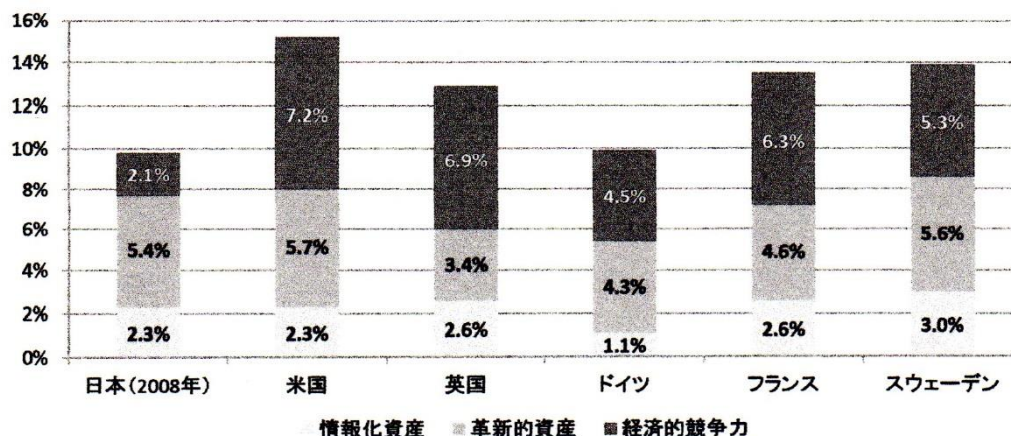
図表 3-3 無形資産の分類

|         |  |
|---------|--|
| 情報化資産   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受注ソフトウェア</li> <li>・パッケージ・ソフトウェア</li> <li>・自社開発ソフトウェア</li> <li>・データベース</li> </ul>   |
| 革新的資産   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然科学分野の研究開発</li> <li>・資源開発権</li> <li>・著作権およびライセンス</li> <li>・他の製品開発、デザイン、自然科学分野以外の研究開発 (デザイン、ディスプレイ、機会設計、建築設計、金融業における製品開発)</li> </ul> |
| 経済的競争能力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブランド資産</li> <li>・企業固有の人的資本</li> <li>・組織構造</li> </ul>   |

出所：内閣府 『平成 23 年度 年次経済財政報告』、186 頁

それによる情報化資産は、受注ソフトウェアおよびデータベースが該当し、その一部は国民経済計算でも資本ストックとして計上されている。革新的資産は、自然科学的な研究開発ストックのほか、資源開発権に対する支出、著作権、ライセンス契約に対する支出や新たなデザインに対する支出を含む。経済的競争力は、ブランド資産、マーケティング関連支出のストック、企業に特殊な人的資本、組織構造および組織改革のストックなどをカバーする<sup>10</sup>。図表 3-4 は、国民経済計算の付加価値に占める資本投入割合のうち、無形資産を抜き、無形資産の 3 つの分類毎に国際比較したものである。

図表 3-4 付加価値に占める無形資産 3 分類投資の国際比較 (2010 年)



出所：板津直孝、「持続的な企業価値の向上に不可欠な無形資産投資」、野村資本市場クォータリ 2017winter、5 頁

日本は、2008 年の時点、情報化資産への投資が 2.3%、革新的資産への投資が 5.4%、経済的競争力への投資が 2.1%である。米国および他の 4 カ国（英国、ドイツ、フランス、スウェーデン）と比べると、日本企業の無形資産への投資はまだ低い。

また、経済産業研究所が実施した「無形資産投資に関するアンケート調査」<sup>11</sup>によると、日本企業の無形資産投資に伴う資金調達は、現状では自己資金での調達が圧倒的に多く、無形資産投資には資金制約が存在することを示唆している（図表 3-5）。企業の無形資産投資を促進し支えていくためには、中長期的資金であるリスクマネーを呼び込むため、無

形資産投資に係る情報開示が一層必要になると考えられる。

図表 3-5 無形資産投資に伴う資金調達

単位：%

|                            | 自己資金 | 株式発行 | 民間金融<br>機関借入 | 公的<br>機関借入 | 公的<br>補助金等 | その他 |
|----------------------------|------|------|--------------|------------|------------|-----|
| 研究開発                       | 87.0 | 1.1  | 18.1         | 3.0        | 9.6        | 3.3 |
| ソフトウェア制作                   | 83.7 | 0.9  | 17.2         | 1.7        | 0.6        | 3.4 |
| 商品開発等                      | 86.6 | 1.0  | 17.8         | 2.9        | 3.4        | 1.8 |
| コンテンツ作成                    | 82.1 | 0.9  | 16.2         | 1.7        | 0.9        | 1.7 |
| マーケティング                    | 88.5 | 0.5  | 11.2         | 0.5        | 0.5        | 1.1 |
| 組織改編                       | 85.2 | 0.7  | 9.0          | 0.5        | 0.0        | 1.9 |
| オン・ザ・ジョブ・トレ<br>ーニング(OJT)   | 86.8 | 0.2  | 7.4          | 0.2        | 1.6        | 2.2 |
| オフ・ザ・ジョブ・トレ<br>ーニング(OFFJT) | 87.2 | 0.2  | 7.8          | 0.2        | 2.5        | 1.7 |

(注) 調査対象：上場企業 2,940 社、非上場企業 4,348 社、計 7,288 社。複数回答のため各項目の合計は 100% を超える。

出所：板津直孝、「持続的な企業価値の向上に不可欠な無形資産投資」、  
野村資本市場クォータリ 2017winter、8 頁

## 第 2 節 現行の会計制度上で認められている無形資産

無形資産の開示に係る会計研究は、欧米では 1990 年代半ばより本格的にスタートしている。その多くは、アカデミズム、企業実務、証券市場関係者などが参加した国ないし地域レベルでの研究プロジェクトの形式をとっていた。こうした研究プロジェクトは 1990 年代後半から体系的な自発的開示モデルを提示するなど次々と研究成果を発表してきた<sup>12)</sup>。

### 第 1 項 各会計基準における無形資産に関する規定

#### 1 アメリカ

アメリカにおける無形資産の歴史は、のれんをめぐる議論が活発化しはじめた 1900 年代に入ってからのことである。もっとも個々の構成要素のなかには、総称としての無形資



産よりもはるかに古い起源を有するものもある。例えば、特許権は 1790 年にはアメリカにおいて無体財産権としての法的根拠を与えられている。

図表 3-6 各会計基準における定義

| 基準      | 米国 (FASB) SFAS142                        | 国際 (IASB) IAS38        | 日本        |
|---------|--|------------------------|-----------|
| 無形資産の定義 | 物的実体を有さない金融資産以外の資産<br>※識別可能性は認識基準とされている。 | 物理的な実体を有さない識別可能な非貨幣性資産 | 明確な定義はない。 |

アメリカ公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants、以下、AICPA) は、1944 年 12 月、『会計研究公報第 24 号 無形資産の会計』<sup>13</sup> (以下、ARB24 号と略称) を公表した。ARB24 号は、アメリカにおける最初の無形資産に関する規定である。ARB24 号が公表された時代、決まった会計処理がなかったともあり、実務において多様な会計処理が行われていた<sup>14</sup>。その後 1970 年、会計原則審議会 (Accounting Principles Board、APB) は、意見書 17 号「無形固定資産」を公表し、無形資産に対する一般的な会計基準の確立を図った。しかし、それはあくまで第三者から対価を支払って取得した無形資産のみを貸借対照表に記載することを求めたに過ぎなかった。それは企業経営において無形資産がさほど重視されていなかった証である<sup>15</sup>。ARB24 号が意見書 17 号の公表された時期、アメリカは取得原価主義における会計処理を求めていたため、無形資産の原価と収益を対応させる適切な期間利益計算に軸が置かれていた。ARB24 号は、無形資産の会計基準について明確な整理をおこなうという意識があつて、その後の APB 意見書 17 号まで、無形資産会計の規定が変わることにより多少資産の認識や測定の方法も変化してきたとはいえ、概ね原価主義における会計処理である<sup>16</sup>。

AICPA は、1994 年『ジェンキンス報告書』(同報告書の取りまとめにあつた E. ジェンキンスは FASB の議長に就任し、その後 FASB 内に開示情報の改善に本格的に取り組む研究

プロジェクトをスタートさせた)を公表した<sup>17</sup>。さらに、2001年4月には情報開示の中核としての無形資産の重要性を認識したうえで、無形資産の会計問題を扱った報告書を公表、同年8月には無形資産を財務諸表に記載することの実現可能性に焦点をあてたプロジェクトを、2002年1月に「無形資産の開示」に関する基準設定のためのプロジェクトを立ち上げて<sup>18</sup>。

現在の無形資産に関する規定は、2001年、SFAS141号および142号の公表によるものである。SFAS第141号「企業結合」は「無形資産とは物的実体を持たない、金融資産以外の資産」と定義する。さらに、無形資産を、1販売に関連した無形資産、2顧客に関連した無形資産、3芸術に関連した無形資産、4契約に関連した無形資産、5技術に関連した無形資産に区分している。資産の認識基準を満たすためには、まず契約またはその他の法的権利によって将来の経済的便益が保護されていること、または他の資産から分離、分割、独立して売却、転売、ライセンス供与、賃貸または交換ができることが要求される<sup>19</sup>。

## 2 国際会計基準

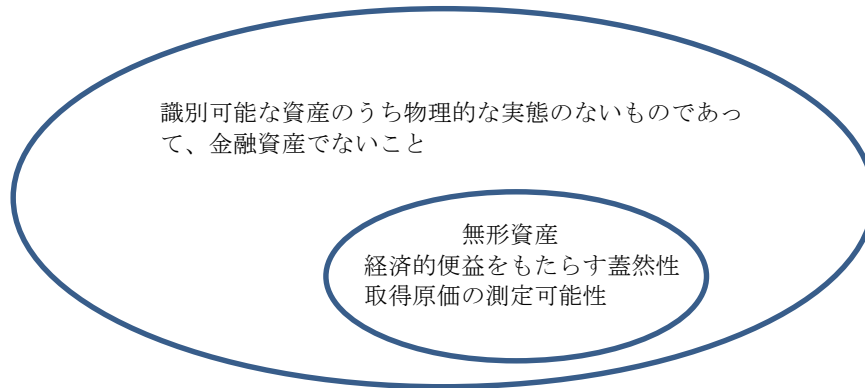
国際会計基準の無形資産に関する規定は、IAS第38号「無形資産」である。IAS第38号は、原則として、すべての無形資産に関する会計処理に適用される。ただし、他の基準書の適用対象となる無形資産、IAS第32号「金融商品：表示」で定義されている金融資産、IFRS第6号「鉱物資源の探査および評価」の適用対象となる探査および評価資産の認識および測定、鉱業権、および鉱物、石油、天然ガスおよび類似する天然資源の探査のため、または開発および採掘のための支出については適用されない<sup>20</sup>。無形資産は「物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産」<sup>21</sup>と定義する。さらに、「企業がこのような特徴を備えた資産項目を保有する目的は、そのような項目を無形資産として分類することとは関連性がないことから、このような項目はすべてIAS第38号の適用対象とすべき」<sup>22</sup>と考える。無形資産として、ソフトウェア、特許権、著作権、映画フィルム、モーゲージ・サービス権、漁業権、輸入割当額、独占販売権、顧客名簿、顧客または仕入先との関係、顧客の忠実性などが挙げられる。ただし、これらすべてが常に資源に対する支配、識別可能性およ

び将来の経済的便益の存在という IAS 第 38 号の無形資産の定義を満たすわけではない。無形資産の定義要件を満たさない項目は、発生時点で費用計上される。

### 3 日本の会計基準

日本では、無形資産に関する包括的な会計基準は存在せず、明確な定義も示されていなかった。企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、ASBJ）は、2006年2月の無形資産ワーキンググループの設置以来、IFRS とのコンバージェンスという観点を念頭に置きつつ、無形資産に関する会計基準の検討を行ってきた<sup>23</sup>。その後、ASBJ は2007年8月、IASB とともに「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」を公表した。ASBJ は、2009年12月に「無形資産に関する論点の整理」（以下は「論点整理」という）を公表し、そこではIASB と同様な定義が提示されている。これは無形資産の会計処理および開示に関する会計基準を整備するに当たり、特に考慮すべき論点を整理し、広く意見を募集することを目的とするものである。現行の取り扱いとして、無形資産の貸借対照表における評価に関する定めがあるほか、企業結合により受け入れた無形資産に関する「企業結合に関する会計基準」、研究費やソフトウェア製作費に関する「研究開発等に係る会計基準」等の定めがある。しかしながら、無形資産全体を対象とした会計基準ではなかった<sup>24</sup>。図表 3-7 は日本における無形資産の定義と認識要件を示している。

図表 3-7 日本における無形資産定義と認識要件<sup>25</sup>



出所：新日本有限責任監査法人ナレッジセンター

<https://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/software/2010-05-12-02.html>

日本の会計基準は、無形資産の当初認識時の測定を取得原価の基礎とすることを求めている。この取得原価は「取得の際に支払われた現金または現金同等物の金額」を指す。「論点整理」では、無形資産は耐用年数にわたり、当該無形資産に関する経済的便益について企業が消費すると予想されるパターンを反映した償却方法を選択することにより計画的、規則的に償却を行うことが考えられる。

償却に係る3つの要件、まず、1) 耐用年数について、経営者の意図する使用方法、その他の関連する要因を検討して見積もり、その際には、IAS第38号で耐用年数を決定する際に検討すべきとして列挙されている項目を考慮する。2) 採り得る償却方法および当該無形資産に関する経済的便益について企業が消費すると予想されるパターンが明らかでない限りは定額法による。最後、3) 残存価額について、その決定の考え方、および契約の存在など一定の条件を満たさない限りゼロとして扱うことを明確にする。さらに、耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わないとした場合、当該資産に関する減損会計の適用について検討している。今後の方向性として、耐用年数を確定できないと判断してもその後状況が変わり限りと判断されることもある<sup>26</sup>。日本の無形資産項目は、米国会計基準(SFAS141)に比較すると、非常に範囲が狭く限定的である<sup>27</sup>。

図表 3-8 は、各国基準書が例示する無形資産項目および企業のアニュアルレポートに開示されている無形資産項目を示している。

図表 3-8 無形資産の構成要素

| 会計基準設定主体<br>名および国名 | 無形資産の構成要素  |
|--------------------|--|
| IASB<br>(IAS38)    | コンピュータのソフトウェア、特許、著作権、映画フィルム、モーゲージ・サービス権、漁業権、輸入割当額、独占販売権、顧客名簿、顧客または仕入先との関係、顧客の忠実性など     |
| アメリカ<br>(SFAS142)  | 顧客リスト、流通チャネル、ブランドネーム、諸契約、建設許可、放送権、ソフトウェア、データベース、研究開発、ノウハウ、特許権、著作権、フランチャイズ権、教育訓練プログラムなど |
| 日本<br>(企業会計原則)     | 営業権、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェア、顧客リスト、フランチャイズ権など                      |

## 第 2 項 無形資産の未償却原価の意味

無形資産の帳簿価額は、支払われた対価に基づく取得原価であり、認識後は有形固定資産と同様に費用配分の原則に基づいた償却が行われる。認識された無形資産は、時間の経過に応じて減少していく。したがって、貸借対照表に記載される無形資産は、未償却原価を表しているに過ぎず、決算ごとに再評価を行うことが求められていたわけではない。過去における支出を適切に期間配分することが伝統的な無形資産会計の主たる目的であった。その結果、期間損益計算が歪まないことが重要であり、貸借対照表上の無形資産に経済的資源としての価値が積極的に与えられていたわけではない<sup>28</sup>。

伝統的な現行の会計基準としての無形資産会計は、財務報告における信頼性の確保を重

視し、取得原価主義と費用配分の原則に基づいた認識・測定および償却が行われる。したがって、貸借対照表に記載される無形資産の金額は、あくまで費用配分の原則に基づく未償却原価としての意味を有するだけである。このような枠組みの下では、貸借対照表に記載される無形資産の価額より、損益計算書に記載される無形資産関連費用の金額の妥当性が重視されていた<sup>29</sup>。大塚によると、外部報告において信頼性の確保が強く要請され、その結果として客観性や検証可能性が重視されるのであれば、取得原価主義の考え方が堅持される必要がある。また、期間損益計算において費用収益対応の原則や費用配分の原則が重視されるのであれば、過去における支出額を配分する手続きとしての無形資産会計が一般に認められたものとなる。配当可能利益や課税所得の計算が重視されるのであれば、無形資産の範囲を拡張すべきインセンティブは生じない<sup>30</sup>。

しかし、このような伝統的な無形資産会計にも大きな問題が内包される。有形固定資産と異なり、無形資産には実在を確認できないものが含まれる。その一例が営業権（のれん）である。のれんが計上される論拠は、将来における超過収益力の存在であった。すなわち、無形資産の会計処理において将来の超過収益力という要素が重要な役割を果たしていた。しかしながら、実際の無形資産会計における認識・測定、およびその後の償却という会計処理は、超過収益力という要素とは無関係に行われた。すなわち、無形資産の会計処理では、無形資産の存在を確認するうえでの考え方が超過収益力の存在を意識したものであったにもかかわらず、具体的な会計処理には超過収益力の存在という点はまったく反映されていなかった<sup>31</sup>。

### 第3項 M&A におけるのれんと取得原価の配分

経済がソフト化し、ブランドや知的財産への社会的な関心が高まっている中、無形資産に対する新たな会計基準が整備されるようになってきた。1980年代、無形資産を適切な期間損益計算のための計算ツールと位置づけるだけでなく、貸借対照表に示される積極的な意味づけを与えようとする動きが生じてきた<sup>32</sup>。その理由として、以下の3点が指摘される。

1) は、有形固定資産も無形固定資産も企業の将来利益を生み出す源泉であるという考え方に立って無形資産の制度会計上の認識が必要である、とする主張である。2) は、ステークホルダーにとって無形資産に対する情報ニーズがより一層高まっているという指摘である。3) は、海外の会計基準の進展を論拠とするケースもある。特に、会計基準の国際統合化の動きとして無形資産の会計上の認識を整理すべきだという見解もみられる<sup>33</sup>。

アメリカ会計基準や国際会計基準では、M&A に伴って認識・測定されるのれんに対する会計基準の改変・整備が進められた結果、「取得原価の配分」(purchase price allocation, PPA) における無形資産の計上が具体化されている。そのリストには、従来から認められてきた法的権利に基づく無形資産以外に、市場関連の無形資産や顧客関連の無形資産が含まれている。したがって、企業結合に伴って認識・測定される場合に限定されているものの、制度として認識することが認められる無形資産の範囲は拡大されつつある<sup>34</sup>。しかしながら、「一般的な無形資産会計基準」が整備されているわけではない。のれんとは、M&A において支払った買収価額のうち、特定の資産に配分できない部分をいう。買収後の取得原価配分 (PPA) において、受け入れた無形資産のうち、識別可能性要件を満たすものはそれぞれ適当な科目により資産計上することになる<sup>35</sup>。のれんが資産の要件をみたしているかどうかについては、企業結合により発生する買入のれんと企業内部で創出された内生のれんにわけて検討しなければならない。まず、買入のれんについてであるが、買入のれんを取得するために、取得企業は被取得企業になんらかの対価の支払いを行う。その結果、取得企業は、被取得企業から被取得企業の有する識別可能な諸資産などに加えて、被取得企業が有するシナジーを取得する。買入のれんは、取得企業におけるこれらの一連の取引の結果生じるものである。そのため、買入のれんは、過去の取引または事象という要件をみたすものといえる<sup>36</sup>。

Reilly and Schweihls は、経済的価値という観点から、企業がある支出を無形資産として認識してもよいかを判断するにあたって、考慮すべき要因として以下の 6 点を示唆した<sup>37</sup>。

- i、無形資産は明確に識別できる財産でなければならない。有形資産ほど容易ではないかもしれないが、無形資産を理解できる表現で記述しなければならない。
- ii、無形資産は法律によって認知された財産でなければならない。無形資産に対して第三者が何らかの不正行為を行った場合、法律手段をとることによって無形資産の所有者が保護されることにならないといけない。
- iii、無形資産の所有者が無形資産に対する私的所有権をもたなければならない。また、法律上その所有権を譲渡できるものでなければならない。
- iv、無形資産の存在を証明する何らかの有形の証拠を有さなければならない。
- v、無形資産の生成や存在は、ある時点で確認できるものまたはある事象による結果でなければならない。
- vi、無形資産の失効や存在の終止は、ある時点で確認できるものまたはある事象による結果でなければならない。

出所：劉慕和、『研究開発投資の会計処理と市場の評価』、同文館出版、2005年、103頁

以上の6点に加えて、将来にわたって経済的価値を企業にもたらす可能性が高いか否かということが、無形資産の認識にあたって最も重要な判断基準であると考えられる。企業におけるバリュー・ドライバーとしての無形資産の重要性が会計制度においても認められるためには、現状よりもさらに一歩踏み込んだ無形資産の拡張が必要となる<sup>38</sup>。

伊藤は、無形資産の拡張を進めるうえでポジティブな要素に以下の3点を挙げた。

1) 財務報告制度の国際的コンバージェンスが推し進められる中で、財務報告の目的を投資家の将来予測に資する情報の提供とする方向性が明確になっている点である。情報提供の機能が重視されるのであれば、企業を評価するための情報が重要となる。企業価値に関するバリュー・ドライバーとしての無形資産に対する社会的な関心が高まっている以上、会計制度においても投資情報としての無形資産を充実させることが必要となる。

2) 財務報告における信頼性を支える会計監査の実務が発達し、過去の取引ではなく、将来において獲得される便益の予測に依拠した無形資産に対する会計監査が可能となる点があげられる。



3) 法的な枠組みの下での無形資産に対する受容可能性の高さが問われる。無形資産の会計処理が会社法上の配当可能利益計算に影響を及ぼす。会社法は企業会計に対して指導性を発揮するよりも、整備された企業会計の仕組みに準拠して、適切な配当可能利益の計算を実施させる。

一方、Lev は無形資産を定義することが難しく、定義に関するコンセンサスが欠如している、と述べる。ほとんどの産業国経済において、企業が提供する「製品」が単なる物財ではなく、サービスもしくは知識技術である。物財の生産、取引、および消費に基づく経済と、サービス、知識技術、テクノロジーおよびアイデアに関する広範な取引を伴う経済との差異は、前者が容易に測定できるという点にある。それに対して、後者の取引量を測定することは極めて困難である。無形財を生産するために必要とされる諸資源の投資および支出を数量化すること、また、無形資産の生産に投入された支出がうまく消費されたかどうかを評価することは極めて困難である。いかにして人々は、サービス、知識技術、テクノロジー、およびアイデアを交換する経済の能力を測定することができるのか。無形資産としてみなすことができる、またはみなされなければならない諸要素が会計概念に述べられているのかなど、たくさんの問題点が未解決のままである<sup>39</sup>。

ところで、国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council, IIRC）<sup>40</sup>は、財務情報と非財務情報が統合された形で情報開示するためのフレームワークを開発し、討議資料や公開草案の段階を経て、「統合報告フレームワーク」を2013年12月に公表した。それによれば、企業の将来的な価値は、財務資本の変化に直接に関連付けられるものだけでなく、より広範な資本の相互関係に依存する。企業価値を創造するためには、経営を行う際のインプットとアウトカムにおいて、従来広く認知されていた「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源より、「財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本」という6つの資本に依存する、と論じる。多くのアナリスト・レポートや企業の中期計画書は、研究開発やブランドイメージといった無形固定資産による収益性の向上と下降について触れているが、投資家に対する財務報告は、無形資産に対する配慮が大きく立ち遅れている。その理由として、無形資産に対する研究は当初、マーケテ

イング面からのアプローチが大半を占めており、無形資産の価値評価を行うファイナンス面からのアプローチが最近研究され始めたばかりである。つまり、無形資産価値評価モデルが存在しないため、企業側からの無形資産についての報告は、定性的なレベルに止まらざるを得ない。しかし、実際に多くの企業が無形資産に対する投資額を増大させている現状から、企業の無形資産価値は、投資家が投資を行う際の重要な判断材料の一つになることは明らかである<sup>41</sup>。

例えば、無形資産の市場評価アプローチは、株式市場が企業の将来収益を正確に反映していれば、無形資産の将来の便益への寄与も株価の中に反映されることになる。例えば、Yang and Brynjolfsson や Cummins は、企業の市場価値からこの調整費用を推計し、もし計測された係数が1より高ければ、その部分は無形資産を蓄積するための組織費用が支出されているとみなした。Basu et al. は、この付帯的な無形資産も長期的には生産要素として蓄積されることから、長期的には生産性の向上に寄与していると考えた<sup>42</sup>。これらの無形資産の実証分析は、無形資産投資が生産性向上に寄与する大事な要素であることを示している<sup>43</sup>。

無形資産に対する投資は、有形資産と金融資産に対する同額の支出と比較して極めてリスクが高い。すなわち、有形資産および金融資産によって生み出される価値は、通常、市場競争によって決定された平均的価値の付近に対称的に集まるが、無形資産によって生み出される価値は非対称的であり、価値がゼロになる可能性もある。また、無形資産は市場において取引されることはまれであり、これがさらに無形資産のリスクを高めている<sup>44</sup>。

### 第3節 一般的な無形資産会計基準への布石

#### —研究開発投資の再考—

一般的な無形資産会計基準の確立が問われている。本論はその確立に向けた布石として研究開発投資の問題と研究開発費会計に焦点を当てることにする。この研究開発投資は、日本企業の無形資産投資の中でも大きなシェアを占めている。投資家は、研究開発費のよ

うな無形資産への投資の価値を認識し、企業価値を形成する傾向にある<sup>45</sup>。

## 第1項 イノベーションと研究開発投資

18世紀後半の第1次産業革命、イギリスで紡績機と蒸気機関の技術が結びついて資本主義社会が確立した。その後19世紀後半から20世紀初頭にかけて米国を中心として自動車や飛行機が開発された。第2次世界大戦前後には、テレビ、原子力、トランジスターなどの技術が次々と登場し経済成長の一大原動力となった。そして、今日「新産業革命」の時代といわれ、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどの先端技術を軸に新製品、新プロセスが開発され普及しつつある。現代の技術革新は、第1次産業革命にも匹敵するインパクトをもつといわれている。このような変革をもたらしているのは、いうまでもなく研究開発活動であり、その成否は現代企業の成長にとって最も重要な鍵となっている<sup>46</sup>。経営者が研究開発投資を行うのは、企業がプラスの正味現在価値となる将来キャッシュ・インフローを得ることを期待しているからである<sup>47</sup>。市場関係者は、研究開発投資に対する効果の測定と実態を正確に把握し、それが将来の便益にどう結びついているかを示すことを必要とする<sup>48</sup>。

## 第2項 研究開発投資に関する先行研究

経済成長を供給サイドから考えると、資本と労働の寄与に加えて全要素生産性（TEP）が大きな役割を果たしている。全要素生産性の概念は、Solow(1957)によって初めて導入され、技術進歩の指標として利用される。全要素生産性は、概念的にも実証的にも経済成長に影響を与える重要な要因として認識されている。Griliches は、研究開発支出によって蓄積された知識が、全要素生産性と密接な関係を有すると考え、実証分析を行い、この研究開発の収益率が通常の資本よりも高い収益率をもたらすことを示した<sup>49</sup>。さらに、Griliches は、アメリカ企業における研究開発投資を注目し、1970年代から1980年代初期

にかけ、アメリカ企業における生産性の低下が続く中、研究開発投資が企業の実績（付加価値の増加）に大きく寄与した。その寄与率の大きさは、企業が所属する産業や年代により異なるにもかかわらず、研究開発投資の平均収益率は約 20%–30%の水準にある、と検証した。これは有形固定資産の平均収益率と比べて約 2 倍であり、極めて高い収益率であると報告した<sup>50</sup>。Hulten and Hao は、企業の時価・簿価比率が高くなっている要因の一つとして無形資産の存在をあげ、米国の企業データを使って研究開発資産と組織資本を推計している。このうち、組織資本は、販売費および一般管理費から計算を行っている。研究開発資産の増加は企業価値を増加させることを確認した。

### 第3項 日本における研究開発投資の実態

鈴木・宮川<sup>51</sup>、宮本<sup>52</sup>は、日本企業の研究開発投資が設備投資額を上回るほどに成長してきたことを検証し、研究開発支出が全要素生産性に与える影響を分析した<sup>53</sup>。加賀谷、緒方は、研究開発費が株価や株式リターンに与える影響が年々増大していることが明らかにし、その研究結果は、研究開発投資という無形資産が、企業価値の源泉としてその重要性を増やしつつあることを示唆した。伊藤は、2004 年度時点の研究開発費（連結）が 300 億円以上の企業 28 社を抽出し、売上高研究開発費比率と営業利益／研究開発費を比較した。その結果、28 社について投資金額（無形資産投資＋有形資産投資）に占める研究開発投資の割合が約 44.1%であった。投資金額の半分が研究開発活動に当てられていることを明らかにした<sup>54</sup>。

総務庁の「科学技術研究調査報告」によれば、日本における自然科学分野での研究開発支出は、毎年 10-15%というペースで急速に増加し、2014 年度の日本の研究開発費の総額は、前年度比 4.6%増の 19 兆円となる。その総額を対 GDP 比で見ると、3.87%と前年度の 3.76%から増加し、過去 10 年間で最高となった。ちなみに、GDP は一定期間に国内で生産されたモノやサービスの付加価値の総額のことであり、GDP の伸び率が経済成長率に値する。従来、民間企業の研究開発費は費用として処理されるので GDP の算出から除外されて

いた。

2009年、国連はGDPの計算基準を見直し、企業の研究開発費も加えることとした。世界各国は早めに導入済みで、日本は2016年7-9月期から導入し、過去の分は再計算する。2016年基準改訂に伴い、研究開発費は付加価値を生む投資として認められ、GDPに計上される方向となってきた。2016年1月4日の毎日新聞によれば、名目GDPは20-30兆円が増加すると予想され、約3%が押し上げられると予想された。民間企業の研究開発費がGDPに影響する中、研究開発費に係る会計基準および情報開示の見直しが必要となると考えられる。

## おわりに

投資家は、現在開示されている公開企業の財務情報が企業の時価総額との乖離が激しく、投資の意思決定における有用性が低いと批判する。企業の時価総額と会計上の純資産簿価（貸借対照表の資本の部合計額）との乖離はこの10年間で飛躍的に拡大している。この原因は、拡大する無形資産に関する会計情報がオフバランスとなっており、企業の実態を適正に表していないためである<sup>55</sup>。このような乖離を埋め、企業会計の信頼性を向上させる意味において、無形資産に関する情報開示は有益であり、そのための一般的な無形資産会計の整備が必要となる。しかし、広範な無形資産を一括して取り扱うことは、その特性からみて不可能であり、個々の特性に応じた会計方法を考察していくことが必要である。無形資産会計を細分化し、その特殊性を鑑みる会計基準の確立が今後重要な視点になると考える。期間損益計算よりも貸借対照表を通じた情報開示の側面に移っており、企業における将来のポテンシャルを表すのであれば資産として認識することが認められるべきであるという新たな会計観である<sup>56</sup>。限定されている法的権利、有償取得のものおよびソフトウェアなど一部のみを無形資産として認識し、取得原価で測定する会計処理が行われているだけでは、企業価値の決定因子の無形資産に対する社会的関心に応えることができなくなっている。無形資産に対する社会的な認知レベルと会計の認識レベルとを合致させ、投

資家のレリバンスを維持する無形資産の認識範囲を拡大していくことが求められる。

- <sup>1</sup> Jhon R. M. Hand and Baruch Lev, *Intangible Assets, Values Measures and Risks*. 広瀬義州他訳、『無形資産の評価』、中央経済社、2008年、545頁。
- <sup>2</sup> Alvin Toffler & Heidi Toffler, “*RECOLUTIONARY WEALTH*”, 2006. 山岡洋一訳、『富の未来』、講談社、2006年。
- <sup>3</sup> 内閣府、「無形資産の重要性」、『平成23年度 年次経済財政報告』、184 - 189頁。
- <sup>4</sup> 内閣府、同上資料、185頁。
- <sup>5</sup> 板津直孝、「持続的な企業価値の向上に不可欠な無形資産投資」、野村資本市場クォータリ 2017winter。
- <sup>6</sup> Kohlbeck, M. and T. Warfield, *The Role of Unrecorded Intangible Assets in Residual Income Valuation: The Case of Banks*. Working Paper, University of Wisconsin-Madison, 2002.
- <sup>7</sup> Kohlbeck, M. Investor Valuations and Measuring Bank Intangible Assets. *Journal of Accounting, Auditing, And Finance* 19, pp29-60, 2004.
- <sup>8</sup> 宮川努他、「無形資産の経済学—生産性向上への役割を中心として—」、日本銀行ワーキングペーパーシリーズ。
- <sup>9</sup> Young, A, *Towards an Interim Statistical Framework: Selecting the Core Components of Intangible Investment*, OECD, 1998.
- <sup>10</sup> 内閣府、前掲資料、185頁。
- <sup>11</sup> 宮川努他、前掲論文。
- <sup>12</sup> 伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、23頁。
- <sup>13</sup> *Accounting Research Bulletin No. 24 “Accounting for Intangible Assets”* 1944.
- <sup>14</sup> 伊藤邦雄編著、前掲書、44-46頁。
- <sup>15</sup> 大塚成男、「無形資産会計の制度的認識の視点と課題」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、29-30頁。
- <sup>16</sup> 林田浩、「米国における無形資産会計の変遷とその背景」、共栄大学研究論集、2007年3月、77頁。
- <sup>17</sup> 伊藤邦雄編著、同上書、7頁。
- <sup>18</sup> 伊藤邦雄編著、同上書、7頁。
- <sup>19</sup> Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations*, June 2001. AppendixB, par. b147-164.
- <sup>20</sup> 田邊朋子、「IAS第38号「無形資産」」、会計・監査ジャーナル No. 646、2009年5月、15頁。
- <sup>21</sup> IASB[2004]IAS第38号 para. 8.
- <sup>22</sup> IASB[2004]IAS第38号 para. BC5.
- <sup>23</sup> 企業会計基準委員会、「無形資産に関する検討経過のとりまとめ」、2013年6月。
- <sup>24</sup> 企業会計基準委員会、同上資料、2013年6月。
- <sup>25</sup> 新日本有限責任監査法人ナレッジセンター  
<https://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/software/2010-05-12-02.html>
- <sup>26</sup> <https://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/commentary/software/2010-05-12-02.html>
- <sup>27</sup> 後藤小百合、「知的財産会計の構築と制度化」、高崎経済大学論集第48巻第4号、2006年、200頁。
- <sup>28</sup> 大塚成男、「無形資産会計の制度的認識の視点と課題」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、30頁。
- <sup>29</sup> 大塚成男、同上書、33頁。
- <sup>30</sup> 大塚成男、同上書、31頁。
- <sup>31</sup> 大塚成男、同上書、32頁。
- <sup>32</sup> 大塚成男、同上書、33頁。

- 
- <sup>33</sup> 伊藤邦雄編著、前掲書、19 頁。
- <sup>34</sup> 伊藤邦雄編著、前掲書、278 頁。
- <sup>35</sup> 清水毅ほか、「図解でわかる！M&A 会計 日本基準と IFRS」。
- <sup>36</sup> 山口暁、『暖簾の会計』、中央経済社、2010 年、190 頁。
- <sup>37</sup> Reilly, R. and R. Schweihs. *Valuing Intangible Assets*. New York, McGraw-Hill, 1999.
- <sup>38</sup> 伊藤邦雄編著、前掲書、280 頁。
- <sup>39</sup> Jhon R.M and Baruch Lev, *Intangible Assets, Values, Measures and Risks*. 広瀬義州他訳、『無形資産の評価』、中央経済社、2008 年、544—549 頁。
- <sup>40</sup> IIRC, The International Framework, 2013. 「国際統合報告フレームワーク」、日本総合研究所訳、2014。
- <sup>41</sup> IIRC、前掲資料。
- <sup>42</sup> 宮川努ほか、「無形資産投資と日本の経済成長」、RIETI Policy Discussion Paper Series、独立行政法人経済産業研究所、2015 年 6 月、15 頁。
- <sup>43</sup> 宮川努ほか、同上論文、17 頁。
- <sup>44</sup> Jhon R.M and Baruch Lev, *Intangible Assets, Values, Measures and Risks*. 広瀬義州他訳、前掲書、12 頁。
- <sup>45</sup> Jhon R.M and Baruch Lev, *Intangible Assets, Values, Measures and Risks*. 広瀬義州他訳、前掲書、546 頁。
- <sup>46</sup> 堀内行蔵、「医薬品の研究開発費」、ファルマシア Vol21、1985 年 11 月、1126 頁。
- <sup>47</sup> Jhon R.M and Baruch Lev, *Intangible Assets, Values, Measures and Risks*. 広瀬義州他訳、前掲書、372 頁。
- <sup>48</sup> 伊藤邦雄編著、前掲書、10—11 頁。
- <sup>49</sup> 宮川努、前掲論文、1 頁。
- <sup>50</sup> Griliches, *R&D and Productivity, Econometric Results and Measurement Issues*. Edited by P. Stoneman. *Handbook of Economics of Innovation and Technological Change*. Blackwell.
- <sup>51</sup> 宮川努、前掲論文。
- <sup>52</sup> 宮本順二郎、「企業における研究・開発の効果測定へ向けて—医薬品業界 11 社サンプルによる実証分析—」『経済経営研究所』第 16 集関東学院大学、1994 年。
- <sup>53</sup> 宮川努、前掲論文、1 頁。
- <sup>54</sup> 伊藤邦雄編著、前掲書、11—12 頁。
- <sup>55</sup> 二村隆章、岸宣仁、『知的財産会計』、文藝春秋、25—26 頁。
- <sup>56</sup> 大塚成男、前掲書、33 頁。

## 第4章 研究開発費をめぐる諸会計基準の比較

はじめに

研究開発費に関する会計処理規制の変遷は、経済状況や会計観の変化を反映したものと考えられる。本章は、米国基準、国際会計基準および日本基準における研究開発費に関する規定の変遷を概観する。第1節では、米国の財務会計基準制度、研究開発会計基準の嚆矢となる FAS2 号及び現在の研究開発費の会計規定を考察する。第2節では、国際会計基準の生成及び発展を概観したうえで、研究開発費に関わる IAS9 号から IAS38 号への展開を追う。第3節では、日本の会計基準の生成において、研究開発費（試験研究費と開発費）がどのように会計処理されていたのか、過去の社会背景を考察する。そして、1998 年の研究開発費基準の設定へ至った過程を明らかにする。

### 第1節 米国における研究開発費の規定変遷

#### 第1項 米国の財務会計基準制度

米国の会計基準は、プライベート・セクターが設定するという伝統的な歴史がある。1933 年、証券市場の監督機関である証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC) が設立された。SEC は 1933 年証券法と 1934 年証券取引所法によって連邦議会から「準司法的機関」として、アメリカ会計基準の設定権限ならびに開示規制について、権限が付与されている。SEC は、公開企業に適用される会計基準を設定する権限を法的には有したものの、自らそれを行行使することをせず、会計基準の設定をプライベート・セクターであるアメリカ公認会計士協会に委任した。



Cunningham は、プライベート・セクターの基準設定主体が作り出した基準がどのようにして法体系の中に統合されるのか、その米国会計基準の法的根拠に関して、次の図表 4-1 のような 3 つの類型を示した<sup>1</sup>。

図表 4-1 会計ルールの法的根拠の 3 類型

|                   |  |
|-------------------|--|
| ストロング・フォーム・ルート    | パブリック・セクターまたは準政府機関が基準を設定し、それを規則として採用することによって法的地位を獲得する。 |
| セミ・ストロング・フォーム・ルート | 政府機関によるプライベート・セクターへの基準設定権限の委譲または基準の事後的承認によって法的地位を獲得する。 |
| ウィーク・フォーム・ルート     | 規制主体によって、参考・引用されることによって法的地位を獲得する。                      |

出所：真田正次「会計基準の法的根拠に関する一考察」、  
京都大学経済論叢第 183 号第 4 号、2009 年 10 月、31 頁

1973 年、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, FASB) が設置されて以来、会計基準の設定権限は FASB に委譲されている。真田[2009]は、FASB が設定する会計基準が会計基準設定権限の委譲によるセミ・ストロングの法的根拠が与えられていることを指摘した。FASB は、財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards, SFAS) をはじめ、さまざまな公表物を作成し公表する過程において、基準設定を民主的かつ公開性のもとで行うためのデュー・プロセスを作り出した。FASB によって公表される SFAS は、財務諸表を作成する際に遵守されるべき GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) の主たる規制であり、会計実務家に問題解決の指針を与え、非会計専門家に対しても啓蒙的な手助けとなるものである<sup>2</sup>。

## 第2項 米国の研究開発費に関わる会計基準の変遷

1973年1月、AICPAは、研究開発投資の会計基準についての研究成果として「研究開発支出の会計」を公表した。その後、1974年6月の公開草案を経て、同年10月にFASBによってFAS2号が制定された。FAS2号は、これまで明確ではなかった研究と開発を定義し、研究開発活動に要した金額を発生した期に費用として処理することを決定した。FAS2号が提示した論点は、その後の国際会計基準および日本会計基準における研究開発費の会計処理を検討する基礎となっている<sup>3</sup>。次の図表4-2は米国における研究開発に係る各会計基準の概要である。

図表4-2 米国における研究開発費に関わる基準

| 公表年   | NO. 及び基準名  | 会計処理の内容   |
|-------|--|---|
| 1974年 | FAS2号「研究開発費の会計処理」 <sup>4</sup>                                       | 開示要求、全額支出時に費用計上   |
| 1982年 | FAS68号「研究開発契約」 <sup>5</sup>  | 外部委託された場合に、委託した企業は研究開発費関するコストは費用計上し、負債の認識・測定を行う。        |
| 1986年 | FAS86号「売却、賃貸、あるいはその他の方法で市場に提供されるコンピュータ・ソフトウェアのコストの会計処理」 <sup>6</sup> | 技術的実現可能性の確立以前におけるコストは費用計上で、以後のコストは資産計上する。               |
| 2001年 | FAS141号「企業結合会計」の一部規定 <sup>7</sup>                                    | FAS2号の会計処理を維持する。  |
| 2001年 | FAS142号「のれん及其他無形資産」の一部規定 <sup>8</sup>                                | FAS2号の会計処理を維持する。  |
| 2007年 | FAS141号「企業結合会計」 <sup>9</sup>   | 進行中の研究開発費をその研究開発が終了するまで無形資産として計上する。結合に発生する研究開発費は費用計上する。 |

現在、米国における研究開発費の会計処理は、基本的に FAS2 号を維持したままといえる。FAS2 号は、研究と開発を以下のように定義している。

「研究とは、新しい知識の発見を目的とする計画的な調査であり、このような知識が新しい製品、サービス、技術の開発、既存製品と生産の改良などに役立つことが期待できる」(FAS2 号, par. 8a)。また、「開発とは、研究の成果若しくは調査から得られる知識を新しい製品と新生産方法に利用され、あるいは既存製品と既存生産方法に対する著しい改良の計画または設計に取り入れること」と定義している (FAS2 号, par. 8b)。

大塚[2006]によれば、アメリカにおける研究と開発の定義のポイントは、「新たな知識の獲得」に関する活動を、研究開発活動と定義している点である。したがって、既存の製品・生産プロセスに対する日常的な改善活動は、研究開発活動から除外される。さらに、FAS2 号は、研究開発費の構成要素として、(1)消費された原材料の原価と設備の減価償却費、(2)人件費、(3)外部から購入した無形資産の償却費、(4)研究開発活動の外部委託の経費、(5)合理的な方法で配賦された間接費とする (FAS2 号 par. 11)。そして、これらの構成要素を集計して、毎期の研究開発費の金額を開示することを求める (FAS2 号 par. 13)。ただし、この研究開発費を資産計上することは認められず、その全額を発生した会計年度において費用計上しなければならない (FAS2 号 par. 12) <sup>10</sup>。

このように、FAS2 号は、会計処理としては費用計上を求めるが、開示情報としては研究開発費を期間損益計算の中に埋没させず、独立の項目として明示することを求める。FAS2 号は、研究開発費の定義に力点が置かれ、さらに独立の項目として研究開発活動を一般の活動から切り離して明瞭に開示することを目的とした。FAS2 号は、企業間での比較可能な研究開発費会計を確立することを目的とした点が重要である<sup>11</sup>。また、研究開発費は人件費を主体とする一般経費だけではなく、研究開発に必要な器具・備品・設備・実験プラントなど有形固定資産も対象とされ、代替的な将来使用が見込まれるものは資産化できるが、転用が見込まれないものは発生時費用処理である (par. 11-a) <sup>12</sup>。

FAS2 号の付録 B は、研究開発費が発生した場合の会計処理について、次の 4 つの代替的方法を検討している (37 項) <sup>13</sup>。

- (1)すべての原価を発生時に費用計上する、
- (2)すべての原価を発生時に資産計上する、
- (3)特定の条件が満たされる場合は、原価を発生時に資産計上し、その他の原価はすべて費用計上する、
- (4)将来の効用があるか否かを決定できるまで、すべての原価を特定の科目に計上しておく<sup>14</sup>。

このうち、(2)の資産計上についての主張に関しては、以下のような理由がある。一般に企業は、将来の効用を期待して研究開発活動を行うのであるから、その実現性が高いのであるならば、研究開発活動に係る全原価は、個々の計画の将来の効用の確実性とはかかわりなく資産計上しなければならない(51項)。この主張に反する考え方は、次のとおりである。まず、会計上の将来の効用は、一般に企業全体の立場からの関連性というよりも、個々のまたは関係する計画と結び付けて見積もり評価されるべきである。また、企業の研究開発計画は、多くの計画から構成されており、各々の進行度が異なると同時にその最終的な成功の可能性(あるいは不確実性)も異なることもある。さらに、企業全体の立場で研究開発費が資産計上されると、その効用の継続する期間を見出せないために、意味のある償却方法の決定が困難になる。加えて、企業関係者は、一般的に研究開発支出は新製品による収入よりも、むしろ現在の収入により回収する意向をもつ(52項)<sup>15</sup>。

(3)の考え方を適用するためには、選択的に資産として計上することを可能にする条件を明らかにする必要がある。しかし、挙げられた要件のどれもが、全企業に対して客観的かつ一律に適用しうる条件を明確にするものとはなり得なかった。また、純利益がゆがめられているか否かの限界点があきらかにしないために、純利益の期間比較が大きくゆがめられることになるかどうかを検討した上で、研究開発費を資産計上するか、それとも直ちに費用計上するかを決定することは、そもそも用いられるべき基準とすべきではない(53-55項)。さらに、この選択的資産計上が採用されると、特定の研究開発計画に係る全体の原価のうち一部分だけが資産計上され、償却されることになる。資産計上された金額が、将来の効用を生むために発生した原価全体を示さないことになり、また資産計上された原

価の期間償却額が費用と収益との「対応」を示すことにもならないであろう（56 項）<sup>16</sup>。

(4)の処理を採用すれば、当該科目は貸借対照表上資産の部の下か、株主持分の消極的項目として表示される。そして、最終的には計上された原価は、もし将来の効用がある程度明確になるならば、資産へ振り替えられるか、またはもし将来の効用がないことが判明すれば、一時償却されることになろう（58 項）。すなわち、多くの研究開発費に伴う不確実性に注意を向けさせることになり、資産計上か経費処理かの決定を延ばすことが可能になる。この代替案に対する反対の根拠は、次のとおりである。第一に、財務アナリストなどにとっては、このような一定の科目に計上された原価は、それに付随する不確実性がゆえに、企業の収益力を評価するために役立たないこと、第二に、特定の科目を使うと基本的財務諸表の本質が変わり、比率その他の財務資料の計算を複雑にすることになる（59 項）<sup>17</sup>。

以上、(2)から(4)に対して、(1)の「すべての原価を発生時に費用として計上する」直接的理由としては、次のようなものがある。

第一に、将来の効用の不確実性という側面である。すなわち、個々の研究開発計画の成功率の見込みは著しく異なるが、将来の効用については一般に不確実度が高く、当時の調査に従えば、すべての高い失敗率を示している（ある調査によれば、新プロダクトの結実した割合は2%以下、商業的に成功した割合は15%以下であった）。失敗率の高さは、研究開発レベルを過ぎ、新しいまたは改良された製品や生産方法が販売され、採用されるようになっても変わらない。将来収益に賦課することはできないことから、利害関係者の意見も費用化処理に賛成であった（FAS2 号 par. 50）<sup>18</sup>（39-40 項）。

第二に、支出と効用の因果関係が欠如していることである。すなわち、当時の実証研究によれば、研究開発計画と個々の将来収入の間に直接的の関係があることは、たとえ後日知ることができたとしても、通常例示されたことがない（41 項）。

第三に、資産としての属性である経済資源に関する側面である。すなわち、経済資源という属性を資産の本質の一つとして捉える限り、それは測定可能でなければならない。この測定可能性という基準に照らし合わせれば、取得または開発の際、その将来の経済的効

用識別され、客観的に測定されることができないときは、資源を会計上資源として認識すべきことではない（43－44 項）。

第四に、何らかの因果関係に基づき原価を費用として認識する過程をいうことに対して使われる対応概念は、研究開発費には適用できない。原価発生の際、明らかな将来の効用が一般に欠如しているということが、研究開発支出に係る費用を即時認識するという原則の適用につながるのである（47－49 項）。

ある種の原価には以下のような 3 つの性格を持つ。

①期中に発生した原価がはっきりした将来の効用を提供しないことである（研究開発支出に関しては、一般に高い失敗率を示す）。

②前期に資産として計上された原価がもはや明確な効用を提供しないことである（研究開発支出に関しては、研究開発段階を過ぎても失敗する割合は高い）。

③原価を収益との関連から、または、会計期間にわたり配賦することが無意味であることが認められる場合には、当期の費用として処理される。この考え方に該当するのが研究開発費であることが、FAS2 号において指摘されている（49 項）<sup>19</sup>。

FAS2 号は、研究開発費と将来の収益との関係が明確でないため、研究開発費を繰延べたうえで適切な費用収益の対応を成立させるための統一的な会計基準を設けることが困難であるとして、企業間の会計処理における多様性を除去するために、研究開発費の全額費用計上を求めた。さらには、研究開発費の会計処理における比較可能性を高めることが必要である点が強調されている（FAS2 号、pars. 24, 32）<sup>20</sup>。

FAS2 号が公表されて以来、研究開発費を費用計上の考え方は維持されている。ただし、2007 年の FAS141R の「企業結合会計基準」では、被取得企業が行っている研究開発は、企業結合における重要な要素であり、企業結合後のキャッシュ・フローに大きな影響を及ぼす可能性がある。進行中の研究開発費は、その研究開発が終了するまで無形資産として計上すること、と規定されている。さらに、それらの計上された進行中の研究開発資産は毎期減損テストを行うことになる。企業結合後、発生する研究開発費は依然として費用計上しなければならないと規定している。

以上、アメリカにおける FAS2 号の規定と研究開発費の会計基準は、将来の利益の不確実性および企業間の期間損益計算における比較可能性を高めることに重点が置かれている。

大塚は、研究開発費の費用計上に関する重要な論点として、以下の 4 つを指摘した<sup>21</sup>。

第一に、研究開発費と将来の収益との関連性である。FAS2 号の研究開発費の全額費用計上の論拠とされたのは、研究開発費支出と将来における収益獲得との直接的な関連性を実証的に見出すことができないという点であった。すなわち将来における収益獲得との関連性が不確実な支出は、資本的支出とみなすことはできず、資産を認識する根拠とはならない。この考え方は FAS68 号や FAS86 号でも共通に採用されている。逆に、将来における収益獲得との関連性が立証できるのであれば、資産を財務諸表上で表示することも認められ得ることになる<sup>22</sup>。

第二に、恣意性を排除することである。アメリカにおける研究開発費会計基準の整備にあたって最も重視された点は、企業間の財務報告における比較可能性の向上であった。その一方で、企業ごとに異なる判断に基づいた会計処理が行われることが、比較可能性を損なわせる最大の要因である。企業ごとの恣意性を排除することを目的として、研究開発コスト等の支出時における全額費用計上という最も単純な会計処理が求められた。また、それぞれの会計基準においては、研究開発活動等の内容の定義や範囲を明確にすることが重視されている点も、企業ごとの恣意性を排除するための措置である。したがって、研究開発費の会計処理との一貫性を保ったうえで、無形資産が計上されるためには、無形資産が計上されることで恣意性の排除と比較可能性の向上が達成されることが論証される必要がある<sup>23</sup>。

第三に、研究開発費と日常的活動との異質性である。研究開発費等に関する会計基準では、それぞれの基準の適用対象となる活動を明確にするうえで、日常的な活動との異質性が大きなポイントとなる。FAS2 号において研究開発費として集計されるのは、知識の獲得と具体化を目的として特別に実施された活動のための支出であり、既存製品に関する継続的な品質改善や製造工程の合理化のための活動は研究開発活動ではない。また、FAS86 号において、棚卸資産であるソフトウェアの原価に配分されるべき支出が、研究開発費と判

定されて全額費用計上されてしまい、ソフトウェア業者の期間損益に過度の負担が生じることを回避するために、技術的実現可能性という新たな規準が導入されたと考えることができる。ある支出が日常的な活動によるものであるならば、あくまで一般の資産や費用に関する会計基準が適用される。したがって、これらの研究開発費に対する会計基準から、何らかの無形資産の認識・測定が妥当であることを示すためには、その無形資産が他の一般の日常的な資産や費用とは異質であることを論証することが必要である<sup>24</sup>。

第四に、研究開発費には個別的なベネフィットが存在することである。FAS2号の研究開発費をめぐる議論においても、研究開発活動は、企業全体として効力を有するものであり、個々の支出ごとに将来の収益との関連性を明確にすることができなくとも、研究開発費全体として資産計上することが認められるべきであるという主張が存在した。しかし、FAS2号では、あくまで個々の支出での将来の収益との対応関係が重視され、研究開発活動が将来の収益獲得のうえでの有益であることは認めながら、研究開発活動のための支出はすべて費用計上することが求められた。また、FAS68号とFAS86号においても、研究開発に関わる企業の活動について、それぞれの個別的な実態に基づいた会計処理が要求されている。すなわち、研究開発費をめぐる会計基準において一貫しているのは、企業全体としてベネフィットを生じさせることが間接的に指摘できるだけでは、資産計上を認めることの根拠にはならない、という考え方である。したがって、何らかの資産の計上が妥当性を有するためには、その資産の取得にあたって生じた支出が、あくまで個別的にベネフィットを有することが必要となる<sup>25</sup>。

## 第2節 国際会計基準における研究開発費に関する規定

### 第1項 国際会計基準の生成と発展

国際会計基準委員会(International Accounting Standards Committee:IASC、後のIASB)は、1975年のIAS第1号「会計方針の開示」の公表によって、当初、各国の多くの代替的



な会計処理を認め、その代わり会計方針の十分な開示を要求し、直接的でなく間接的な財務諸表の比較を行おうとする考え方であった。この考え方を各国の「会計基準の調和化」と呼ぶ<sup>26</sup>。1989年1月、IASCは公開草案32号「財務諸表の比較可能性」を公表した。この目的は、各国の会計処理の差異をできるだけ縮小・除去することであり、同一の経済事象ないし類似の取引に対して、選択肢を可能な限り少なくすることであった。その実現のために、IASCは証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions、IOSCO）と連携して、国際会計基準をIOSCOが承認できるレベルの会計基準にし、国際資本市場で国際会計基準を使用することを目標に掲げた。この考え方を国際資本市場における各国の「財務諸表の比較可能性」と呼ぶ<sup>27</sup>。その後、IASCは各国の国内基準を国際会計基準に「収斂」（コンバージェンス）させる目的で、各国の基準設定機関との作業を強力に推し進めるため組織改革を断行した。2001年4月、IASCは、その名称をIASB（International Accounting Standards Board）と変え、各国の基準設定主体との緊密な協力関係を通じて、比較可能で質の高い財務諸表を生み出す国際会計基準の設定を強調するため、組織改革を行った<sup>28</sup>。

## 第2項 IAS9号からIAS38号への展開

IASCは、1978年、IAS9号「研究開発活動の会計」を公表した。その後、IASCは、これに無形資産の基準を盛り込み、1998年4月に国際会計基準第38号（IAS38）を公表した。それは2004年に改訂IAS38号「無形資産」に至っている<sup>29</sup>。次の図表4-3は、国際会計基準委員会が公表した研究開発に係る基準の概要である。

図表 4-3 国際会計基準における研究開発費に関わる基準

| 公表年    | NO. 及び基準名                       | 会計処理の内容                  |
|--------|---------------------------------|--------------------------|
| 1978 年 | IAS9 号「研究開発活動の会計」 <sup>30</sup> | 開発費の繰延計上の容認              |
| 1993 年 | 改訂 IAS9 号「研究開発費」                | 研究費は費用計上、条件付きで開発費の無形資産計上 |
| 1998 年 | IAS38 号「無形資産」一部規定               | 研究費は費用計上、条件付きで開発費を無形資産計上 |
| 2004 年 | 改訂 IAS38 号「無形資産」の一部規定           | 同上                       |

IAS9 号は、原則として研究開発費を即時に費用処理することを求めている (par. 9)。その理由は、主に研究開発活動がもたらす将来の便益と、当該便益を享受する期間がきわめて不確実であるので、現在の研究開発費と将来の便益との直接的関係がほとんどない、とされている (par. 9)。しかし、続くパラグラフ 10 において、一定の条件を満たす「開発費」は、繰延経理することが適切であるとの見解を示している。その理由として、「製品または生産方法が、技術的にも商的にも実現可能であり、かつ当該企業が製品を販売する、もしくは生産方法を利用するのに十分な資源を有していることが証明できる場合には、パラグラフ 9 で言及した不確実性は十分に低下する。このような場合には、開発活動の費用を将来期間に繰延べることが適切であろう」 (par. 10)<sup>31</sup>。

しかし、IAS9 号は開発費を繰延処理することが適切となる「不確実性が十分に低下する」とされた要件とし、次の 5 つを挙げる。

- (1) 製品またはプロセスが明確に定義され、当該製品またはプロセスに帰属するコストが個別に識別できること。
- (2) 製品またはプロセスの技術的実現可能性が立証されていること。
- (3) 当該企業の経営者が当該製品またはプロセスを製造、販売または使用する意図を表明

していること。

(4) 当該製品またはプロセスをについて将来の市場性の明確な兆候があること、もしくは販売するのではなく内部で使用する場合には、その使用が企業にとって有用であることを立証できること。

(5) プロジェクトを完了し、製品またはプロセスを販売するために十分な資源がある、もしくは入手可能であると合理的に期待されること<sup>32</sup>。

ただし、IAS9号は、企業が繰延処理を選択することを認めたのであって、そうした開発費に資産性があることを積極的に認めたわけではない。なお、これらの規準に基づく「開発コストの繰延はその後の開発コスト、関連する製造コスト、当該製品を販売する際に直接的に発生する販売費および一般管理費と併せて、将来収益から回収されるものと期待される金額を上限とする」(IAS9号、par. 18)とされている<sup>33</sup>。

その後、IAS9号は、研究開発活動にかかるコストを資産として認識すべきか、費用として認識すべきかを峻別する規準を確立することを目的として、1993年に改訂された(改訂IAS9号という)。主な変更点は、研究活動と開発活動の定義をより具体的に示すとともに、開発費の資産計上の要件を再定義し、そうした要件を満たす開発費の資産計上を「強制」したことである。

「改訂IAS9号」は、研究開発費の認識について次のように述べている。

「研究開発費の複数期間への配分は、コストと企業が研究開発活動から得ることを期待する経済的便益との関係によって決定される。コストが将来の経済的便益を生じさせる可能性が高く、かつ当該コストを信頼性を持って測定できる場合、当該コストは資産の認識規準を満たす。研究は、特定の研究支出の結果として実現する将来の経済的便益が十分に確実ではないという特徴を持つ。したがって研究コストは、発生時に費用として認識される。開発活動は、プロジェクトが研究フェーズの活動よりもずっと進んだ段階であるため、企業が将来の経済的便益を享受する可能性を判断できる場合があるという特徴を持つ。したがって開発コストは、将来の経済的便益を生じさせる可能性が高いことを示す一定の規準を満たす場合、資産として認識される(改訂IAS9号、par. 14)<sup>34</sup>。

1998年10月、IASCはIAS38号「無形資産」を公表した。研究と開発の定義は次のように示されている。「研究」とは、「新しい科学的あるいは技術的な知識・理解を得ることを期待して企画される独創的で計画的な調査をいう」(IAS38, 1998, par. 7)。「開発」とは、「商業的生産ないし使用開始に先立って、新しい若しくは著しい改良された材料、装置、製品、工程、システム又はサービスを生産する計画若しくは設計に、研究成果又は他の知識を適用することをいう」(IAS38, 1998, par. 7)。1つのプロジェクトについて研究段階と開発段階に区分し、それに基づいて研究費と開発費に区別するが、区分できないときはプロジェクト全体のコストを研究費として取り扱う (IAS38, 1998, par. 41)<sup>35</sup>。

また、研究活動の具体例には以下のようなものがある (IAS38, 1998, par. 44)。

- (1) 新しい知識の獲得を目的とする活動。
- (2) 研究成果又はその他の知識の適用分野の探求、評価、最終的な選択。
- (3) 代替的な原料・製法・製品・工程・システムもしくはサービスの探索。
- (4) 代替的な、新規又は改良済みの原料・装置・製品・工程・システムもしくはサービスの考案、設計、評価及び最終的な選択。

一方、開発活動の具体例としては、次の活動がある (IAS38, 1998, par. 47)。

- (1) 生産の前段階あるいは使用前段階のプロトタイプ及びモデルの設計、組立および試験。
- (2) 新技術による工具・治具・鋳型及び型板の設計。
- (3) 商業的生産としては経済的に適当でない規模での試験プラントの設計、組立及び稼働。
- (4) 新規又は改良済みの原料・装置・製品・工程・システムもしくはサービスについての選択された代替案の設計、組立および試験。

さらに研究および開発支出の開示について、企業は、期中に費用認識した研究および開発支出の合計額を開示しなければならない。

無形資産の開示に関して、企業の内部創出の無形資産とその他の無形資産とを区別して、具体的に開示する。この基準において、研究開発活動から生じる識別可能な資産は、その活動の基本的成果が知識であるため無形資産である [IASC, 1998b, par. 16]。それはソフトウェア、商標権、特許権その他の工業所有権などの内部創出無形資産と同様に処理するこ

とを規定している。そこで、それまで研究開発費について規定していた国際会計基準改訂第9号「研究開発費の会計 (Research and Development Costs) は IAS 第38号に統合され、失効した<sup>36</sup>。

IAS38号に基づき、企業は、以下の全ての条件を立証できる場合に限り、内部プロジェクトの開発局面から生じた無形資産を認識しなければならない(第57項)。

- (1) 使用または売却できるように無形資産を完成させることが技術的に実行可能。
- (2) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという企業の意思がある。
- (3) 企業は、当該無形資産を使用または売却できる能力を有する。
- (4) 無形資産が可能性の高い将来の経済的便益を創出する方法。とりわけ、企業は、無形資産の産出物、または当該無形資産自体に関する市場の存在を、あるいは、内部使用における当該無形資産の有用性を立証しなければならない。
- (5) 企業は当該無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するため必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源を利用できる。
- (6) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性を持って測定できる能力。

企業は以上の6つの要件のうちどれか1つでも満たさない場合、費用処理を行わなければならない。さらに、企業が開発局面と研究局面とを区別できない場合は、企業はそのプロジェクトの支出の全てを研究局面において発生したものとして費用化処理する(53条)。従って、国際会計基準の研究開発費は、条件付きで資産計上の余地を残したものと考えられる<sup>37</sup>。

### 第3節 日本における研究開発費に係る会計基準

#### 第1項 日本の会計基準の生成と発展

日本の会計制度は、1949年、パブリック・セクターの企業会計審議会が「企業会計原則」を設定して始まった。企業会計原則は、戦後の証券民主化政策の一環として制定され、日

本の会計基準の基礎となるものである。その後、企業会計原則だけではカバーしきれない論点、例えば、連結財務諸表など新たな会計基準が追加されてきた。21世紀に入ると、国際的なレベルから会計基準を開発し、統合化するために、初めてのプライベート・セクターの会計基準設定主体である財団法人財務会計基準機構(Financial Accounting Standards Foundation)が2001年7月26日に設立された<sup>38</sup>。その下に、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan、ASBJ という)が設置された。その目的は「会計基準の調査研究・開発、ディスクロージャー制度その他企業財務に関する調査研究及びそれらを踏まえた提言並びに国際的な会計制度への貢献等を行い、もって日本における企業財務に関する諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とする」と掲げている。現在、会計基準開発の役割はASBJにすべて移管されることになった。会計基準等の開発・公表の手続きは以下の通りである<sup>39</sup>。

審議事項（議題）の決定→調査研究→意見書（案）→公開草案→公聴会→審議→会計基準（案）→パブリック・コメント→会計基準の公表→適用指針（案）の公表→適用指針の公表→実務指針

## 第2項 試験研究費の繰延経理

日本における研究開発費の規定は1998年がその分岐点となっている。1998年以前、企業会計原則、財務諸表等規則、旧商法などは、研究開発費という用語ではなく「試験研究費」と「開発費」が使われていた。当時、試験研究費と開発費は、将来の期間に影響する特定の費用であると考えられた。「将来の期間に影響する特定の費用」とは、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来に発見するものと期待される費用をいう（企業会計原則注解12）。この「将来の期間に影響する特定の費用」は、経過的に貸借対照表の繰延資産として計上し、償却額を控除した未償却残高を記載する（貸借対照表原則4-C）。したがって、試験研究費と

開発費は繰延資産として容認された。ただ、実務において、繰延資産処理と費用処理の二つが存在し、企業にとって自由選択という緩和な会計処理が認められた。

1950年に公表された財務諸表等規則は、試験研究費および開発費の具体的な定義を行った。

「開発費は、新技術の採用、経営組織の改善、市場の開拓等のため支出した費用である」（貸借対照表準則第38）。

「試験研究費は、製品の試作、製法の研究等のため特別に支出した費用である」（貸借対照表準則第39）。

開発費には、新たに資源の開発が加えられ、さらに生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替えを行った場合等の費用も含まれた（「財務諸表等規則取扱要領」第103、104）。

ところで、日本の商法は明治時代の1890年にまで遡る。戦後、企業会計制度対策調査会などは大蔵省に移ってから、商法と企業会計原則の調整時代が始まる<sup>40</sup>。企業会計原則は特に、商法改正に影響を与えたものとして、1962年の企業会計原則と関係諸法令との調整に関する意見書、及び1980年7月の商法計算規定に関する意見書である。それまでは、1951年の「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」第10条は、商法上が試験研究費と開発費を新たに繰延資産として認めるべきであると提言し、1962年の商法改正はその提言を受け、繰延資産の範囲を拡大し、試験研究費および開発費の繰延資産の計上を認め、支出後5年以内に每期均等額以上の償却を求める規定を設けた<sup>41</sup>。1974年、商法の改正を受けて企業会計原則が修正されたが、「将来の期間に影響する特定の費用」は一貫して経過的に貸借対照表上繰延資産として計上することができるという容認規定のままである<sup>42</sup>。このように、企業会計原則、財務諸表等規則及び旧商法は、試験研究費と開発費を繰延資産として認識する統一が果たされた。

### 第3項 日本の研究開発費に関する理論と実務との乖離

会計基準を国際的に調和化または統一化させるという観点から、研究開発費に関する会計基準の整備が迫られた<sup>43</sup>。企業会計審議会は、1998年3月に「試験研究費および開発費」の範囲が必ずしも明確でなく、また、資産計上か費用処理かへの会計処理が任意となっていることから、内外企業間の比較可能性が阻害されていることを指摘した。会計実務において、資産計上または費用計上の2つの方法が認められる結果、国内外企業の経営比較を困難にしてきたという状況が問題視された。企業会計審議会は、適切な情報提供、企業間の比較可能性と国際的調和の観点を考慮して、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。この新会計基準は、「研究」と「開発」の定義ならびに研究開発費を構成する原価要素や範囲を明記する<sup>44</sup>。当該基準によると、研究とは「新しい知識の発見を目的とした計画的な調査および探求」をいう。開発とは「新しい製品・サービス・生産方法についての計画もしくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化すること」をいう。当該意見書の公表を受け、財務諸表等規則は1998年11月に改正された。そこでは、開発費については従前のままであるが、試験研究費に関する繰延規定は削除された(第36条および第37条)。また、第86条によって、一般管理費および当期製造費用に含まれている研究開発費の総額の注記が求められるようになった<sup>45</sup>。

実務の領域の側面から、日本公認会計士協会が1999年3月に公表した会計制度委員会報告第12号『研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針』では、研究・開発の範囲については、活動の内容が実質的に研究・開発活動であるか否かにより判断すべきと考えられる。その範囲は、従来製造または提供している業務にはない、全く新たなものを生み出すための調査・探求活動や現在製造している製品または提供している業務についての著しい改良を含んでいる。したがって、現在製造している製品や業務を前提とした場合に、著しい判断できない改良・改善などを行う活動は、ここにいう研究・開発には該当しない<sup>46</sup>。

『研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針』では、研究開発活動に該当する活動を『科学技術研究調査規則』の例示を参考にして規定している。『科学技術研究



調査規則』によって研究開発活動に該当する活動を示すと、次のとおりである<sup>47</sup>。

- ①従来にはない製品、サービスに関する発想を導き出すための調査・探求
- ②新しい知識の調査・探求の結果を受け、製品化、または業務化等を行うための活動
- ③従来の製品に比較して著しい違いを作り出す製造方法の具体化
- ④従来と異なる原材料の使用法又は部品の製造方法の具体化
- ⑤既存の製品、部品に係る従来と異なる使用法の具体化
- ⑥工具、冶金、金型等について、従来と異なる使用法の具体化
- ⑦新製品の試作品の設計・製作および実験
- ⑧商業生産化するために行うパイロットプラントの設計、建設等の計画
- ⑨取得した特許を基にして販売可能な製品を製造するための技術的活動

このように、日本では、研究開発費の発生時費用処理の根拠として、企業間の比較可能性を担保することが必要であると考え、費用処理または資産計上を任意とする会計処理は適当でない、とする。任意選択であれば、同じような研究開発を行なっても企業の選択により異なる会計処理を適用することが可能であったことから、企業間の比較可能性が損なわれる。日本において、研究開発費を発生時費用処理の根拠として、企業間の比較可能性の担保の必要性を挙げているのである。

おわりに

研究開発投資は、将来に知的資源を創出し、その知的資源が企業に新製品、新サービス、新プロセスを生みだし、新製品、新サービス、新プロセスが将来的キャッシュ・フローをもたらすと期待される。しかし、研究開発支出の会計処理における問題点は、その成果の不確実性をどう評価するかである。成功の確率が高いとみるのであれば、研究開発支出は将来の収益が期待される原価といえるから、当期の収益よりも、将来の収益に対応し、将来に繰り延べる処理が正当化される。

研究開発の定義について、米国基準、日本基準および国際会計基準は、表現上異なる部

分があるものの、それらが指し示す内容はほぼ同様であり、会計処理として「費用化する」という考え方に大きな違いはない。だが、それらの研究開発費に関する規定には、大きく3つの相違が見られる。

第一に、企業結合により取得した仕掛研究開発費に関して、米国は資産の要件を満たす識別可能な仕掛研究開発を代替的な将来の使用可能性にかかわらず、公正価値に基づいて資産計上する。当初の認識後、仕掛研究開発資産はFAS142に基づき、耐用年数を確定できない無形資産として処理する。取得日後の当該開発に係る支出については、一般的に発生時に費用処理をする。開発完了後には、耐用年数が有限な無形資産として償却する。日本は企業結合日時点において、識別可能な資産については、企業結合日時点の時価を基礎にして取得原価を配分する。分離して譲渡可能な無形資産は、識別可能なものとして取り扱う。国際会計基準（IAS38. 34, 42, 43）によれば、取得企業は、非取得企業の仕掛研究開発費が無形資産の定義に合致する場合、のれんから区別して資産として認識しなければならない。

第二に、内部創出研究開発費に関して、米国は1974年FAS2号により、全額即時費用化法を採用している。日本は1998年基準の以前、選択的資産化法で会計処理をしていたが、米国に追随し、1998年基準の改訂によって、任意資産計上を容認していた研究開発費に対して、発生時全額即時費用化法へ変更した。国際会計基準は、研究費は発生した時点で費用として認識する。開発費については、技術上の実行可能性や使用または売却するという企業の意図など、一定の要件がすべて立証可能な場合のみ、無形資産として認識しなければならない。満たさない場合にそれは発生時に費用処理する。

第三に、事後測定については、米国（FAS142）と日本は、取得原価から償却累計額および減損損失を控除した金額で測定し、再評価は認められていない。国際会計基準（IAS38. 72, 75）では、当初認識後の測定においては、原価モデルと再評価モデルの選択適用が認められている。再評価額とは、再評価日における公正価値から再評価日以降の償却累計額および減損累計額を控除した金額をいう。再評価モデルの適用は、無形資産の公正価値が活発な市場を参照することにより決定可能な場合のみ認められる。

- 
- <sup>1</sup> 真田正次、「会計基準の法的根拠に関する一考察」、京都大学経済論叢第 183 号第 4 号、2009 年 10 月、31 頁。
- <sup>2</sup> 中村泰將編著、『財務会計論』、税務経理協会、2009 年、23-27 頁。
- <sup>3</sup> 石光裕、「日本企業の研究開発投資と会計基準」、京都マネジメント・レビュー第 27 号、2015 年 9 月、69 頁。
- <sup>4</sup> Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 2, Accounting for Research and Development Costs*, October 1974.
- <sup>5</sup> Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 68, Accounting for Research and Development Arrangements*, October 1982.
- <sup>6</sup> Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 86, Accounting for the Costs of Computer Software to Be Sold, Leased, or Otherwise Marketed*, August 1985.
- <sup>7</sup> Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations*, June 2001.
- <sup>8</sup> Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 142, Goodwill and Intangible Assets*, June 2001.
- <sup>9</sup> Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141, revised 2007, Business Combinations*, June 2001.
- <sup>10</sup> 大塚成男、「無形資産会計の国際的動向」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006 年、72 頁。
- <sup>11</sup> 大塚成男、同上書 72 頁。
- <sup>12</sup> 藤田敬司、『現代資産会計論』、中央経済社、2005 年、235 頁。
- <sup>13</sup> 太田善之、「研究開発費の会計に関する一考察」、『竜谷大学経営学論集』、2005 年 2 月、112 頁。
- <sup>14</sup> 太田善之、同上論文、112 頁。
- <sup>15</sup> 太田善之、同上論文、112 頁。
- <sup>16</sup> 太田善之、同上論文、113 頁。
- <sup>17</sup> 太田善之、同上論文、113 頁。
- <sup>18</sup> 藤田敬司、前掲書、235 頁。
- <sup>19</sup> 太田善之、前掲論文、113 頁。
- <sup>20</sup> 大塚成男、前掲書、75 頁。
- <sup>21</sup> 大塚成男、前掲書、74-75 頁。
- <sup>22</sup> 大塚成男、前掲書、75 頁。
- <sup>23</sup> 大塚成男、前掲書、75 頁。
- <sup>24</sup> 大塚成男、前掲書、75-76 頁。
- <sup>25</sup> 大塚成男、前掲書、76 頁。
- <sup>26</sup> 中村泰將編著、『財務会計論』、税務経理協会、2009 年、27 頁。
- <sup>27</sup> 中村泰將編著、同上書、27 頁。
- <sup>28</sup> 中村泰將編著、同上書、27 頁。
- <sup>29</sup> 国際会計基準第 9 号『研究開発活動の会計』(Accounting for Research and Development Activities) (1978 年 7 月)。改訂国際会計基準第 9 号(1993 年改訂版)『研究開発費(Research and Development Costs)』(1993 年 11 月)。国際会計基準第 38 号『無形資産(Intangible Assets)』(1998 年 9 月制定、1999 年 7 月 1 日より発効)
- <sup>30</sup> International Accounting Standards Committee, *Statement of International Accounting Standards No. 9, Accounting for Research and Development Costs*, June 1978.
- <sup>31</sup> 永田京子、「無形資産会計をめぐる制度上の個別論点」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006 年、243 頁。
- <sup>32</sup> 永田京子、前掲書、244 頁。
- <sup>33</sup> 永田京子、前掲書、244-245 頁。
- <sup>34</sup> 永田京子、前掲書、245 頁。
- <sup>35</sup> 西村優子、『研究開発戦略の会計情報』、白桃書房、2001 年、120 頁。
- <sup>36</sup> 西村優子、「国際会計基準による研究開発費の会計」、『東洋大学経営論集』、2000 年 3 月、281 頁。
- <sup>37</sup> International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard No. 38, Intangible Assets*, July 1998.
- <sup>38</sup> 中村泰將編著、前掲書、21 頁。
- <sup>39</sup> 中村泰將編著、前掲書、23 頁。

---

<sup>40</sup> 安藤英義、前掲論文、横浜国立大学。

<sup>41</sup> 太田善之、前掲論文、108 頁。

<sup>42</sup> 太田善之、前掲論文、108 頁。

<sup>43</sup> 太田善之、前掲論文、109 頁。

<sup>44</sup> 西村優子、前掲書、112 頁。

<sup>45</sup> 太田善之、前掲論文、109 頁。

<sup>46</sup> 西村優子、前掲書、112 頁。

<sup>47</sup> 西村優子、前掲書、113 頁。

## 第5章 費用としての研究開発費

はじめに

第4章で検討したように、米国基準と日本基準における研究開発費の会計ルールは、ともに発生時にすべて費用として計上するというものであった。本章の第1節では、米国と日本における費用計上の理由と論拠を再考する。第2節では、支出、費用、原価の3つの概念の区分とその相互関係の整理から出発し、研究開発費を費用として処理する場合、その費用は原価に転換したかどうか、すなわち、製造原価に帰属すべきか、それとも期間原価に帰属すべきなのか、研究開発費の原価性（費用性）について検討する。第3節では、研究開発費用を管理するうえでの恣意性を考察する。第4節では、研究開発費の費用化処理が企業内部と外部への経済的影響について明らかにする。

### 第1節 研究開発費の費用計上に関する根拠

#### 第1項 米国の場合

すでに前章で触れたが、米国における研究開発費に関する基準は、全額費用計上するFAS2号から始まった。選択的資産化のための判断基準も検討されたにもかかわらず、なぜ厳しく費用処理を求めるのか。その主たる理由は、「研究開発活動が将来便益を生む成果に結びつく確率は極めて低いこと（ある調査によれば、新プロダクトの結実した割合は2%以下、商業的に成功した割合は15%以下であった）、将来収益に賦課することはできないこと、利害関係者の意見も費用化処理に賛成であったからである（par. 50.）<sup>1</sup>。

また、研究開発費と将来の収益との関係が明確でないため、研究開発費を繰延べたうえで適切な費用収益の対応を成立させるための統一的な会計基準を設けることが困難であり、企業間の会計処理における多様性を除去するために研究開発費の全額費用計上が求められ

た。そこでは研究開発費の比較可能性を高めることが必要である点が強調されている(FAS2号、pars. 24, 32)<sup>2</sup>。

## 第2項 日本の場合

企業会計審議会(1998年3月)の意見書では、「研究開発は、企業の将来の収益性を左右する重要な要素であるが、近年、商品サイクルの短期化、新規技術に対するキャッチアップ期間の短縮および研究開発の広範化・高度化等により、研究開発のための支出も相当の規模となっている。そして、研究開発費や研究開発の内容に関する情報は、企業の経営方針や将来の収益予測に関する重要な投資情報として位置づけられている。しかしながら、研究開発費は発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、将来の収益の獲得が確実であるとはいえない。そのため、研究開発費を資産として貸借対照表に計上することは適当でない。したがって、研究開発費を発生時に費用として処理することとした」と論じる。要するに、先ず、① 商品サイクルの短期化、新規技術の対するキャッチアップ期間の短縮および研究開発の広範化・高度化等により資産計上は好ましくない。次に、② 繰延資産計上と費用処理の選択制は企業間比較可能を損なう。最後に、③ 国際的調和を図るためである<sup>3</sup>。

## 第2節 研究開発費の原価性

### 第1項 支出・費用・原価の概念

支出、費用および原価は、ともに価値犠牲を表す概念である。研究開発のために費やされた支出は、まず現金または現金同等物として支出される。だが、支出が常に費用と原価になるとは限らない。費用と原価の関係について、シュマーレンバッハは、「損益計算において計算される財の消費は『費用』と呼ばれ、原価計算において経済的給付と対立せしめ

られる処の財の消費は『原価』と論じた<sup>4</sup>。また、E. ハイネンは、ドイツにおける原価論争の跡を要約して次の4つの考え方を挙げた<sup>5</sup>。第1は、支出と費用と原価を同一視する見解、第2は費用と原価を同一視するが、これらを支出と区別する見解、第3は支出と費用と原価を区別する見解、第4は原価の内容を一定の基準でさらに分解する見解である。

当初、同一視されていた支出・費用・原価のうち、まず支出が費用・原価と区別され、やがて支出のほか費用と原価が識別されるようになった。現金または現金等価物の支払が、支出である。支出のうち収益的支出のみが費用または原価となるのであって、資本的支出は償却分だけが費用または原価になる。固定資産に計上される支出は、通常、資本的支出とされる。繰延資産や前払費用も、当期の収益に直接対応されないという意味において、一種の資本的支出と解することもできる<sup>6</sup>。

費用は、企業活動に伴って発生した当期負担分のコストといい、収益概念との整合性から構成されるものである。企業は生産・販売活動上さまざまな経済的資源（原材料、労働力、電力、機械設備など）を消費すると、いったん費用になるが、それが製品に生まれ変わり、さらに販売活動を通じて売られると原価になる。原価は、作り出された製品やサービスにそれぞれの段階で集計され、「製品やサービスを生産・販売するために消費された価値」と定義される。

原価は、支出対価としての性格を持つ。原価の本質は、企業に将来の経済的便益をもたらす用役潜在力にある。原価が販売過程を通じ、収益稼得のために失われた際に通常費用（売上原価）として扱われる。未費消原価は用役潜在力がある資産として見なし貸借対照表に掲載される<sup>7</sup>。

このように、現金の支出があったとき、損益計算の立場から財の消費は「費用」と考えられる。原価計算の立場からこの支出は原価になる。費用と原価は表と裏の関係がある。研究開発費の費用性を考える時も「研究開発費の原価性」と同一視できる。研究開発費の性格が製造原価なのか、それとも期間原価なのかが問題とある。

岡本清〔2001〕によれば、「原価とは、経営における一定の給付にかかわらせて、把握された財貨または用役の消費を、貨幣価値に表したものである。<sup>8</sup>」

(1) 原価は、有形、無形の「経済的価値のある財貨」を「消費」したときに発生する。したがって、消費しても経済的価値のないもの（たとえば空気）であれば、原価とはならない。また経済的価値のある財貨であっても消費しなければ、それは資産であっても原価とはならない（例えば、工場の敷地は消費しないので、原価とはならない）。

(2) 経営活動において、財貨を消費すると、その財貨に含まれた経済価値は、財貨消費によって作り出された給付（部門活動としての部門給付、仕掛品、半製品、製品）に移るものと考えるのである。

(3) 原価は、財貨消費額を経営給付にかかわらしめて把握したものである。この財貨消費は、その企業の製品の生産と販売という目的のための財貨費消でなければならない。したがって、生産と販売以外の活動である研究開発費は、原価計算制度上が非原価となる<sup>9</sup>。

## 第2項 研究開発費の分類

企業は将来の便益を期待して研究開発を行なう際、現金（現金同等物）を支出する。多様な支出が含まれる研究開発費は、将来における個別の便益との対応が極めて難しい。さらに、支出したとはいえ、成果に結び付けられるかどうか不明瞭であるから、研究開発費を原価要素とする場合には様々な問題点が生じる。その多様な支出の原価性を分析するために、研究開発の分類を整理し、それぞれの原価性を考察する必要がある。

総務省統計局編『科学技術研究調査規則』によると、研究とは、事物・機能・現象などについて新知識を得るために、あるいは既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力および探求をいう<sup>10</sup>。会社の場合、研究のみならず、製品および生産・製造工程等に関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究業務とされている。アメリカ科学財団（National Science Foundation）の定義によると、研究開発活動は性質の相違によって、「基礎研究」、「応用研究」、「開発研究」に大別できる<sup>11</sup>。基礎研究は、技術を知的資産として蓄積することを目的とし、応用研究は事業推進を目的とし、基礎研究で開発されたものなどを活用し具体的な商品を作ることで、開発研究は応用研究で生まれ



た技術を複数組み合わせる研究とされる<sup>12</sup>。

### 第3項 研究開発費の原価要素

基礎・応用・実用化のいずれの研究活動であれ、留意すべき点は、新しい研究分野の開拓に取り組む場合には、研究成果をある水準の確立で期待できるようにするための研究措置や研究スタッフに関する臨界量が存在するという点である。言い換えれば、企業が新しい研究分野への投資決定に関連する期間予算は、既存の研究開発活動に関する期間予算とは別枠の既定的な固定予算としての特性を有する。この場合の研究開発費は、マネジメントの裁量による削減の対象とはならないコミットド・フィクスト・コストと考えられる<sup>13</sup>。

基礎研究が研究内容や研究機関に関する制約を極力排除した独創的で長期的な情報活動を必要とするため、基礎研究予算では、そうした情報活動を支援する長期的かつ安定的な一定額以上の投資が必要される。基礎研究予算は、よほどの困窮の実態に陥らない限り、削減の対象としない半既定的な固定的予算としての特性を有する。この場合の研究開発費は、準コミットドなフィクスト・コストと考えられる。基礎研究が人類の科学知識の増大に貢献するという任務を果たすものであるため、予算編成や統制では、企業利益への貢献度という単一尺度だけでなく、社会的貢献度とか研究のユニークさや驚き度といった尺度を併用する必要があると考えられる<sup>14</sup>。

企業が基礎研究に取り組む場合に、既存の研究組織とは異なる独立した研究機関や組織を設けるのは、異質の科学的創造活動が必要となるためである。つまり独創的で長期的な情報活動を支援するために、既存の管理体制や研究風土とは異なるシステムの構築を目指す現象である。また、基礎・応用の段階までは成功したが、実用化の段階で失敗するという現象が起こるのは、法的規制等の環境の不確実性の影響があまりにも大きすぎる場合である<sup>15</sup>。

次に、応用研究予算では、目標関連性と差別性をもった研究の情報活動が重視される。

そのため、目標に適合した具体的方向性と展開の差別性をもつ有望な研究分野やテーマに、予算が効果的に投入できるようにする。一般的には、それはまず研究開発活動の戦略策定で決定される、対象分野間の比率制によって決定される、テーマないしはセクション間の比率に従った配分が行われる。また、応用研究予算では、固定的な割当ないしは配分比を基本に、研究内容の適合性のレベル等に応じた配分を併用したり、あるいは売上に連動させた配分を併用するといった方法で行われる場合がある。応用研究予算は、マネジメントの裁量によって予算の増減がかなり自由に行われる変動的予算の特性を有する。この場合の研究開発費は、たとえ売上に連動させるとしてもある一定の枠内で行われるため、ディスクリジョナリーなフィクストないしは準フィクスト・コストと考えられる。応用研究予算では、研究内容に応じて予算の大きさを変化させる重点主義や増分主義の採用とともに、達成される成果内容に応じた昇進や昇給等を約束した業績評価を実施して、研究者を動機づける方法等を用いることもできる<sup>16</sup>。

最後に、実用化研究予算では、開発や改良に際して PERT 等の管理手法を適用したテーマごとの段階管理が実施されるため、段階ごとにある程度厳密に標準設定される許容原価を、戦略等で決定される予定進度に従って期間予算を編成するということが可能である。実用化研究予算は、開発や改良における進度の変更や製造・販売部門との調整に最も柔軟に連動させることのできる段階管理的な変動予算としての特性を有する。この場合の研究開発費は、ライン活動の成果に連動させられるディスクリジョナリーな準バリエブル・コストと考えられる。そして実用化研究予算では、進度の予定と実際あるいは各段階管理への効果的なフィード・バックとか、研究セクションやテーマごとの厳格な業績評価等が実施できると考えられる<sup>17</sup>。

研究開発効率は研究開発インプットと研究開発から得られる研究開発成果すなわち研究開発アウトプットを対比して測定される。企業では研究開発インプットの測度として、研究従事者や研究開発費を利用するが、その測定は通常、財務会計基準に依っている<sup>18</sup>。

市場競争の激化にともない、製品のライフサイクルはますます短縮化されている。製品・サービスの開発や改良による革新はプロダクト・イノベーション、製造プロセスの開

発や改良による改新は、プロセス・イノベーションと呼ばれている。イノベーションを推進するには、組織的に研究開発活動を展開し、知的資源を創造・発展させていくことが不可欠である<sup>19</sup>。

知的資源を内製する場合には、研究開発組織を編成し、研究所、研究部門、工場付置研究班などを拠点として、プロジェクトごとに、チーム単位で研究開発活動を展開する。この研究開発活動の中核を担うのは高度の専門的知識や技術を備えた研究者である。これらの研究者の人件費は高額である。研究開発には最新鋭の措置や機械が不可欠であり、原材料も潤沢に使用を許されなければならないので物件費も高額になる。そのほか、機械の維持点検、性能テストなど、付随業務を外部に委託すると、契約サービス・コストが発生する。水道光熱費、旅費宿泊費、会議費などの間接費も負担する。

岡部は、研究開発活動において発生するこれらのすべての支出が研究開発原価であるが、研究開発費が次の原価要素から構成される、と指摘する<sup>20</sup>。

- (1) 人件費：研究開発活動に従事する要員の給与、賞与、福利厚生費など、すべての労務費用が研究開発原価の人件費になる。この労務費用には退職給付債務にかかわる当期の勤務費用も含まれる。
- (2) 研究開発活動のため購入した原材料：これは最初にその原価を資産として処理しておき、その費消分だけを研究開発原価とする。
- (3) 有形固定資産：研究開発活動に使用する目的で建設した設備や装置は、取得時に有形固定資産とし、減価償却費だけを研究開発原価とする。ただし、汎用性のない研究開発専用の設備・装置は、購入時にその取得原価のすべてを研究開発原価とする。
- (4) 外部調達が無形資産：研究開発活動のために外部より調達した無形資産は、代替的用途があるものについてはいったん資産化し、正規の手続きによって償却する。研究開発原価を構成するのはこの償却費だけ。しかし、研究開発以外に代替的用途がない無形固定資産については、取得時に全額を研究開発原価とする。
- (5) 契約サービス：外部から提供を受けた契約サービスは、それが研究開発活動のためのものであれば、そのサービスの対価を研究開発原価とする。その一部を外部に委託し

た場合にも、その委託の支出は、同様にして研究開発の原価を構成する。

(6) 間接費：研究開発活動にかかわる間接経費は、合理的な範囲内で、研究開発原価に含まれる。しかし、販売費はもとより、一般管理費は研究開発原価に含まれない<sup>21</sup>。

これらの原価要素は、どの研究組織の原価であるのか、どの研究プロジェクトの原価であるのか、研究ステージのどの段階の原価であるのかなど、さらに細かく分類される。このように研究開発費は多様な原価要素が含まれている。

#### 第4項 研究開発費は期間原価か製造原価か

経営上発生するすべての原価は、製品原価として製品に集計されることが理想である。しかしながら、経営上発生する原価は、製品へ合理的に集計できる原価（製造原価）と、製品へ合理的に集計できない原価（販売費や一般管理費）からなっている。前者は製品原価とするが、後者は期間原価という原価分類を設定し、これは製品と結び付けずに発生した期間の収益から回収するという方法が採られる<sup>22</sup>。日本基準における、研究開発費には人件費、原材料費、固定資産の減価償却費および間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれると規定される（「研究開発会計基準」二、注1）。損益計算書に計上する際、研究開発費を当期製造原価として処理する方法と販売費および一般管理費として処理する方法との2つがある。（「研究開発費会計基準」三、注2）

前者は、主に実務上で適用される。その研究開発活動が製造現場において行われる場合であれば、当該研究開発に要した費用を一括して製造現場で発生する原価に含めて、当期製造費用に算入することが認められている。このような場合、出荷して売られた製品へ集計した部分を除けば、当該製造費用の大部分が製品、仕掛品等の期末在庫に配賦された棚卸資産として貸借対照表に計上されることとなる。要するに、当期製造原価として処理する場合、研究開発費は実質的に当期の製造原価（費用）と棚卸資産の二分化処理される。

一方、後者の販売費および一般管理費として処理する方法は、研究開発費が新製品の計画・設計又は既存製品の著しい改良等のために発生する費用である。それは一般的には製

品へ合理的に集計できない原価であることから、製造原価に算入せず、総原価とする考え方である。例えば、材料費、給料・賃金、減価償却費、その他の経費から、研究開発部分を集計して、「研究開発費」という科目名を付して、一般管理費として処理する（「研究開発実務指針」4）。この処理方法は、研究開発活動の基本目的、いわゆる新しい製品と生産方法を考案するという目的に従って行う処理である。製造原価に算入せず、総原価として考える場合、費用として計上される研究開発費は期間費用になる。

研究開発は、製品へ直接採用または応用・転用されない「研究」と、新製品を発売するための開発およびモデル・チェンジのための「開発」に分類できる。また開発には、技術の確認のための部分的開発設計および確認作業をおこなう「機能開発」、試作を製作し実機による検証まで行う「製品化開発」、製品を生産する「量産化開発」等に分類できる。企業の研究開発費の経済的問題は、企業行動の目標観念と密接な関係を持っている。つまり、利益を獲得するという企業目的からみると、研究開発費は設定された企業目標の達成のための手段の一つである。研究開発費の問題は、一方では企業目標達成のための研究開発活動の必要性から生じ、他方では研究開発活動から生じるリスクを最小化にする必要性にある<sup>23</sup>。

メレロビッツ（Mellerowicz, K.）によれば、企業の目標と手段という観点から、研究開発費は次の2点において製造費用から区別される。その一つは、研究開発費が生産給付の産出より相当以前に発生すること、もう一つは、研究開発費は一定でないより高い危険性要素によって特徴付けられる。また、エバーリング（Everling, W.）によれば、研究開発に関するリスクは次の2種類に区分される。まず第1点は、開発活動が開発成果を導くかどうかに関するものである。そして、第2点は、開発成果が製品生産を導くかどうかに関わるものである<sup>24</sup>。

研究開発費は、生産給付の産出よりも相当以前に発生し、不確実で高い危険要素によって特徴付けられる点において、製造費用から区別される。研究開発費の問題は、一方では研究活動領域における合理化基準を作成すること、他方では、意図された目標が最低費用で達成されること、という形で現れる。すなわち、前者の問題は、どのような研究開発プ

プロジェクトを採用すべきかということに関連し、後者の問題は、研究開発成果達成の効率性に関連している<sup>25</sup>。この場合の組織の状況は、研究開発部門並びにこの部門にサービスを提供する事前給付部門（例えば、一般管理部門、人事部門、財務・会計部門、企画部門）の存在を想定している。これに対して、現実の研究開発部門は、工場の中に設置されたり、あるいは中央研究所という形で設置されている。

研究開発費の原価計算は、工場の中に設置されているか、それとも中央研究所として工場から独立しているかによって具体的な計算の手続きが異なる可能性もある。例えば、工場の中に設置された研究開発部門が、中央研究所に比較してより製品化に近い段階の開発をしている可能性がある。こうした場合には、原価負担者（プロジェクト、業務領域）にとって、原価性のある原価の発生額にも差が出てくるかもしれない。中央研究所では基礎的研究も実施されているが、発生する費用は製品原価性が無いので、原価計算の中に入れられない<sup>26</sup>。

研究開発製品の製造原価は、製品および棚卸商品を構成する研究開発費で、一定単位の製品毎に集計される。これに対して、研究開発費の期間原価は、販売費および一般管理費を構成し、一定期間における発生額を当期の収益に対応させて把握する。基礎研究費・応用研究費・開発研究費の概念を使用すると、原則、現に製造中の製品を改良するための開発研究費は、研究開発製品の製品原価となり、基礎研究費や応用研究費やその他の開発研究費は研究開発期間原価となる<sup>27</sup>。

研究開発活動は、製品や製法等に関する新しい発見とか差別的展開を求める活動であり、企業の維持発展にとって不可欠な競争力と革新力の源泉となる重要な活動である。そのため研究開発活動の内容や水準等の大枠は、通常トップ・マネジメントが経営戦略ないしは経営方針の策定を行う際に決定される。その研究開発費は、原価管理上、ポリシー・コスト、あるいはライン活動におけるアウトプットの決定とは独立的にマネジメントの裁量によって決定されるディスクリショナル・フィクスト・コストとして特徴づけられる。また研究開発活動は、ある所定のアウトプットからそれに必要なインプットを想定することが非常に困難であるため、研究開発費を、期間に関連付けて決定される期間原価として特

徴づけることができる<sup>28</sup>。

とは言うものの、原価は経営活動において、財貨を消費すると、その財貨に含まれた経済価値は、財貨消費によって作り出された給付（部門活動としての部門給付）、仕掛品、半製品、製品としての給付に移転するものとする。したがって、生産と販売以外の活動である研究開発活動である研究開発費は原価計算の非原価なものとして認識される。この考え方からすると、研究開発費を、製造原価もしくは総原価に含めること自体に矛盾がある。

### 第3節 研究開発費の費用管理上の恣意性

研究開発費用は、自由裁量的支出の費用と呼ばれるように、経営者の裁量によって増減する。そのため、短期的な利益目標の達成の圧力にさらされている経営者は、利益目標が達成できそうもない状況において、研究開発費を真っ先に削減の対象とする（Perry and Grinaker1994）<sup>29</sup>。大塚 [2006] によると、「アメリカにおける研究開発費会計基準の整備にあたって最も重視された点は、企業間の財務報告における比較可能性の向上であった。その一方、企業ごとに異なる判断に基づいた会計処理が行われ、比較可能性を損なわせる。その結果、会計処理における企業ごとの恣意性を排除することを目的として、研究開発コスト等の支出時における全額費用計上という最も単純な会計処理が求められた。また、それぞれの会計基準においては、研究開発活動等の内容の定義や範囲を明確にすることが重視されている点も、企業ごとの恣意性を排除するための措置であると位置づけられる<sup>30</sup>。」

第2章で述べたように、FAS2号において研究開発費の全額費用計上が妥当であることの論拠の1つの理由は、この恣意性の排除である。会計処理における企業の恣意性を排除することを目的として、資産計上と費用計上の選択肢をなくし、支出時における全額費用計上という単純な会計処理が求められる。企業会計審議会が『研究開発費に係る会計基準の設定に関する意見書』の中で、研究開発費の発生時費用処理の根拠として、企業間の比較可能性を担保することが必要であり、費用処理または資産計上を任意とする会計処理は適当でないとする。米国も日本も、研究開発費に対する計上方法が資産計上か費用処理かの

選択肢が存在することが、企業間の比較可能性を妨げると考える。しかし、一括費用計上という会計処理は、「期間損益計算における比較可能性を高める」ことができるのかという問題が残る。研究開発費は、単なる費用というより投資の性格が強いから、その効果を短期的な売上高や特許件数等で単純に測定することはできず、その査定が困難である。従って、研究開発費にどれほどの予算を計上すべきか、支出された研究開発費がどれくらい有効であったか等を判定する基準に乏しく、判定に恣意的な要素が介入する余地が大きい<sup>31</sup>。

さて、研究開発費の管理は、個別固定費と共通固定費の管理における恣意性も存在する。個別固定費は「自由裁量固定費」と「拘束固定費」がある。拘束固定費は、物的生産販売設備や基礎的組織の維持費であって、減価償却費、固定資産税、重要職員給料などが代表例である。これらのコストは、長期の生産販売能力に関する意思決定によって発生し、いったん投資決定すると、耐用年数の全期間に結合して発生する長期原価であり、耐用年数の初期には、重大な損失をこうむることなしにその発生を回避することはできない。したがって、拘束固定費の有効な管理は、投資の段階と除却の段階で合理的な意思決定をすることにその大半がかかっており、その途中の時期では、生産販売能力を遊休しないよう努力する以外に方法はない<sup>32</sup>。

「自由裁量固定費」は、その原価の投入とそれによって生じる効果との最適な関係が不明なために、経営管理者がそれぞれの方針によってその発生額を年度予算の中で定めざるをえない原価である。研究開発費はどれほど投入すれば将来どのくらい売上が増やすかというインプットとアウトプットの最適な関係が曖昧なために、年間の研究開発費は経営者がその方針にもとづいて決定する。したがって、これらのコストは、拘束固定費と異なり、不況にでもなれば大幅に削減することも可能である。自由裁量固定費は、固定予算で管理せざるをえず、また予算どおりコストをかけたからそれでよいというわけでもない。とりわけ下位レベルでは、企業の能率や利益を大切にする雰囲気高めるとともに、自由裁量固定費の予算を使用することによって、利用可能な企業資産が有効に使用されたか否かを、有能な経営管理者が個別的ないし直接的な管理方式によって確かめる必要がある<sup>33</sup>。

以上のことから、資産計上と費用処理の選択肢をなくし一括費用処理する方法は、一見、



企業間の比較可能性を保つように見えるが、実に企業の内部管理、費用管理において恣意性が増大する。しかも、この恣意性が企業内部にとどまり、外部者に発見しにくい落とし穴が存在する。それは利益調整の手段として経営者に利用され、企業間の比較可能性を損なうことになる可能性がある。研究開発費を一括して費用計上することは、経営者の会計操作を行う温床となり、これこそ恣意性が存在することは明らかである。

現行会計制度の下、設備投資などの資本的支出が損益計算書へ与える影響は、減価償却を通じて限定的なものになる。一方、収益的支出は、それが支出された期間の費用として処理されるため、同額の資本的支出と比較した場合、一般に当該期間の利益への影響は大きい。設備投資などの資本的支出の増減は、研究開発費に対する支出と比べて、目標とする利益数値との関係が小さいことは実証研究から明らかになっている。米国および日本で実施されたアンケート調査の結果を見ても、設備投資の延期や減額による利益調整は、自由裁量的支出の抑制に次ぐ二次的または追加的な手段である<sup>34</sup>。

さらに、須田・花枝は、研究開発費がターゲットとなる理由として、企業内部で当初計画されていた研究開発費予算額と実際の支出額との差額や将来的な効果の展望に関して、経営者と投資家の間に大きな情報の非対称性が存在することを指摘する。彼らは日本企業を対象としたアンケート調査から、「当期の利益が目標値に達しない可能性があるとき、貴社は、一般に認められた会計原則の範囲内でどのような方法を講じますか」という質問に対して、これに回答を寄せた日本企業の約67%（回答率15.9%、回答数629、有効回答数619）が「広告費や研究開発費などの裁量的支出を減らす」と答えている。このことから、自由裁量的支出の抑制を通じて利益を確保しようとする行動がみられる<sup>35</sup>。

#### 第4節 費用化処理による経済的影響

##### 第1項 情報の非対称性問題

周知のように、過去数十年、企業の研究開発投資は、その成長および発展の牽引役になってきた。したがって、資本市場のステークホルダーにとって、企業の研究開発活動がも

たらず利益、企業価値あるいはリスクを評価することは極めて重要な課題である。しかしながら、現行の日本の会計基準では、研究開発費は即時費用として処理されるため、研究開発投資は、その経済的効果が限られた局面だけしか知ることができず、そのすべてが財務諸表に反映されていない状況にある。ステークホルダーは研究開発投資への情報開示が不十分であるため、適切な意思決定をすることが困難となっている<sup>36</sup>。それに対して、内部者である経営者は、通常、研究開発投資に関する情報を十分に把握できる立場にある。こういった状況から、企業の外部関係者と内部関係者との間に、研究開発投資にかかる「情報の非対称性」(asymmetry of information)が生じることになる。経済理論では、各経済主体の間に情報格差が存在する場合、そのような情報を非対称情報という。Kyle[1989]は、既知契約当事者<sup>37</sup>がそうした情報に基づいて超過利益あるいはインサイダー・ゲインズを獲得する可能性があるとして指摘している。Kothari et al は、研究開発投資を含む無形資産の大きさの程度が企業価値の変動性を決定する、としている。無形資産集約型企業ほど、情報の非対称性やインサイダーが生じる可能性が高まると考えられている<sup>38</sup>。研究開発投資への情報開示が不十分であるため、外部利害関係者は企業の会計的情報のみを用いて、適切な意思決定をすることが困難となっている<sup>39</sup>。

Sougiannis and Yaekura は、研究開発費の重要性が高い企業において、会計情報による企業評価の誤差が拡大する傾向にあることを示している。また、Boone and Raman[2001a, b]は、企業の株価に対す「ビッド・アスク・スプレッド」(指値売り注文のなかで最も低い気配値と指値買い注文のなかで最も高い気配値との乖離)が高く、情報の非対称性が大きいことを発見している。これらの研究結果は、即時費用化が会計情報の有用性に悪影響を与えていることを示唆している<sup>40</sup>。

## 第2項 企業の資本コストの増大

会計情報の非対称性は、企業の資本コストを増大させる可能性がある。前項で指摘したように、株式市場におけるビッド・アスク・スプレッドの決定的な要因となっているのは情報の非対称性である。この差が大きければ大きいほど、投資家が要求する取引コストが

高くなる。Lev は、企業と投資家の間に良い循環または悪循環が存在しているとき、情報開示の欠如が重大であるならば、企業の資本コスト（株主や債権者が要求する必要最低限の利益率）は、増大することを意味する。最悪の場合、資本コストの増大により、企業所有権の喪失につながりかねない。このような悪循環は、情報開示の不十分性が大きい研究開発集約型の中小企業において、発生する可能性がより高くなる<sup>41</sup>。

以上、研究開発投資に関する会計情報の非対称性による問題は、少なくとも以下の5点が考えられる。第一に、企業の資本コストが高まる可能性がある。とくに知識集約型企業やベンチャー企業といった大量の初期資金を要する企業にとって、その初期資金の調達が難しくなる可能性がある。第二に、無形資産集約型企業の株価は過少評価される恐れがある。第三に、株価が過少評価されるため、企業の内部関係者が自身の企業の株を売買する際に、超過利益が生じる可能性がある。この内部利益は企業外部の投資家の利益を犠牲にしたものであり、株式市場の公正性や信憑性を害する。第四に、財務情報の有用性が低下するおそれがある。第五に、研究開発投資に関する情報を通して、経営者が財務情報を意図的に操作することが起こりうる<sup>42</sup>。

おわりに

研究開発費を費用として計上する主たる論拠の1つは、企業間の比較可能性を高める自由選択肢による会計上の恣意性を排除するためである。2つ目は、将来の収益との関係は明確ではなく、客観的に測定できないことである。このアプローチのメルクマールは、研究開発費が費用として計上し、利益が小さくなり、企業の業績にとってマイナスの影響を及ぼす。しかし、研究開発の結果から生み出される新製品は、売上に繋がれば収益を創出し、企業業績にとってプラスの影響を与える<sup>43</sup>。そもそも、研究開発のためになされる支出は、何も最初から成功する見込みのない活動プロジェクトなどに対して行われるわけではない。成功するか否かは、事前には不確実ではあるが、一定期間継続して研究開発活動が実施された結果、何らかの新しい成果・効用がもたらすことを期待して支出がなされるはずであ

る。もちろん、不確実であるからといって、やみくもに研究開発が推進されるわけではなく、事前に綿密な計画を練った上で開始されるはずである。また、計画途上においても時々で成功の確率を考えながら、費用支出が続けられ、あるいは成功の可能性が低くなった段階では費用支出を取りやめることも当然生じる。このような企業活動を前提とする限り、そして会計が企業の経済活動を忠実に写像する機能を持たなければならないとするならば、研究開発費を発生時に即時費用処理することは、当該支出の将来への影響を全く考えない超短期間の見込み処理をしていることになる。即時費用処理することは、企業活動の実態にそぐわないばかりか、研究開発活動に従事する従業員のインセンティブを低下させるものである。費用処理は失敗することが100%という自己矛盾した概念を前提にしている<sup>44</sup>。

---

<sup>1</sup> 藤田敬司、『現代資産会計論』、中央経済社、2005年、235頁。

<sup>2</sup> 大塚成男、「無形資産会計の国際的動向」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、72頁。

<sup>3</sup> 藤田敬司、前掲書、234頁。

<sup>4</sup> 西澤 脩、『研究開発費の会計と管理』新五訂版、白桃書房、1997年、12頁。

<sup>5</sup> 同上書、12頁。

<sup>6</sup> 同上書、12頁。

<sup>7</sup> 武田隆二、『最新財務諸表論』第8版、中央経済社、2002年、171-172頁。

<sup>8</sup> 岡本清、『原価計算 六訂版』、国本書房、2001年、9頁。

<sup>9</sup> 同上書、9頁。

<sup>10</sup> 日本統計協会、1985。

<sup>11</sup> アメリカ科学財団が出版した『Research and Development in Industry』のAppendix

<sup>12</sup> ウィキペディア

<sup>13</sup> 奥山修司、「研究開発費予算の効果的管理」、福島大学商学論集、1989年3月、122頁。

<sup>14</sup> 同上論文、122-123頁。

<sup>15</sup> 同上論文、124頁

<sup>16</sup> 同上論文、123頁。

<sup>17</sup> 同上論文、123頁。

<sup>18</sup> 西村優子、『研究開発戦略の会計情報』、白桃書房、2001年、111頁。

<sup>19</sup> 岡部孝好、『最新会計学のコア』、森山書店、2009年、155-156頁。

<sup>20</sup> 同上書、157-158頁

<sup>21</sup> 岡部孝好、同上書157-158頁

<sup>22</sup> 岡本清、前掲書、24頁。

<sup>23</sup> 中田範夫、「研究・開発費の原価計算」、『山口経済学雑誌』、1996年3月、123頁。

<sup>24</sup> 同上論文、123-124頁。

<sup>25</sup> 同上論文、124頁。

<sup>26</sup> 同上論文、144頁。

<sup>27</sup> 西澤 脩、前掲書、59頁。

<sup>28</sup> 奥山修司、前掲論文、122頁。

<sup>29</sup> 緒方勇、「利益調整行動と利益目標の達成圧力」『日本管理会計学会誌』2012年第20巻第1号、4頁。

<sup>30</sup> 大塚成男、「無形資産会計の国際的動向」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、

---

2006年、75頁。

- <sup>31</sup> 西澤 脩、前掲書、55頁。
- <sup>32</sup> 岡本清、前掲書、553頁。
- <sup>33</sup> 岡本清、前掲書、553頁。
- <sup>34</sup> 緒方勇、前掲論文、4頁。
- <sup>35</sup> 緒方勇、前掲論文、4頁。
- <sup>36</sup> 劉慕和、『研究開発投資の会計処理と市場の評価』、同文館出版、2007年、19頁。
- <sup>37</sup> 既知契約当事者とは、たくさんの情報を持つ利害関係者のことをいう。たとえば、自社が新しく開発に成功した新薬についての情報を把握している経営者は、この情報についての既知トレーダーである。
- <sup>38</sup> Kyle, Albert S. Informed Speculation with Imperfect Competition. *Review of Economic Studies*, 1989, 317-356.
- <sup>39</sup> Kothari, S. P., T. E. Laguerre, and Andrew J. Leone, Capitalization versus Expensing: Evidence on the Uncertainty of Future Earnings from Capital Expenditures versus R&D Outlays. *Review of Accounting Studies* 2002, 355-382.
- <sup>40</sup> Sougiannis, T. and T. Yaekura, The Accuracy and Bias of Equity Values Inferred from Analysts Forecasts, *Journal of Accounting, Auditing, and Finance*, Vol. 16, No. 4 Fall 2001, 331-362. 八重倉孝、「研究開発投資の費用配分と将来業績の関係性」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、329頁。
- <sup>41</sup> 劉慕和、前掲書、20 - 21頁。
- <sup>42</sup> 劉慕和、前掲書、21 - 22頁。
- <sup>43</sup> 藤井辰朗、「研究開発効率に関する一考察」、日本マネジメント学会、報告要旨集、2015年10月、115頁。
- <sup>44</sup> 太田善之、「研究開発費の会計に関する一考察」、『竜谷大学経営学論集』、2005年2月、114頁。

## 第6章 資産としての研究開発費

はじめに

株式市場において、研究開発情報が伝えられた後の株価にどのような影響が現れるのかを調査する実証研究が多くある。例えば、Lev and Sougiannis は、研究開発投資の長期効果のパターンを測定し、そのパターンに合わせて研究開発投資の資産計上及び減価償却処理をすると、企業価値との関連性が高まることを報告した。Lev and Zarowin は、報告利益、キャッシュ・フロー、そして資本と株価との価値関連性がここ 20 年間失い続けていることを示し、その原因は研究開発などによる経営環境の激変であることを指摘した。また、Chan, Lakonishok and Sougiannis は、研究開発の集約的な企業が市場で過小評価される傾向にあることを示した<sup>1</sup>。

本章の目的は、研究開発費の資産としての性格を明らかにすることである。第1節では、研究開発費が日本において繰延資産として規定されたことの意義を再考する。第2節では、研究開発費が無形資産として計上することは、どのような経済的な影響を及ぼすか先行研究をレビューしながら分析する。第3節では、無形資産として計上する場合の償却と減損をめぐる問題点を検討する。第4節では、研究開発費の「資本化」に向けて、資産概念のアプローチ、恣意性の排除と比較可能性の向上、研究開発活動と日常の経営活動との異質性を問題とする。

### 第1節 繰延資産としての解釈

日本における企業の研究開発のための支出に関する会計処理は、1998年の基準改正以前、二つの方法があった。当該年度に生じた費用として一括処理する方法と繰延資産として処理する方法である。企業会計原則において「繰延資産とは、将来の期間に影響する特定の費用として、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提

供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発見するものと期待される費用をいう」(企業会計原則注解・注15)。すでに対価の支払が終了し又は支払義務が確定し、それに対応する役務の提供を受けたが、その効果が将来にわたって発見される費用であり、収益との対応関係から次期以降にわたって繰延経理された資産の種類のひとつである。

研究開発費を繰延資産として処理する方法では、「試験研究費」や「開発費」という科目を用いて貸借対照表に計上し、その後一定期間(5年以内)で償却を行うことが要求される。「試験研究費」は、新製品または新技術の研究のために特別に支出した費用をいう。これを繰延資産として計上し、支出後5年以内に、毎決算期に均等額以上の償却を行う。新研究が成功し、それが特許権の獲得という結果になれば、その費用は、無形固定資産の特許権に振り替えられる。また、新研究が完了した場合、その実施が現実化するまで、これを繰延資産として計上し、その後において償却を行う。新研究が失敗すれば、それが判明した日に属する事業年度の費用として処理する。

開発費に関しては、企業が新技術の採用、経営組織の改善、市場の開拓などのために、巨額の費用を特別に支出する費用であり、その全部又は一部を繰延資産として次期以降に繰り延べる。研究開発費の資産計上に関する議論として、米国のSFAS2号のパラグラフ58-59では、研究開発支出額をいったん特別な勘定に記録し、研究開発の成否が明らかになった時点で適宜処理する会計処理(繰延処理)についても検討された。Healy et al[2002]は、シミュレーションによる検証を通じて繰延経理を支持する結果を報告している。日本において、飯野利夫、清水<sup>2</sup>、櫻井<sup>3</sup>は繰延経理の方法を支持している。

繰延資産として計上する会計処理の根底にある考え方は、試験研究費も開発費も、いずれ企業が将来の利益のために支出する研究開発投資であり、その効果が次期以降にまで期待される企業の拡張価値を示す。理論的には、相当長期にわたって資産価値をもつと考えられるため、単年度の費用とするよりも、複数年にわたって費用負担させるほうが合理性があるという判断である。

## 第2節 資産としての研究開発費の経済的影響

## 第1項 将来の収益との関連性

1970年代から1980年代初期にかけて、アメリカ企業における生産性の低下が続いた中、研究開発投資の果たした役割を検証することを目的とする実証研究が盛んとなった<sup>4</sup>。これらは、研究開発投資の経済的効果を検証するものであり、研究開発資産と企業価値との相関関係に関する研究である<sup>5</sup>。Griliches、Ravenscraft and Scherer、Sougiannis、Lev and Sougiannis の実証研究からは、研究開発の支出時期とその支出がもたらす収益との間にタイムラグが存在することが確認された。Lev は、アメリカの化学産業を対象として分析した結果、研究開発の支出が、企業の収益に影響を及ぼす期間は約10年であると指摘している<sup>6</sup>。

FAS 第2号による、研究開発費の全額費用計上が妥当である論拠は、研究開発費支出と将来における収益獲得との直接的な関連性を実証的に見出すことができないという点であった。将来における収益獲得との関連性が不確実な支出は、資本的支出とみなすことはできず、資産を認識する根拠とはならないという考え方が採用されている。逆に言えば、将来における収益獲得との関連性が立証できるのであればそれは資産を財務諸表上で表示することも認められ得ることになる<sup>7</sup>。

Lev は、研究開発集約型企業の横断面について、研究開発費とその後の利益との間の関係を推定し、研究開発費の資本化の信頼性、客観性および価値関連性を示した<sup>8</sup>。この推定により、先ず、企業に固有の研究開発資本と、研究開発支出に等しいGAAP上の費用と対比し、期間研究開発費の償却率とその償却率を計算することが可能になる。つぎに、研究開発費を資本化したサンプル企業の報告利益と簿価を修正し、ここで展開された研究開発費の資本化過程が投資者へ価値関連性があることを示すよう、その修正価値が株価および利益と有意に関連していることを呈示する。最後に、研究開発資本が、確実にその後の株式利得と関連していることを示す。研究開発集約型企業の株価が研究開発資本の代理値による可能性がある。ここで示された論拠は、研究開発費とその後の利得との関連の欠如というFAS第2号の主要な前提とは異なり、研究開発費とその後の利益との関係が、一般



的に、統計的にも有意でありかつ経済的にも意義があることを示した<sup>9</sup>。

## 第2項 企業内部活動への経済的影響

企業における研究開発活動の重要性について、宮本によると、イノベーションには新商品の生産・新生産方式の導入、新販路の開拓、新しい原料や資源の獲得などが含まれる。イノベーションが進められることにより、経済は景気循環を繰り返しながら発展していく<sup>10</sup>。また、「戦略的投資」のうち、危険を小さくする投資、「攻撃的投資」の典型として「研究投資」をあげ、特にその利益率の決定の困難性を述べた。そのような投資は、その利益が企業全体にわたったものであり、将来へ繋がっているという意味でまさしく「戦略的」と表現し、長期の会社目標との関係から、資本支出計画で、資本の一部を別にとっておくことによって遂行できる、と論じる<sup>11</sup>。

この種の研究は、株主の立場から、研究開発投資が企業価値にもたらす影響について検証した。その結果、研究開発投資が企業価値を増大させる大きな要因であることが明らかにされた。Chan et al.によると、投資家は、企業の新たな研究開発プロジェクトに対してプラスの反応を示しているとされる。また、Cockburn and Griliches や Lev et al. も研究開発投資と企業の株価との間に強い相関関係が存在するとの見解を示している。彼らは研究開発資産を計上した新たな会計情報を用いて、企業の株価やストック・リターンとの相関関係について検証し、研究開発資産と市場価値の相関関係が存在しているとの結論に達した<sup>12</sup>。

## 第3項 企業外部活動への経済的影響

Jeff Boone and K. K. Raman は、簿外項目になる研究開発資産投資によって生じる「情報の非対称性」が、株式の市場流動性に悪影響を及ぼし、それによって当該企業の資本コストが増大するかどうかを調査した。その結果、情報の非対称性が企業価値に悪影響を及ぼすことを明らかにし、特に、研究開発費の増減が、株式の流動性尺度の1つである株式の

売買スプレッドに及ぼす影響を検証した。研究開発費の増減と株式売買の幅との関係は、研究開発費が生み出す情報の非対称性の結果を検証するための効果的な方法である。なぜならば、売買相場の幅は投資者の取引コスト（株式を購入、ただちに売却するためのコスト）を反映しており、その幅が広がった場合には、投資者は上昇後の取引コストに対する代償を要求すると予測されるため、結果的にそれは企業の資本コストに影響を及ぼすことになるからである。資本コストの増大は、結果として企業の投資および成長を阻害する。これは社会的損失を意味する。Boone and Raman は、研究開発費の増加と、株式の売買スプレッドの拡大および取引の「デプス」（所与の相場幅に関して、市場参加者が自発的に売買を行う株式の数量）の両方との間には、統計的に重要な相関性がある、と報告している。このような論拠によって、研究開発に関する情報不足とそれによる資本コストの増大との関係が立証される<sup>13</sup>。

多くの研究は株価または株式のリターンに対する会計数値の説明力を比較することによって、資産化による会計情報の有用性が相対的に高いことを示している。この研究例として、Hirschey and Weygandt、Loudder and Behn、Lev and Sougiannis、Abrahams and Sidhu がある。これらの研究の結論はおおむね一致している<sup>14</sup>。

J. McConnell and C. Muscarella は、1985 年、「会社資本支出決定と企業の市場価値」というタイトルで、研究開発と企業評価に関する萌芽的な研究に着手した。1990 年代、Woolridge and Snow は「戦略的投資決定に対する株式市場の反応」というテーマで同様の調査を行った。そこでは、研究開発支出の増加ニュースを発表した 52 件のサンプルから、ニュース公表日時点の 2 日間で 1.13% の異常収益率が発生したことが報告されている。また、Chan et al. も「企業の研究開発費支出と株価」というテーマでもって、同様な発表を行っている。そこでは、研究開発支出を増加させた 95 件のニュース公表サンプルを調べた結果、公表日後 2 日間に統計的に有意な異常収益率が観察された。このように、研究開発情報と企業価値評価に関連して、これまでもすでに多様な調査研究が展開されてきている<sup>15</sup>。

研究開発活動は、経営者の裁量に委ねられた決定事項である。一面、その支出増加は、

利益の計上を少なくする効果が見込まれる。逆に、研究・開発面での支出を抑えることによって、利益発生余地は増える。それが投資家にとって「グッド・ニュース」とみられなくもない<sup>16</sup>。研究開発活動のプラス方向への取り組みが、経営者の積極的な革新的行動の結果の表れとして、その企業の将来への期待から投資家には「グッド・ニュース」ということになる。したがって、それは「研究開発に対する会社成長期待仮説」と呼ばれる<sup>17</sup>。

### 第3節 研究開発費をめぐる償却と減損の是正

日本の会計基準において、無形固定資産は、その有効期間にわたり、一定の減価償却の方法により、その取得原価が各事業年度に配分される。表示上、減価償却額を控除した未償却残高が記載されるため、無形資産の事後的な再測定は認められず、当初認識後の測定も取得原価が基礎となる。他方、IFRSにおいては、無形資産の当初認識後の測定方法として、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除して計上する原価モデルのほか、再評価日の公正価値から再評価日以降の償却累計額および減損損失累計額を控除した再評価額で計上する再評価モデルを選択することができるとされている<sup>18</sup>。無形資産の認識後は、有形固定資産と同様に費用配分の原則に基づいた償却が行われるにより、認識された無形資産の原価は規則的な方法により費用計上され、無形資産の帳簿価額は時間の経過に応じて減少していく。したがって、貸借対照表に無形資産が記載されているとしても、その帳簿価額は、あくまで未償却原価を表しているに過ぎず、決算ごとに再評価を行うことが求められていたわけではない。すなわち、過去における支出を適切に期間配分することが、これまでの「制度」としての無形資産会計の主たる目的であった。言い換えれば、無形資産の認識と測定を行うにしても、その結果として期間損益計算が歪まないことが重要であり、貸借対照表上の無形資産の経済的資源としての価値が積極的に与えられていたわけではない<sup>19</sup>。

IFRSでは、無形資産の耐用年数が確定できるか否かを査定し、関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が企業に対して正味キャッシュ・インフローをもたらすと期待

される期間について予見可能な限度がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなされる。耐用年数を確定できない無形資産は、償却を行ってはならない。他方、日本では、無形固定資産は当該資産の有効期間にわたり一定の減価償却の方法によって取得原価を各事業年度に配分することとされている。Loudder and Behn は、アメリカ企業では、研究開発の資産化による会計情報の株価への説明能力が即時費用化による会計情報の説明能力より高かったと指摘している<sup>20</sup>。

ハイテク産業において、研究開発投資は非常に重要な資産である。研究開発投資を資産として取り扱う計量経済学の分野においては、研究開発資産の償却率を 10% - 15% と仮定するのが最も一般的であった。すなわち、研究開発資産の経済的耐用期間は 6 - 10 年と想定された。Sougiannis や Lev and Sougiannis は研究開発投資の経済的耐用期間は産業や企業によって異なるか、研究開発資産の償却率の推計について実証研究を行った。研究開発資産の償却率を推計することができれば、企業の研究開発資産および研究開発費用をより正確に算定することが可能となる。また、研究開発投資の経済的効果を反映する企業利益および ROI（投下資本利益率）や ROA（総資本利益率）などの業績測定尺度を改めて算定することができる<sup>21</sup>。

IFRS では、無形資産の耐用年数が確定できるか否かを査定し、関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が企業に対して正味キャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものとみなされる<sup>22</sup>。

開発費を資産計上した場合、每期償却を行っていくことになるが、この償却費を製造原価に含めるべきかどうか。開発費は「無形資産」なので、IAS 第 38 号「無形資産」の規定により処理をする必要がある。IAS 第 38 号第 99 項には、以下の規定がある。

「償却は、通常は費用として認識される。しかしながら、資産に内包された将来の経済的便益が、他の資産を生産する過程で吸収される場合もある。そのような場合、償却費は、他の資産の取得原価の一部を構成し、その資産の帳簿価額に含まれる。例えば、ある製造工程に使用される無形資産の償却額は、棚卸資産の帳簿価額に含まれる。」「償却は、通常

は費用として認識される」という意味は、無形資産の償却費は、通常全額その期の期間費用として取り扱う意味である。それは、販売費および一般管理費などに計上され、製造原価としては取り扱われないことになる。つぎに、「資産に内包された将来の経済的便益が、他の資産を生産する過程で吸収される場合」という文章の意味は、無形資産としての利用価値が、他の資産を生産することにある場合という意味である。要するに、製品などの資産を生産することによって、無形資産を持っている意味が出てくるケースである。そして、「そのような場合、償却費は、他の資産の取得原価の一部を構成し、その資産の帳簿価額に含まれる」ということは、無形資産の価値が、製品を生産することで意味をもつ場合には、その無形資産の償却費は、製品等の棚卸資産の製造原価に含める必要があるということになる。最後には、「例えば、ある製造工程に使用される無形資産の償却額は、棚卸資産の帳簿価額に含まれる」という表現は、製造工程に使用される無形資産の償却額が棚卸資産の原価に含めるケースを例としてあげている。

開発費の償却費を製造原価に参入することは、慎重に考える必要がある。ポイントは、「開発活動の目的」、すなわち、開発が何のために行われたのか」が重要である。開発活動が生産スピードの向上や仕損品の発生を抑制するための活動であれば、その開発活動の成果は「製造工程に使用」される。このような場合、当然その開発費の償却費は製造原価に含めるべきである。しかし、開発活動が、製品のデザインや性能のアップなど、製品の販売を促進するための活動であれば、その開発活動の成果は、「製造工程使用」されるわけではなく、製品の販売にあたって使用される。このような場合の償却費は製造原価に含めるべきではない。結局、開発のための費用を、活動の目的によって分類集計する手間が発生するが、いたずらに製品原価を膨らませたり、原価計算の二重計算をしたりする必要がなくなることを考えれば、きちんと分類集計し、適切な対応をしたほうがよい<sup>23</sup>。

開発費を資産計上すると、減損リスクにさらされるため、計上された開発費がその後の期に減損処理され、ひいてはその期の経営成績に多大な影響を及ぼす可能性がある。日本では減損会計は、2005年4月から始まる事業年度から強制適用された。1999年10月の企業会計審議会総会において、「固定資産の会計処理について」が審議事項に取り上げられ、

同年12月、固定資産の会計処理の検討が開始された。2001年7月付けの「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」が公表され、続いて、2002年4月公表された「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」に寄せられたパブリック・コメントを踏まえて審議が進められた。こうした経過を経て、2002年8月の金融庁企業会計審議会総会において「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が確定・公表された<sup>24</sup>。減損会計の対象は無形固定資産を含む固定資産全般に及ぶ。その損失金額は金融商品への時価評価の場合に比べて巨額となることが予想される<sup>25</sup>。日本のバブル崩壊後の長期低迷が続く経済情勢の下で、固定資産の帳簿価額が価値を過大に表示したまま、将来に損失が繰り延べられていた。そのことによって、財務諸表に対する信頼性が損なわれていることが指摘されてきた。また、減損に関する処理基準の不備により、裁量的な固定資産の評価減が行われる恐れがあるという見方もあった。

固定資産への「減損会計の強制適用」は、日本企業に対していわゆる「負の遺産」の最終処理を迫るものとなった<sup>26</sup>。多額な含み損を抱える固定資産を保有している企業は、投資家やアナリスト等の会計情報利用者の厳しい評価にさらされる。強制される前の段階で適用を始めた企業の中には、むしろ積極的な対応を行うことが企業の評価を高める、という期待から任意に適用することを決定したところもある<sup>27</sup>。減損の対象となった資産などは、最終的には売却等を通じてキャッシュとして回収されることになる。減損により簿価を切り下げた結果、売却損が大きく出ないことになる。また、資産の圧縮、財務体質の改善が図られたことに加え、所得金額に対する法人税等の納税が一時的に少なくなる<sup>28</sup>。

#### 第4節 研究開発費の「資本化」に向けた課題

##### 第1項 資産概念としてのアプローチ

伊藤によると、無形資産は3つの特性をもつ。第一は、無形資産が同時・多重利用の可能性があるという点である。第二は、無形資産が生み出す便益は不確実性が高いことである。

第三は、無形資産の市場が存在しないことである。研究開発費が無形資産として認識され、さらに貸借対照表上へ計上されるにあたって、これらの3つの特性がどのように影響するかを検討する。

日本の討議資料「財務会計のフレームワーク」は、資産を「過去の取引または事象の結果として、報告主体（entity）が支配（control）している経済的資源」<sup>29</sup>と定義する。さらに資産などの項目の認識にあたっては、「一定程度の発生の可能性（probability）」<sup>30</sup>が求められる。ここでいう一定程度の発生の可能性とは、「財務諸表の構成要素に関わる将来事象が、一定水準以上の確からしさで見積もられること」<sup>31</sup>を指す<sup>32</sup>。

日本の概念フレームワークに限らず、各会計基準における資産の定義には、①過去の取引または事象の結果、②報告主体が支配している、③発生の可能性の高い経済的便益といった要件が組み込まれる。無形資産が資産定義に満たす要件に抵触する可能性が高いのは「報告主体が支配している」および「発生の可能性の高い」という2つの点にある。これは、無形資産の本質が有形資産と異なり、「同時・多重利用可能」および「不確実性が高い」という性格をもつためである。ゆえに、無形資産そのものが生み出す効果を「報告主体が支配している」ことやそれが生み出す将来便益が「発生可能性の高い」と現実制度の中で裏付けることが困難になる。研究開発費は①と②の要件を満たすが、③の発生の可能性が高いという検証が困難であり、無形資産としてオンバランス化が認められにくい状態にある。

## 第2項 恣意性の排除と比較可能性の向上

研究開発費の「資本化」に向けた課題二つ目は、恣意性の排除と比較可能性の向上である。1998年、米国のブルッキングズ研究所の報告書は、研究開発費に関して、特定企業に所有され、コントロールすることは可能であるが、企業と分離して売却することが困難なものであり、それが将来キャッシュ・フローに与える影響と他の要素が与える影響を明確に区分することが難しいことから、評価することが困難であるとする<sup>33</sup>。

研究開発費とその後の収益との間に関係がないという推定は、公開会社の財務諸表における研究開発支出の完全費用化を求めた 1974 年の FASB の決定の主な理由であった。過去 20 年間、米国および他の先進諸国における研究開発投資の伸びと、新たな科学的産業の生起をみたにもかかわらず、「研究開発費と特定の将来収益の間の直接的な関係性は、一般的には示されていない」という主張に基づいた、研究開発費の費用化の要求はいまだに効力がある。米国の会計基準設定者は研究開発費の資本化に必要な推定値の信頼性と客観性、およびそれに関連した監査リスクにこだわっている<sup>34</sup>。

### 第 3 項 研究開発活動と日常的活動との異質性

FAS2 号に基づく、研究開発費は、知識の獲得と具体化を目的として特別に実施された活動のための支出であり、既存製品に関する継続的な品質改善や製造工程の合理化のための活動は研究開発活動ではない。また、FAS86 号において、棚卸資産であるソフトウェアの原価に配分されるべき支出が、研究開発費と判定されて全額費用計上されてしまい、ソフトウェア業者の期間損益に過度の負担が生じることを回避するために、技術的実現可能性という新たな規準が導入された。ある支出が日常的な活動によるものであるならば、一般の資産や費用に関する会計基準が適用される。したがって、これらの研究開発費に対する会計基準は、何らかの無形資産の認識・測定が妥当であることを示すには、他の一般の日常的な資産や費用とは異質であることを論証することが必要である点が指摘できる<sup>35</sup>。

FAS2 号の研究開発費をめぐる議論においても、研究開発活動は企業全体として効力を有するのであり、個々の支出ごとに将来の収益との関連性を明確にすることができなくとも、研究開発費全体として資産計上することが認められるべきであるという主張が存在した。しかし、FAS2 号では、あくまで個々の支出ごとの将来の収益との対応関係が重視され、研究開発活動が将来の収益獲得のうえでの有益であることは認めながら、研究開発活動のための支出はすべて費用計上することが求められた。また、FAS68 号と FAS86 号においても、研究開発に関わる企業の活動について、それぞれの個別的な実態に基づいた会計処理が要



求されている。すなわち、研究開発費をめぐる会計基準において一貫しているのは、企業全体としてベネフィットを生じさせることが間接的に指摘できるだけでは、資産計上を認めることの根拠にはならない。したがって、何らかの資産の計上が妥当性を有するためには、その資産の取得にあたって生じた支出があくまで個別的にベネフィットを有することが必要となる<sup>36</sup>。

#### 第4項 開発費の資産計上の条件

IFRSの規定によれば、以下の要件を企業が立証できる場合、開発費の資産計上が強制される。

- ① 無形資産を使用、売却可能なように完成できる技術上の実行可能性。
- ② 無形資産を完成させ、使用、売却しようとする企業の意図。
- ③ 無形資産を使用・売却できる能力。
- ④ 可能性の高い将来の経済的便益を企業にもたらすため、無形資産がどのように使用・売却されるかその方法。
- ⑤ 無形資産を完成させ、使用・売却するために必要な資源（技術的・財務的・その他）の利用可能性。
- ⑥ 開発フェーズにおける無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力。

上記6つの要件を総括すると、企業が製品化にいたるまでの開発活動を計画とおりに遂行する能力があり、過去の開発実績を見ても計画通りに遂行されたと判断しうる状態にある、ということになる。

おわりに

企業による研究開発情報が株式市場に与える影響は、研究開発により活発な姿勢がみられるにもかかわらず、その成果が有効に実現されてきたかについては、疑問視する傾向がまだ強い<sup>37</sup>。研究開発費の会計処理に関しては、研究開発活動のための支出を資産計上す

ることが認められるべきか否かという問題設定がなされ、あくまで適切な期間配分を実現するために必要な会計処理の内容が検討された。具体的な会計処理のルールとしては、日本の旧商法では研究開発費の資産計上が認められ、アメリカでは研究開発費はすべて支出時に費用計上すべきであるとされたが、両者は実質的には償却にあたっての期間に対する許容度の違いにすぎない。いずれも従来からの取得原価主義と期間配分の原則に基づく無形資産の枠組みの中での会計処理である<sup>38</sup>。

経済を取り巻く環境が変化するに伴い、会計も変わり、研究開発費の会計処理にも変化がみられた。実証研究の結果をみると、研究開発費は費用より、資産として計上することが会計情報の有用性を高める。研究開発費の会計処理は将来また変更される可能性があることを示唆する。研究開発への投資額の規模を考慮すると、それを資産計上か否か非常に経営戦略的でもあり、そこに恣意性が介在するのは否定できない。確固たる会計処理を確立することは、非常に困難なことと想像しうるが、研究開発の成功の不確実性にも対処できる客観的規準を設けることが必要である。

研究開発投資は、時には高価であり、自社でリスクを負担することにより、低いコストでM&Aなどを使い、無形資産を入手することが可能となる。その意味で、無形資産の価値そのものを示すというより、むしろ研究開発途上にある技術や知的財産について、それを継続するか、とりやめるか、延期するか、どのような段階でどのように「研究費」と「開発費」を分離するなど意思決定を行ううえで有効な評価モデルが求められる場合もある。

---

<sup>1</sup> 緒方勇、「研究開発費の資産計上における成功率、タイムラグおよび減価償却率の推定」、ビジネス&アカウンティングレビュー、2014年12月、55頁。

<sup>2</sup> 八重倉孝、「研究開発投資の費用配分と将来業績の関係性」伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、321頁。

<sup>3</sup> 櫻井通晴、「ソフトウェア会計の基準化は何をもたらすのかー日本企業に及ぼすインパクト」、『旬刊経理情報』、2000年7月、4-8頁。

<sup>4</sup> 加賀谷哲之、「無形資産の評価研究の視点と課題」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、301頁。

<sup>5</sup> 劉慕和、『研究開発投資の会計処理と市場の評価』、同文館出版、2007年、32頁。

<sup>6</sup> 同上書、28頁。

<sup>7</sup> 大塚成男、「無形資産会計の国際的動向」、伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006年、75頁。

<sup>8</sup> Jhon R.M and Baruch Lev, Intangible Assets, Values, Measures, and Risks. 広瀬義州他訳、『無形資産の評価』、中央経済社、2008年、154頁。

- 
- <sup>9</sup> Jhon R. M and Baruch Lev, 広瀬義州他訳、同上書、154 頁。
- <sup>10</sup> 宮本順二郎、「研究開発情報が株式市場に与える影響について」、石塚博司編『会計情報の現代的役割』、白桃書房、2005 年、143 頁。
- <sup>11</sup> 同上論文、143 頁。
- <sup>12</sup> 劉慕和、前掲書、30 - 31 頁。
- <sup>13</sup> Jhon R. M and Baruch Lev, 広瀬義州他訳、同上書、15 頁。
- <sup>14</sup> 八重倉孝、前掲論文、321 頁。
- <sup>15</sup> 宮本順二郎、前掲書、145 頁。
- <sup>16</sup> 宮本順二郎、前掲書、143 頁。
- <sup>17</sup> 宮本順二郎、前掲書、144 頁。
- <sup>18</sup> 鳥毛拓馬、前掲論文。
- <sup>19</sup> 大塚成男、前掲書、30 頁。
- <sup>20</sup> 劉慕和、前掲書、31 頁。
- <sup>21</sup> 劉慕和、前掲書、30 頁。
- <sup>22</sup> 鳥毛拓馬、前掲論文、2 頁。
- <sup>23</sup> ホームページ週刊中田コーナー参照。
- <sup>24</sup> 辻正雄、「減損会計適用企業の財務分析への統計的アプローチ」、石塚博司編『会計情報の現代的役割』、白桃書房、2005 年、17 頁。
- <sup>25</sup> 同上書、18 頁。
- <sup>26</sup> 同上書、28 頁。
- <sup>27</sup> 同上書、28 頁。
- <sup>28</sup> 同上書、28 頁。
- <sup>29</sup> 企業会計基準委員会、討議資料『財務諸表の構成要素』、par. 4.
- <sup>30</sup> 企業会計基準委員会、討議資料『財務諸表における認識と測定』、par. 9.
- <sup>31</sup> 企業会計基準委員会、同上資料、par. 9.
- <sup>32</sup> 伊藤邦雄編著、『無形資産の会計』、中央経済社、2006 年、18 頁。
- <sup>33</sup> 同上書、8 頁。
- <sup>34</sup> Jhon R. M and Baruch Lev, 広瀬義州他訳、前掲書、153-154 頁。
- <sup>35</sup> 大塚成男、前掲書、75-76 頁。
- <sup>36</sup> 大塚成男、前掲書、76 頁。
- <sup>37</sup> 宮本順二郎、前掲書、142 頁。
- <sup>38</sup> 大塚成男、前掲書、30 頁。

## 第7章 IFRS 適用の日本企業における研究開発費のケーススタディ

### —薬品業界を中心に—

はじめに

2009年、企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書(中間報告)」を公表して以来、日本企業はIFRSを任意適用することが可能となった。IFRSを適用することで、従来から大きく変更された会計処理の一つが、研究開発費に関わる会計処理である。日本基準とIFRSの間の典型的な違いは、日本基準が規則主義(細則主義ともいう)であるのに対し、IFRSは原則主義である点である。そのためにIFRSの会計処理は、企業の裁量に委ねられる範囲が広い。具体的には、決算報告書の表示の相違(経常損益、特別損益の有無)、のれん償却方法、研究開発費の費用処理方法の相違などの点が挙げられる。また2013年6月、企業会計審議会は「国際会計基準への対応の在り方に関する当面の方針」のなかに、IFRS任意適用の要件として3つを挙げた。その後、これらの3要件のうち、上場基準と国際的な財務活動・事業活動の2要件が撤廃され、連結財務諸表の適正性を確保する取組体制があればよいとして、その任意適用の要件の緩和を行った。

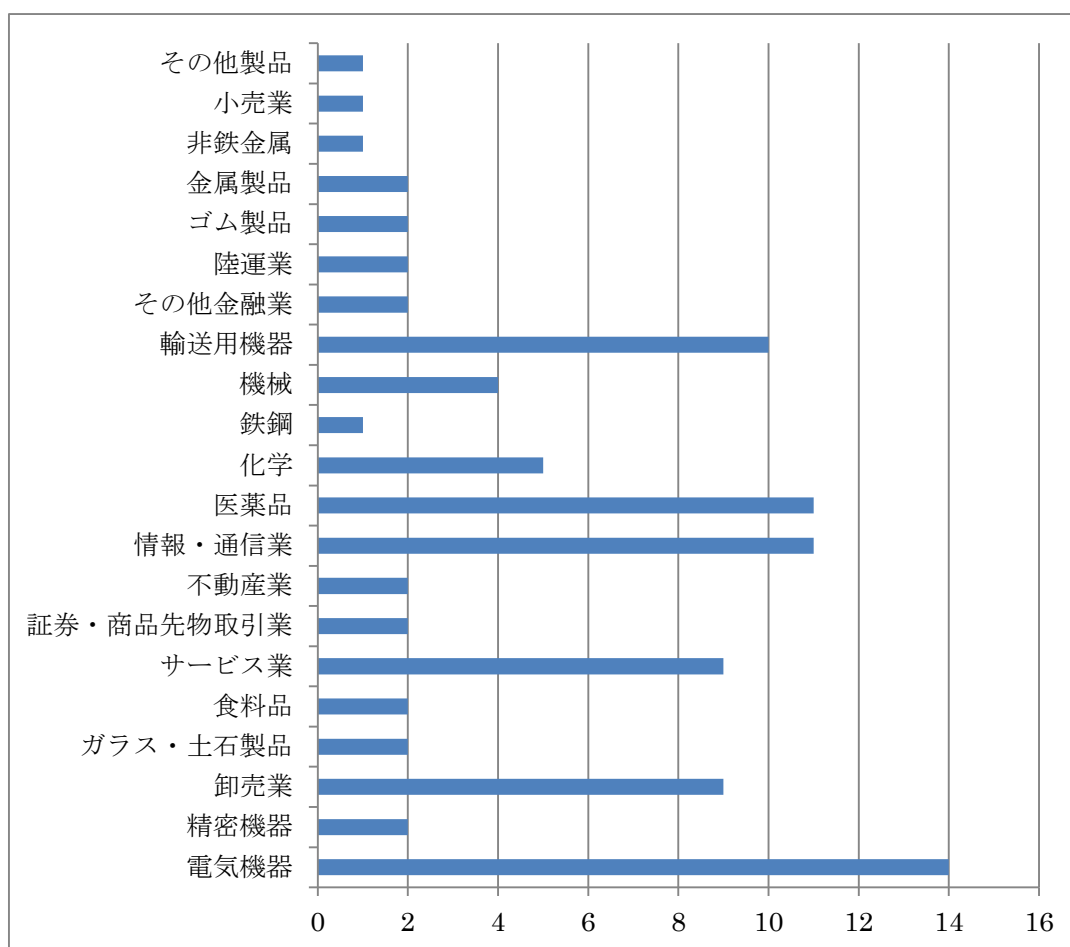
IFRSでは、一定条件が満たす場合、開発費の資産認識が要求されている。2017年4月時点、IFRS適用会社は111社、適用決定会社数は32社であり、合計143社に達する。本章の目的は、IFRSの適用により研究開発投資に関する会計処理が変更されると、日本企業の財務情報にどのような影響を及ぼすのか、つぎに、IFRSを任意適用した製薬企業6社を比較し、さらにIFRS導入に伴う影響、両基準の相違点の分析などを通じて会計上の問題点を明らかにする。

#### 第1節 ASBJにおける「社内発生開発費のIFRSのもとにおける開示の実態調査」

日本取引所グループの公開データによると、2017年4月時点、IFRS任意適用済会社は

111 社である。任意適用済会社には、電気機器、精密機器、卸売業、ガラス・土石製品、食料品、サービス業、証券・商品先物取引業、不動産業、情報・通信業、医薬品、化学、輸送用機器、鉄鋼、機械、その他金融業、陸運業、ゴム製品、金属製品、非鉄金属、陸運業など広範の業界がみられる。次の図表 7-1 は業種別 IFRS 適用比率を示している。

図表 7-1 日本企業の業種別 IFRS 適用比率 (2017 年 4 月)



出所：日本取引所グループホームページより 筆者作成

日本基準から IFRS へ切り替え年度の業績変化について、売上収益率が増加する上位の 10 社は図表 7-2 で示している。

図表 7-2 IFRS 適用初年度と前年度における業績変化・売上収益増加率上位 10 社

(2017 年 4 月)

|    | 会社名          | 売上収益増加     |            |         |
|----|--------------|------------|------------|---------|
|    |              | 日本基準       | IFRS       | 変化率     |
| 1  | 日立キャピタル      | 127,979    | 342,675    | 167.76% |
| 2  | SBI ホールディングス | 145,074    | 177,409    | 22.29%  |
| 3  | ヤフー          | 386,284    | 408,514    | 5.75%   |
| 4  | 本田技研工業       | 11,842,451 | 12,506,091 | 5.60%   |
| 5  | 伊藤忠商事        | 4,579,763  | 4,699,466  | 2.61%   |
| 6  | LIXIL グループ   | 1,673,405  | 1,705,427  | 1.91%   |
| 7  | ネクスト         | 17,927     | 18,166     | 1.33%   |
| 8  | ノーリツ鋼機       | 54,488     | 55,212     | 1.33%   |
| 9  | クックパッド       | 6,702      | 6,752      | 0.75%   |
| 10 | アサヒホールディングス  | 118,473    | 119,352    | 0.74%   |

出所：日本取引所グループホームページ及び各社有価証券報告書 筆者作成

ASBJ は 2008 年 9 月、「社内発生開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」を公表した。この調査は、IAS38 号を適用している欧州企業の実際の適用状況を確認するため、他の業種に比して研究開発投資の比率や金額が大きく、開発費の資産化額を開示することに対するニーズが大きいと考えられた製薬業界や自動車業界合計 50 社の大手企業の社内発生開発費の取り扱い及び、各社が公表した 2007 年度アニュアルレポートを用いたものである<sup>1</sup>。事例分析の結果は、次の図表 7-3 が示す 3 つのグループにわけることができる。

図表 7-3 社内発生開発費の取り扱い

|        |      |  |
|--------|------|--|
| グループ 1 | 費用計上 | 社内発生開発費の資産計上をほとんど行わず、費用処理している業界                        |
| グループ 2 | 資産計上 | 各社ともに、相当程度の社内発生開発費を資産計上している業界                          |
| グループ 3 | 混在   | 社内発生開発費をすべて費用処理している会社と一部資産計上を行っている会社とが混在し、対応がばらついている業界 |

出所：企業会計基準委員会資料「社内開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」より筆者作成

グループ 1 は社内発生開発費の資産計上をほとんど行わず費用処理している業界では製薬業界、食品・飲料業界および化学業界である。その調査会社数は図表 7-4 で示している。

図表 7-4 費用計上の社数とその理由

| 業界      | 調査会社数 | 費用計上 | 理由      |
|---------|-------|------|---------|
| 製薬業界    | 6 社   | 5 社  | 不確実性の存在 |
| 食品・飲料業界 | 7 社   | 6 社  | 不確実性の存在 |
| 化学業界    | 5 社   | 2 社  | 不確実性を重視 |

出所：企業会計基準委員会資料「社内開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」より 筆者作成

製薬業界 6 社の調査結果、社内発生開発費は 1 社を除き全額費用処理している。資産計上しない理由は、新薬の認可およびその他の不確実性の存在があげられている。食品・飲料業界 7 社の調査結果、1 社を除き資産計上しない理由は、製薬業界と同様に、新製品が

もたらす将来の経済的便益の不確実性の高さにある。化学業界5社は、開発費の資産計上を行っている3社、すべて費用処理している会社が2社という結果となった。資産計上した3社の資産化率は非常に低かった。化学業界は製品化にかかわる不確実性を重視し、全体的に開発費の資産計上に慎重になっている。

グループ2は、相当程度の社内発生開発費を資産計上としている業界であり、自動車(完成車)業界の6社であった。すべての会社は開発費を資産計上し、研究開発支出合計に占める資産化された開発費の割合は29%~53%であった。開発費の資産計上の範囲は、開発プロジェクトに直接帰属させる直接費および間接費といった包括的な開示を行う事例と、直接人件費、プロトタイプのコストなど、構成項目を具体的に列挙する方式の開示を行う会社とに分かれた。また、その償却開始の時点は、対応する製品の製造開始時点、償却年数は製品の予想有効期間(ライフサイクル)にわたる事例が多かった。具体的な償却年数は最大7年という事例が多い。製薬会社の償却期間は、自動車部品業界や電機業界と比較すると長めである<sup>2</sup>。

グループ3は、社内発生開発費をすべて費用処理している会社と一部資産計上を行っている会社とが混在し、会計処理の対応にバラつきがある(図表7-5参照)。

図表 7-5 資産計上と費用計上混在の会社数

| 業界      | 調査会社数 | 費用計上 | 資産計上 | 資産化率     |
|---------|-------|------|------|----------|
| 自動車部品業界 | 7社    | 2社   | 5社   | 0.9%~26% |
| 電機業界    | 6社    |      | 6社   | 3%~25%   |
| 紙・パルプ業界 | 5社    | 1社   | 1社   | 3社は不明    |
| その他の業界  | 8社    | 2社   | 3社   | 3社は不明    |

出所：企業会計基準委員会資料「社内開発費のIFRSのもとにおける開示の実態調査」より 筆者作成



自動車部品業界の調査対象 7 社のうちすべて費用化している会社が 2 社ある。一方、開発費の一部を資産化した 5 社の資産化率も 0.9%～26%と、会社によって全く対応が分かれた。全額費用化している会社は、IAS38 号の開発費資産計上の要件をみたす難しさと、完成車メーカーによる承認の不確実性を理由として挙げた。電機業界の調査対象 6 社すべてが開発費の資産計上を行っていた。自動車部品業界と同様に、その資産化率は 3%から 25%までバラつきが見られる。資産計上開発費の範囲や償却時期などについて注記を行っている会社は、自動車業界と比較すると少なかった。プロジェクトにおける研究局面と開発局面とを明確に切り離すことが困難な場合には、プロジェクト全体を研究とみなしてコストを費用化している旨を記載している会社があった。調査した 50 社の中、社内発生開発費に係る会計処理を一覧で示すと、次の図表 7-6 の通りである。

図表 7-6 開発費の処理状況

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| A 全額費用処理した会社                   | 18 社 |
| B 資産計上した会社（資産化額が開示されている会社）     | 25 社 |
| C 会計方針に記載はあるが、資産化しているかどうか不明な会社 | 7 社  |

出所：企業会計基準委員会資料「社内開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」

今回調査対象としたサンプル企業は、社内発生開発費の計上に大きなばらつきがあった。毎年多額の投資を行っている製薬業界では、社内発生開発費の資産計上はほとんど行われていなかった。各社が新薬の認可など薬の開発に伴う不確実性を非常に高いとみなしている結果である。これにより財務諸表利用者は貴重な情報を喪失し、IAS38 号の趣旨が十分に達成されていない可能性がある。

IAS38 号は、無形資産の種類ごとに、自己創設無形資産とその他の無形資産を区別して、採用する耐用年数や償却方法、期首および期末の帳簿価額や償却累計額、帳簿価額の増加、

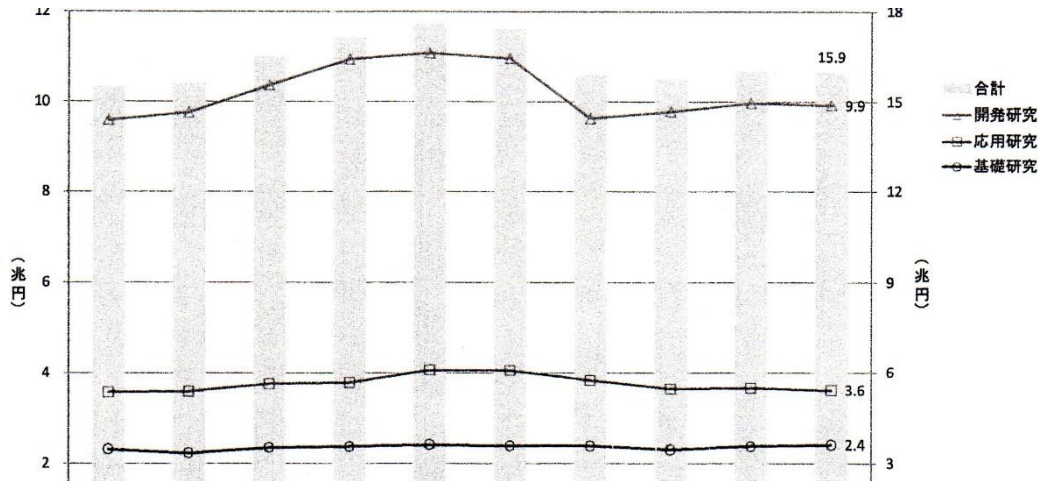
減少、償却額、減損損失などの開示を求めている（par. 118）。しかし、開発費の具体的な資産認識規準や認識範囲等についての開示は求められていない。今回の事例分析の対象とした企業の中、重要な会計方針において「研究費は全額費用処理し、開発費は資産計上の規準を満たしたもののみを資産化している」という開示を行っているのみであるため、資産化のための要件に該当する開発費がないために資産計上をしていないのか、あるいは資産計上をしているが資産化額がわずかなため、「その他無形資産」等に含まれているのかを判別できない企業が7社存在した<sup>3</sup>。

## 第2節 医薬品業界におけるM&Aおよび研究開発費への対応

### 第1項 医薬品産業における研究開発活動の特徴

医薬品産業の医薬品は人体を投与対象とするため、他の製品と比較し、その有効性、安全性、品質管理について、行政上厳しい規制を受けている。研究開発支出は近年増加傾向にある。その研究開発活動は、発見の段階の基礎研究、発明の段階の応用研究、ノウハウの段階の開発研究に分類される。2012年度の日本の自然科学に使用した研究開発費15.9兆円のうち開発研究が9.9兆円であり、全体の62.3%を示している。次いで応用研究は22.6%の3.6兆円であり、基礎研究は15.1%の2.4兆円であった。図表7-7は日本の基礎・応用・開発別研究費の推移を示している。

図表 7-7 日本の基礎・応用・開発別研究費の推移



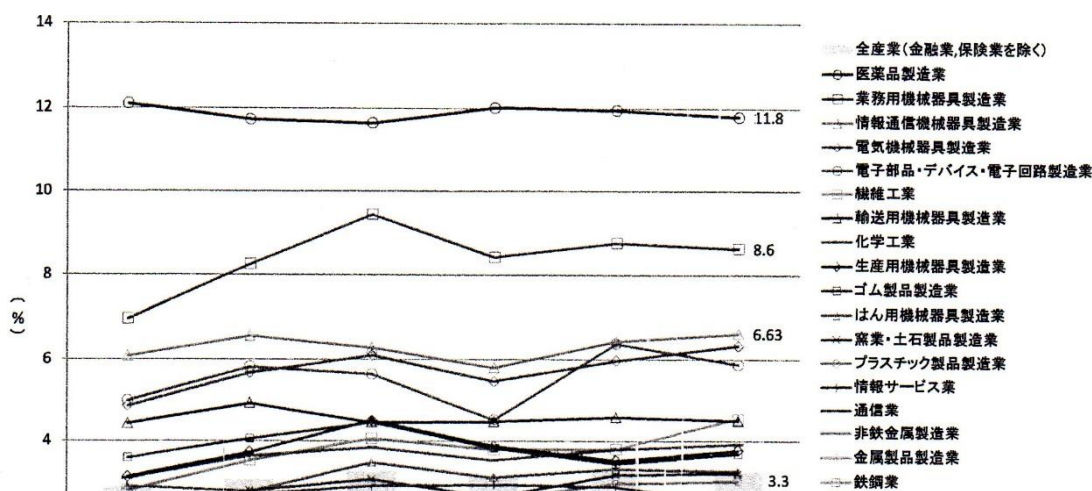
出所：「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向」第14版経済産業省2014年5月

医薬品産業の研究開発の特徴は、基礎研究のウェイトが高いことである。基礎研究のウェイトが高いことは、研究開発について2つのことを意味している。第1は、その研究期間が長いことであり、第2は、研究開発のリスクが高いことである。

経済企画庁のアンケートは、業種別に基礎研究から企業化までのプロジェクト、応用研究から企業化までのプロジェクト、開発研究から企業化までのプロジェクトの3種類について、個々の研究期間を調査している。それらを基礎、応用、開発の比率で加重平均することにより、平均的な研究期間が比較可能となる。日本の研究期間の平均値は、製造業全体では2.8年である。平均期間が意外と短いのは、開発研究のウェイトが高いためである。もっとも研究期間を産業別にみれば、開発研究のウェイトの大きい電機機械が2.1年であるのに対し、医薬品は4.6年と最も長く、医薬品産業の研究には長期の懐妊期間を必要とするといった結果となっている<sup>4</sup>。日薬連保険薬価研究会の調査によると、医薬品の研究開発は、新物質の発見から始まり、目的用途別のスクリーニング、前臨床研究、臨床研究を経て、厚生労働省の認可のための追加試験までのフェーズがある。これに要する期間は11-18年と次第に長期化している<sup>5</sup>。

また、研究開発のリスクについて、米国の調査によれば、一般的に基礎研究からスタートして技術的に成功するのは50%であり、商品化までいくのが25%、さらに経済的採算が合うのは12%である。一方、Paul De Haenの研究によれば、医薬品の場合、新薬が商品化に成功する確率は2.7%と極めて低い。しかしながら、一般に新薬の収益率は極めて高く、このため新薬の研究開発は、リスクも高いかわりにリターンも大きいという特徴をもっている<sup>6</sup>。図表7-8に見るように、2012年度の日本の主要産業の「売上高に対する研究開発費の比率」（研究開発費対売上高比率）については、医薬品製造業がもっとも高く11.81%であり、次いで業務用機械器具が8.63%で、情報通信機械器具製造業が6.63%であった。

図表7-8 日本の主要産業の研究開発費対売上高比率の推移



出所：「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向」第14版経済産業省2014年5月

## 第2項 大手6社における研究開発費

原<sup>7</sup>によれば、日本の製薬企業においては、グローバル化以前の1960年代～1980年代、新薬の主流が模倣的な新薬であった。1990年代、厚生労働省がそれを抑制し、画期的新薬

開発を促進したため、2000年以降、日本国内の製薬企業の合併が生じた<sup>8</sup>。合併運動は2002年に中外製薬がスイス大手ロシュの傘下に入ったことで動き出した。国内製薬会社はグローバルでいかに生き残るかをいや応なしに迫られた。当時、各社が挙げた合併理由は、「高騰する研究開発費の確保」、「パイプライン充実」、「営業力の確保」などが挙げられる。一定規模の研究開発費を確保したいという原因が、薬品業界における合併・買収の特徴と考えられる<sup>9</sup>。

上場する医薬品製造業 64 社のうち 12 社が IFRS 適用済み・適用の予定である。その時価総額合計は 19.6 兆円であり、医薬品製造業の時価総額合計 28.5 兆円の 69%シェアがある<sup>10</sup>。この背景には研究開発の業務提携、特許権の相互利用、M&A などによる活動がある<sup>11</sup>。製薬企業は積極的に海外進出し、外国人株主比率が高いため、より外資系企業との比較可能性が高まる指標を必要としている。図表 7-9 は薬品会社が IFRS 適用時期である。

図表 7-9 薬品会社の IFRS 適用時期

|     |        |        |         |        |        |        |
|-----|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 社名  | 中外製薬   | 武田薬品工業 | アステラス製薬 | 小野薬品工業 | 第一三共   | エーザイ   |
| 適用年 | 2013 年 | 2014 年 | 2014 年  | 2014 年 | 2014 年 | 2015 年 |

図表 7-10 は 2017 年 3 月期、大手薬品会社の売上高、営業利益および研究開発費のデータである。

図表 7-10 製薬各社の営業利益と研究開発費

| 順位 | 社名      | 売上高     | 営業利益  | 研究開発費 | 研究開発費対<br>営業利益 |
|----|---------|---------|-------|-------|----------------|
| 1  | 武田薬品工業  | 1兆7320億 | 1558億 | 3123億 | 2.0            |
| 2  | アステラス製薬 | 1兆3116億 | 2608億 | 2081億 | 0.8            |
| 3  | 第一三共    | 9551億   | 889億  | 2143億 | 2.4            |
| 4  | エーザイ    | 5390億   | 590億  | 1124億 | 1.9            |
| 5  | 中外製薬    | 4917億   | 806億  | 826億  | 1.0            |
| 6  | 小野薬品工業  | 2447億   | 722億  | 575億  | 0.8            |

出所：『週刊ダイヤモンド』 2017年9月9日参考 筆者作成

図表 7-10 において、営業利益に対する研究開発費の比率が最も高いのが第一三共である。営業利益 889 億に対して研究開発費は 2143 億円、2.4 倍に達している。薬品業界における毎期の研究開発投資額は、約 100% 以上にも達するケースもある。

#### 1) 武田薬品

武田薬品工業は、大型合併はしていないが、その戦略をみると海外の有力企業を子会社化することでグローバル化を積極的に展開してきた。まず、2009 年 3 月期、米国のバイオ医薬品会社ミレニアム社を武田アメリカ・ホールディングスの子会社として買収した。買収した時点では、企業結合による仕掛研究開発費の無形資産の計上は認められていなかったため、仕掛研究開発費 110,103 百万円を計上し、研究開発費として即時償却している。また、武田薬品工業は 2011 年ナイコメッド社（スイス）を買収し、この企業結合により特許権 314 億円、販売権 5691 億円を取得し、無形資産 6,970 億円が増加した。2014 年 3 月期末から IFRS への移行が決まった。その背景には、一般的にのれん償却による利益減で、株価が下がることをよしとしないと欧米株主と世界的な事業活動を行う武田薬品工業のグ

ローバル・スタンダードへの事情がある<sup>12</sup>。

## 2) アステラス製薬

2005年、山之内製薬と藤沢薬品工業が合併し、新会社名アステラス製薬として発足した。当時の山之内製薬の研究開発費は588億円、藤沢薬品工業は687億円であった。2006年3月期、アステラス製薬が計上した研究開発費は1420億円であった。2008年前後から、医療用新薬開発に資源を集中して、2017年売上高は1兆3116億円に達した。アステラス製薬は、まず、技術の導入契約に伴い発生した費用のうち、承認申請前に発生したもので、一定の要件を満たしたものは無形資産として計上する。研究開発費が認識測定の差異6534百万円で減少して159094百万円と表示する。研究開発費は成果発見により減価し、「研究開発資産」として累積される。そして、技術知識ストックが技術革新、新製品の開発を創出する。従って、研究開発費は技術知識ストックの源泉であり、「研究開発資産」は技術に関する無形資産と考えられる<sup>13</sup>。

## 3) 第一三共

2005年4月、三共製薬と第一製薬が合併し、第一三共株式会社が設立された。当時、その他の無形資産3,380億円が記録された。その内訳は完成した技術2,970億円と特許権410億円から構成されている。完成した技術の見積耐用年数は9.7年、特許権の見積耐用年数は5.3年である<sup>14</sup>。研究開発費も三共の865億円と第一製薬の586億円が合算して、2006年3月期には1,587億円に達した。2008年11月、第一三共はインドの後発薬大手ランバクシー・ラボラトリーズを買収により子会社化した。同社の一部工場で品質管理の不備が発覚し、これにより有価証券減損損失3,518億円を個別決算で計上した。同時に、連結決算で同額ののれん償却として処理した。また、「経済成長に伴って医薬品の需要拡大が見込み、強い営業網をもっており、2017年度には新興国売上高を2012年度の2倍強にあたる2,900億円にしていきたい」という戦略が推し進められた。このような戦略のもと、第一三共は2006年度の時点で、アステラス製薬より、売上高は466億も多く、研究開発費は

167 億も多かった。2017 年 3 月期時点、研究開発費は 62 億を多く投資しているのに、売上高は 3,565 億も少ない。

また、第一三共は、内部発生の研究費用は発生時に費用として認識している。内部発生  
の開発費用は、資産として認識するために基準が全て満たされた場合に限り無形資産とし  
て認識している。臨床試験の費用等、製造販売承認の取得までに発生する開発費は、期間  
の長さや開発に関連する不確実性の要素を伴い資産計上基準を満たさないと考える。販売  
費および一般管理費にあった研究開発費 184393 百万円を独立費用として表示しているが、  
認識測定の差異 295 百万円の減少である<sup>15</sup>。

#### 4) エーザイ

エーザイは 1941 年に日本衛材株式会社として設立された。社名変更し、独特の製品開発  
とマーケティング力により、わずか 70 年の間に日本で屈指の大手製薬会社として成長を遂  
げた。2007 年、米国のライドンド社から抗ガン剤による事業譲り受け、243 億円支出し、  
販売権 197 億円を無形資産として計上した。さらに、米国のモルフォテック社の買収に 382  
億円支出し、無形固定資産に 553 億円を計上した。ここ 5 年間の固定資産投資額は 2 兆 2,919  
億円、その内訳をみると、研究開発費は 36.2%の 8,307 億円であった。2017 年 3 月期時点、  
売上高は 5,390 億円に対し、研究開発費は 1,124 億円の多額となっている<sup>16</sup>。

#### 5) 中外製薬

中外製薬グループは、2013 年第 1 四半期から IFRS に基づき開示を行った。その目的は、  
国際的な事業活動を継続的に行うために、国内外の投資家の利便性の観点から国際的な比  
較可能性の向上を図る意図がある。2014 年の有価証券報告書では、自己創設無形資産につ  
いて「当社グループの開発プロジェクトから生じる支出は、資産の認識基準を満たさない  
ため、資産計上しておりません」と記載する。2015 年の有価証券報告書では、「当社グル  
ープで実行される開発プロジェクトに係る費用は、技術、薬事規則およびその他の不確実  
性に左右されるため、主要市場での規制当局による販売承認を得るまでは無形資産の計上



要件をみたしていないと判断しております」と注記する。また、「医薬品として製造販売承認後の臨床試験（フェーズ4）などに係る費用に関して、通常、当該費用には承認後の安全性調査や承認条件として承認後も継続される臨床試験を含みます。フェーズ4試験は、規制当局から実施を要求されることがあるほか、安全性または適性使用の検証のために自ら実施することもあります。これらのフェーズ4試験の結果からは、信頼性をもって測定でき、単独で識別可能な将来の経済的便益の増加を見込むことができないと判断しているため、これに係る費用は無形資産として資産化しておりません」と注記する。

「技術導入契約、企業結合または個別の資産購入によって獲得され仕掛中の研究開発は無形資産として資産化しております。これらの獲得された資産は、当該研究開発が最終的に製品になるかどうかの不確実性は存在したとしても、当社グループによって支配されており、かつ単独で識別可能で、将来の経済的便益の流入が期待されます。したがって、承認前の医薬品や化合物に係る第三者への契約一時金やマイルトンの支払いは、無形資産として認識しております」と注記する。2016年は2015年と同じ記述がみられる。

#### 6) 小野薬品工業

小野薬品は日本で最も古い製薬会社である。その売上高総利益率は高く、抜群の高収益の会社の代表格である。自己資本比率は91.2%、自己資本利益率は6.2%である。2017年3月期時点で、売上高は各段階で過去最高の2,447億円となっており、研究開発費は575億円となった。ここ5年間の有形・無形固定資産投資額は2,658億円である。その内訳をみると、研究開発費は76.9%であり、無形資産投資は約96%を占めている<sup>17</sup>。

#### 第3項 研究開発投資の収益率

企業の技術知識ストックは、物価や賃金の上昇を差し引いた実質ベースの研究開発支出額を毎年積み上げることによって計算される。ただし、技術進歩のため陳腐化する部分は技術知識ストックから除外される<sup>18</sup>。技術知識ストックの推計値をもとに、研究開発投資

の収益率が推定される。「研究開発投資の収益率」とは、研究開発支出を1単位増加させたとき、それが企業の付加価値をどれだけ増やすかという比率であり、これは企業の生産活動に、資本、労働、技術知識ストックなどの投入資源がどの程度貢献しているかによって計測される<sup>19</sup>。

日本の製造業全体でみた研究開発投資の収益率は、1965年度から1982年度までの17年間の平均値は22%であった。1970年度以降の12年間に限定すると、それは17%、収益率は5%ポイント低下している。こうした1965年代後半以降の研究開発投資の収益率低下傾向には種々な原因が考えられる。一般的要因としては、それまでの大量生産指向型の技術開発が一段階したこと、研究テーマも内外の成長制約要因の高まりから環境や安全面などの規制の強化に対応するものや省資源・省エネルギーを指向するものなどに焦点が移ったことにある。さらなる要因は、従来の導入技術依存から自主技術開発へとウエイトが移る過程で、画期的な技術革新が生まれてこないといった基礎部門の脆弱性による<sup>20</sup>。

次に、産業別に「研究開発投資の収益率」をみると、1965年度から1982年度までの平均値は、一般機械が19%、電機機械が26%、輸送機械が23%であるのに対し、化学は12%である。化学の研究開発投資の収益率が他の産業と比べて低いのは、化学の研究開発のうち約40%が医薬品によるためである。医薬品の開発は、他の産業の製品開発に比べ研究開発に多額の資金が必要であることに加え、基礎研究に重点が置かれるため、研究開発に要する期間が長期となるためである<sup>21</sup>。医薬品産業の新薬の開発の研究内容は、平均してみれば基礎研究を中心に多額の研究開発費を要するため、必ずしも研究開発の収益率は高いものではない<sup>22</sup>。

#### 第4項 医薬品業界のバリュー・ドライバー

医薬品企業における、収益を実現するバリュー・ドライバーの特性について考察する。医薬品のライフサイクルは導入期、成長期、成熟期、衰退期の4つのフェーズに分けられる。医薬品のライフサイクルが工業製品のライフサイクルと異なるのは、成長期と成熟期

にある。成長期では、生産コストとマーケティング・コストの単位当たりの金額が大幅に低下し、利益の稼ぎ頭となる。成長期も後半になると、他社から改良型の新製品が出現し、場合によってはジェネリック群が登場し、脅威にさらされる。ところが、成熟期の段階になっても、製品はプロモーション費用の投入が回避されるために、単位あたりの利益額は最大となる<sup>23</sup>。

医薬品企業に収益をもたらすバリュー・ドライバーは、Garnier<sup>24</sup>によれば、医薬品企業の収益は営業と販売促進、これらに次いでR&D（研究開発）に大きく依存している。医薬品企業の原材料費と加工処理費用は、バリュー・ドライバーとして小さな部分であり、資金の大部分は知的資本、具体的には、発見、実験、分析、科学的レビューのようなインタangibleと医療提供者や患者とのコミュニケーションに向けられている<sup>25</sup>。

以上のことから、医薬品企業のバリュー・ドライバーは研究開発に大きく依存しているといえる。さらに、研究開発コストは、他産業の企業と比べて次のような特徴をもつ。前臨床研究に入った10の医薬品候補品（治験薬）のうち、1つだけが承認されるという成功確率である。このことは、1つの医薬品候補品が医薬品になるためには、9つの医薬品候補品が失敗することを余儀なくされている。成功した医薬品を開発するコストのうち、およそ70%はサックコスト（埋没原価）であり、研究開発コストのうち三分の二は消滅するプロジェクトに費やされている<sup>26</sup>。

製薬業界では、他社から取得する仕掛中の研究開発プロジェクトの支払いは、企業結合の場合を除き、発生時に研究開発費として費用処理する。それに対しIFRS上は、一般的に取得対価自体に経済的便益が企業に流入するとの期待が反映されていると考えられるため、無形資産として計上する（IAS第38号第25項）。当該無形資産は、使用可能となった時点から見積耐用年数にわたって規則償却することになる。研究開発が失敗した場合には、減損処理が必要になり、将来の利益を減少させる要因となる<sup>27</sup>。

総務省統計局の『科学技術調査研究報告』による、「産業別売上高に対する研究費」は、医薬品製造業では12.02%（平成22年）と11.96%（平成23年）、電気機械器具製造業では5.48%と5.98%、輸送用機械器具製造業では4.49%と4.6%となっている<sup>28</sup>。医薬品

製造業は、電気機械器具製造業に対して約2倍、輸送用機械器具製造業に対して約3倍の研究開発費を支出している<sup>29</sup>。研究開発費は「販売費および一般管理費」に含まれ、その内訳の中に研究開発費を記載する企業もあれば、研究開発費の項目を「販売費および一般管理費」に明記せず、注記で記載する企業もある<sup>30</sup>。

医薬品企業では研究開発支出と企業の収益性にはどのような関連があるであろうか。Pisano<sup>31</sup>は、研究開発生産性という概念を用いて両者の関係を分析している。研究開発生産性を「開発した新規化合物（NME）1個あたりの研究コスト」と定義したうえで、分子を市場に投入した新薬の累積数で表し、分母は研究開発につぎ込んだ費用の累積金額で計算している<sup>32</sup>。Pisanoは研究開発への支出は増えたのに、新薬の市場投入数が増えていないことから、これを研究開発の「生産性の危機」と呼んでいる。これはビッグファーマ（巨大製薬企業）だけでなく、バイオテクノロジー企業にもあてはまる現象であった。しかし、Pisanoの研究の問題点は、生産性の指標として分子に売上高を採用していることである<sup>33</sup>。

上述の研究は、企業の研究開発活動に関するインプットとアウトプットとの関係を分析することによって、研究開発活動の経済的効果を識別することを目的とした。しかし、その分析手法にはテクニカルな側面でいくつかの問題がある。研究開発活動の支出時期とその成果の回収時期との間にタイムラグが存在しているため、クロスセクション分析によると本来の時系列動向を無視してしまうことになる。また、情報開示が不足することによって、研究開発投資と研究開発投資がもたらす便益との真の関係を識別することが困難である。こうした方法論上の固有の問題を解決するために、研究開発投資の研究は、よりすぐれた分析方法および信頼できるデータを用いる方向で改善が積み重ねられてきた。そうした流れの1つとして、損益計算書に開示される研究開発費に基づいた企業の研究開発資産の推計に係る研究は注目に値するものである<sup>34</sup>。

研究局面と開発局面の境界線が問題となる。一般的には、製品化が開始された時が研究局面と開発局面のどちらに判断するのかによって開発局面がさらに早まる可能性がある。研究開発活動には、研究局面とその後の開発局面があり、各局面で研究費と開発費が発生する。研究局面は、いわゆる基礎研究の段階であり、開発局面は基礎研究を応用して製品

化するための試作・設計の段階となる。IFRS では、研究費は費用処理となるが、開発費の中、IAS38.57 に規定されている一定の要件（6 要件）を満たす場合に限り、無形資産として計上しなければならないとされている。日本基準では、研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならないと規定されている。したがって、開発費に関しては IFRS が発生時の費用処理額が少なく済む可能性があるが、資産計上した後に減損処理した場合、数期分の開発費が一気に費用処理されるリスクは高まる。

おわりに

医薬品産業は、研究開発指向型かつ基礎研究重視型のハイテク産業である。日本の製造業の研究開発支出額のうち 44%は研究者の人件費にあてられている。したがって、毎年企業が支出する研究開発費は、研究者の頭脳に新たな技術知識の蓄積をもたらすものである。この意味の研究開発支出は、企業の技術知識ストックを増加させるための人的資本への投資活動である。毎年の研究開発活動の結果として蓄積された技術知識ストックは、新たなイノベーションを生み出す源泉となり、企業成長にとって最も重要な要素になっている<sup>35</sup>。

製薬業において内部の研究開発費が多額に上がることが多い。医薬品の販売に規制当局からの認可が必要になるため、特定の研究開発に対して、規制当局の認可を確実に得られるかどうか不明である。どの時点で開発費の資産計上を開始すべきか、すなわちどの時点で資産化の要件である「技術上の実行可能性」が確立されるのかが問題となる。この点について、開発期間である臨床試験の段階においては、一般的に製品化への不確定要素が大きく、技術上の実行可能性があるとはいえない。これに対して、規制当局の認可があれば技術上の実行可能性が確立されたことになる。欧州では IFRS 導入後も認可が下りるまで費用処理している企業が殆どであるとされていることを考えれば、日本企業が IFRS 導入後においても変わらない可能性が大きい。したがって、IFRS 導入後も資産計上されず費用計上されることが見込まれ、影響はそれほど大きくないとも考えられる。

---

<sup>1</sup> 企業会計基準委員会、「社内発生開発費の IFRS のもとにおける開示の実態調査」、2008。

- 
- <sup>2</sup> 同上資料。
  - <sup>3</sup> 同上資料。
  - <sup>4</sup> 堀内行蔵、「医薬品の研究開発費」、ファルマシア Vol121、1985 年 11 月、1128 頁。
  - <sup>5</sup> 同上論文、1128 頁。
  - <sup>6</sup> 同上論文、1128 頁。
  - <sup>7</sup> 原 拓志、「日本の製薬企業におけるイノベーション」、日本経営学会編『新時代の企業行動—継続と変化—』、千倉書房、2007 年、76-87 頁。
  - <sup>8</sup> 金子秀、「医薬品企業の収益性に関する一考察」、『埼玉大学社会科学論集』2013 年 11 月、62 頁。
  - <sup>9</sup> 「週刊ダイヤモンド」、2017 年 9 月 9 日、78 頁。
  - <sup>10</sup> 東京証券取引所、『会計基準の選択に関する基本的な考え方の開示内容の分析』、2015 年 9 月。
  - <sup>11</sup> 大倉雄次郎、「IFRS 導入会社の実態と課題」、関西大学商学論集、第 60 巻第 4 号、2016 年 3 月、104 頁。
  - <sup>12</sup> 大倉雄次郎、「競争戦略における無形資産の働き—医薬品メーカーの事例分析」、関西大学商学論集、2013 年 12 月、72 - 73 頁。
  - <sup>13</sup> 山口智弘、「無形資産の価値の評価について」、三菱 UFJ 信託銀行調査情報、2009 年 1 月、4 頁。
  - <sup>14</sup> 大倉雄次郎、「競争戦略における無形資産の働き—医薬品メーカーの事例分析」、関西大学商学論集、2013 年 12 月、74。
  - <sup>15</sup> 同上論文、109 頁。
  - <sup>16</sup> 同上論文、78 頁。
  - <sup>17</sup> 同上論文、84 頁。
  - <sup>18</sup> 堀内行蔵、前掲論文、1129 頁。
  - <sup>19</sup> 堀内行蔵、前掲論文、1129 頁。
  - <sup>20</sup> 堀内行蔵、前掲論文、1129 頁。
  - <sup>21</sup> 堀内行蔵、前掲論文、1129 頁。
  - <sup>22</sup> 堀内行蔵、前掲論文、1130 頁。
  - <sup>23</sup> 佐賀國一、『実践 医薬品マーケティング』、日本能率協会マネジメントセンター、1999、181 頁。
  - <sup>24</sup> Garnier, J. P., Rebuilding the R&D Engine in Big Pharma, Harvard business Review, Vol. 86, No. 5, pp. 69-76 (松本直子訳、「グラクソ・スミスクライイン R&D の再生」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』2008、December、84-96 頁。
  - <sup>25</sup> Northrup, J., the pharmaceutical sector, in The Business of Healthcare Innovation, ed. L. R., Burns, Cambridge University Press. p36. 金子秀訳、66 頁。
  - <sup>26</sup> Northrup, J., the pharmaceutical sector, in The Business of Healthcare Innovation, ed. L. R., Burns, Cambridge University Press. p34. 金子秀訳、66 頁。
  - <sup>27</sup> 北池晃一郎、「日本の製薬業における IFRS 導入に伴う影響および課題について」、情報センサー Vol. 101、2015 年 2 月、13 頁。
  - <sup>28</sup> 総務省統計局、2012、14 頁。
  - <sup>29</sup> 金子秀、前掲論文、74 頁。
  - <sup>30</sup> 金子秀、前掲論文、74 頁。
  - <sup>31</sup> Pisano, G. P., Science Business: The Promise, The Reality, and The Future of Biotech, Harvard Business School Press. P. 119. 池村千秋訳、『サイエンス・ビジネスの挑戦』、日経 BP 社、2008 年、180 頁。
  - <sup>32</sup> Pisano, G. P., 池村千秋訳、前掲書、180 頁。
  - <sup>33</sup> 金子秀、前掲論文、76 頁。
  - <sup>34</sup> 劉慕和、『研究開発投資の会計処理と市場の評価』、同文館出版、2007 年、29 - 30 頁。
  - <sup>35</sup> 堀内行蔵、前掲論文、1129 頁。

## 終章

本論文は、序章において本研究の目的と問題意識、研究方法および論文構成を説明し、第1章から第7章まで、現代会計におけるメルクマールの無形資産とりわけ研究開発費の認識と測定に関する会計諸問題を中心に論じたものである。

財務会計は、経営者の受託責任あるいは会計責任を明らかにすることを目的とする。この目的に向けた会計基準は認識と測定における客観性を重視し、その会計研究の多くは、会計が企業の真実な姿を測定し、報告できると仮定してきた。しかしながら、70年代以降、コンピュータの普及による大量情報処理が可能な時代に入ると、会計理論や会計基準は、それまでの測定システムが伝達システムを制約する会計観を逆転させ、利害関係者の意思決定に有用な情報として多元的評価による会計情報を開示することを促した。この会計観は企業業績を評価・測定すること以上に情報を遍く報告する会計ディスクロージャーに利点が置かれた。こうして現代会計は、経済社会におけるコミュニケーション道具のビジネス言語あるいは記号としていかに機能するかが問われている。

さて、21世紀、経済における目まぐるしい変化の1つとして、無形財の知的資本が重視される。企業の競争優位性が実物資産と金融資産によって形成されるとしても、それらの背後にあるビジネスモデル、ブランド、従業員のスキルと創造力、組織のシステムと文化、顧客情報とデータベースなど無形財がその企業の差異性を形成し、企業価値を高める重要な因子となりつつある。こうした背景において、企業会計が直面する財務諸表の有用性の低下問題が指摘される。会計情報の有用性の低下を裏付ける実証研究は多くの無形資産がオフバランスしていることが原因の1つである、と指摘する。また、企業の投資行動を分析する研究によれば、特に新製品を生み出すための研究開発活動が活発化し、企業では大量の資源が研究開発活動に投入される。財務会計の領域において、研究開発費は費用として計上すべきなのか、それとも資産として開示すべきなのかが問われている。本論文は、現代会計の中心的テーマである無形資産の認識と測定の問題の一般論を展開するにあたり、研究開発費の会計問題を中心に考察したものである。以下、各章の論旨を要約

し、本論文の結論に代えたい。

第1章の「経済環境の変化と会計目的観の変容」では、近代会計における「経営者の受託責任の解除」及び「利害調整に役立つ真実の利益の測定と伝達」という伝統的目的が、現代会計における「投資意思決定のための情報提供」へと変容してきた原因を論じた。この変容は財務諸表の目的規定が財務報告の目的へと変化したともいえる。財務諸表は、企業が自己の経済活動の結果である財務情報を、当該企業を取り巻く利害関係者に伝達するための記号であるが、財務報告は、財務諸表およびそれに付随する事柄を外部に報告する伝達行為である。財務諸表の目的は利益の計算に重点が置かれているのに対して、財務報告は、意思決定有用性アプローチに基づき意思決定に有用な情報を提供し、証券・金融市場における開示に重点が置かれている。現代会計はこれらの目的を実現するためプラグマティックな機能を果たしている。

第2章の「資産概念の変遷と経済的資源の拡大」では、会計における資産概念の変遷を論じた。資産概念の変遷は会計目的の変容に連動してきた。1941年にAICPAの会計用語委員会は「会計とは、少なくとも財務的正確をもつ取引や事象を、意味のあるやり方で貨幣額によって記録し、分類し、集計し、かつその結果を解釈する技術である」と定義し、会計を計算システムと考えた。1966年のASOBATは会計を「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定をすることが可能なように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである」と定義する。これが1941年の定義と大きく異なる点は、会計を情報提供のシステムと定義していることである。また、1970年に公表されたAICPAのAPBステイトメント第4号は「会計はサービス活動である。その機能は、経済主体に関する主として財務的性格を持った定量的情報のうち、経済的意思決定に役立つような情報を提供することである」と定義する。それにより会計がサービス活動として情報利用者の意思決定に役立つための情報を提供する活動ということが明示された。それは情報の利用者に焦点が向けられ、意思決定に役立つ情報を提供することが会計の役割が明確にされた。1978年、FASBのSFAC第1号は、「財務報告は現在および将来の投資家、債権者およびその他の利用者が合理的な投資、与信およびその他類似の意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない」



と規定し、経営および経済的意思決定を行うために有用な情報を提供することを目的としている。これにより、会計はより能動的に情報の開示を行うシステムとしての役割が明示された。

まず、資産概念の変遷を概観する。資産概念に関するいくつかの代表的な諸説を整理し、その発展の跡をたどった。つぎに、IASB、FASB および日本の概念フレームワークが現在どのように資産を規定しているのかを検討し、資産の定義における捉え方の違いが、無形資産に対する処理の違いを生じさせていることを明らかにした。最後に、知識情報型経済の下、知的資本および無形資産による企業価値に与える影響が大きくなるにつれ、会計は企業の経済実態を反映する能力が低下することを考察した。現行の会計基準では、無形資産が企業の価値創出に大きく貢献している実態は開示されていないことを明らかにした。

第3章の「無形資産の経済的及び会計的分析」では次のことを論じた。公開企業の財務情報が投資の意思決定における有用性が低い現実を論じた。この原因は、巨額の無形資産に関する会計情報がオフバランスとなっており、企業の実態を適正に表していないためである。このような乖離を埋め、企業会計の信頼性を向上させるためには、無形資産に関する情報開示は有益である。しかし、広範な無形資産を一括して取り扱うことは、その特性からみて困難な作業であり、個々の特性に応じた会計方法を考察していく必要がある。無形資産会計を細分化し、その特殊性に応じた会計基準の確立が重要である。法的権利と有償取得ののれんのみを無形資産として認識し、取得原価で測定する会計処理が行われているだけでは、企業価値の決定因子の無形資産に対する社会的関心に応えることができなくなっている。現代会計は、無形資産に対する社会的な認知レベルと会計の認識レベルとを合致させ、投資家のレリバンスを維持する無形資産の認識範囲を拡大していく。

第4章の「研究開発費をめぐる諸会計基準の比較」では、米国基準、国際会計基準および日本基準における研究開発費に関する規定の変遷を概観した。まず、米国の財務会計基準制度、研究開発会計基準の嚆矢となる FAS2 号および現在の研究開発費の会計規定を考察した。つぎに、国際会計基準の生成および発展を概観したうえで、研究開発費に関わる IAS9 号から IAS38 号への展開を追った。さらに、日本の会計基準の生成において、研究開発費

(試験研究費と開発費)がどのように会計処理されていたのか、過去の社会背景を考察し、1998年の研究開発費基準の設定へ至った過程を明らかにした。

研究開発支出の会計処理における問題点は、不確実性をどう評価するかである。成功する確率高いとみるのであれば、支出は将来の収益が期待される原価といえ、当期の収益よりも将来の収益に対応し、将来に繰り延べる処理が正当化される。研究開発の定義については米国基準、日本基準および国際会計基準は表現上異なる部分があるものの、それらが指し示す内容はほぼ同様であり、会計処理として「費用化する」という考え方に大きな違いはない。だが、それらの研究開発費に関する規定には、大きく3つの相違が見られる。まず、企業結合により取得した仕掛研究開発費に関して、米国は資産の要件を満たす識別可能な仕掛研究開発を企業結合により取得した場合、代替的な将来の使用可能性にかかわらず、公正価値に基づいて資産計上する。当初認識後、仕掛研究開発資産はFAS142に基づき、耐用年数を確定できない無形資産として処理する。取得日後の当該開発に係る支出については、一般的に発生時に費用処理をする。開発完了後には、耐用年数が有限な無形資産として償却する。日本は企業結合日時点において、識別可能な資産については、企業結合日時点の時価を基礎にして取得原価を配分する。分離して譲渡可能な無形資産は、識別可能なものとして取り扱う。国際会計基準(IAS38. 34, 42, 43)によれば、取得企業は、非取得企業の仕掛研究開発費が無形資産の定義に合致する場合、のれんから区別して資産として認識しなければならない。

内部創出研究開発費に関しては、米国は1974年FAS2号により、全額即時費用化法を採用している。日本は1998年基準の以前、選択的資産化法で会計処理をしていたが、1998年基準の改訂によって、任意資産計上を容認していた研究開発費に対して、発生時全額即時費用化法へ変更した。国際会計基準は、研究費は発生した時点で費用として認識する。開発費については、技術上の実行可能性や使用または売却するという企業の意図など、一定の要件がすべて立証可能な場合のみ、無形資産として認識しなければならない。日本は2000年以降、IFRSの任意適用により、費用化を基本にしつつ、一定の要件が満たされる場合、無形資産としても計上できるという選択的資産化法に変わった。事後測定については、

米国（FAS142）と日本は、取得原価から償却累計額および減損損失を控除した金額で測定し、再評価は認められていない。国際会計基準では、当初認識後の測定においては、原価モデルと再評価モデルの選択適用が認められている。

第5章の「費用としての研究開発費」では、まず、米国と日本における費用計上の理由と論拠を再考した。つぎに、支出、費用、原価の3つの概念の区分とその相互関係を整理し、研究開発費を費用として処理する場合、その費用は原価に転換したかどうか、すなわち、製造原価に帰属するべきか、それとも期間原価に帰属するべきなのか、研究開発費の原価性（費用性）について考察した。さらに、研究開発費用を管理するうえでの恣意性を考察した。最後に、研究開発費の費用化処理が企業内部と外部への経済的影響を明らかにした。

研究開発費を費用として計上する主たる論拠は、1) 企業間の比較可能性を高めるために、選択肢がいくつか設けることにより会計上の恣意性を排除し、2) 将来の収益との関係は明確ではないと客観的に測定できないことを加え、結果的に一律に費用計上することが規定されている。研究開発費が費用として計上されれば、利益が小さくなり企業業績にとってマイナスの影響を及ぼす。研究開発のためになされる支出は、最初から成功する見込みのない活動プロジェクトなどに対して行われるわけではない。成功するか否かは不確実ではあるが、一定期間継続して研究開発活動が実施された結果、何らかの新しい成果・効用がもたらすことを期待してこうした活動に対して支出がなされるはずである。しかしながら、研究開発費を発生時に即時費用処理することは、当該支出の将来への影響を全く考えない超短期間の見込みに対処していることになる。費用処理は、失敗することを確実視した研究開発という自己矛盾した概念を前提にしていることである。

第6章の「資産としての研究開発費」では、研究開発費の資産としての性格を明らかにした。まず、研究開発費が日本において繰延資産として規定されたことの意義を再考した。つぎに、研究開発費を無形資産として計上することは、どのような経済的な影響を及ぼすか先行研究をレビューしながら分析した。さらに、研究開発費を無形資産として計上する場合の償却と減損をめぐる問題点を検討した。最後に、研究開発費の「資本化」に向けて、

資産概念、恣意性の排除と比較可能性の向上、研究開発活動と日常の経営活動との異質性の問題、「研究費」と「開発費」の分離問題を考察した。

まず、研究開発費の資本化処理によって、報告利益と帳簿価額の訂正による主な結果、株価と株式リターンに強い相関関係がある。これは研究開発費の資本化の処理が投資家に価値関連性ある情報をもたらすことを示している。研究開発と関連する超過市場リスク要因という知見は、全体として考えると、研究開発費の資本化に統計的に信頼性があり、経済的にも関連性のある情報をもたらすことを示している。研究開発集約型企業は、市場流動性と簿外研究開発資産の規模との間に負の関連性があった。

第7章の「IFRS 適用の日本企業における研究開発費のケーススタディ」では、国際会計基準に準拠して財務報告する日本の製薬会社の研究開発費に関する事例研究を取り上げ、それを資産計上する論拠を再検討した。IFRS の適用により研究開発投資に関する会計処理が変更されると、企業の財務情報にどのような影響を及ぼすのか、IFRS を任意適用した製薬企業6社を比較し、さらに IFRS 導入に伴う影響、両基準の相違点の分析などを通じて会計上の問題点を明らかにした。

IFRS では、一定条件が満たす場合、開発費の資産認識が要求されている。2017年4月時点、IFRS 適用会社は111社、適用決定会社数は32社であり、合計143社に達する。この中に、医薬品産業は、研究開発指向型で、かつ基礎研究重視型のハイテク産業である。製造業の研究開発支出額のうち多くは研究者の人件費にあてられている。したがって、毎年企業が支出する研究開発費は、研究者の頭脳に新たな技術知識の蓄積をもたらすものといえよう。この意味で研究開発支出は、企業の技術知識ストックを増加させるための人的資本への投資活動である。蓄積された技術知識ストックは、新たなイノベーションを生み出す源泉となり、企業成長にとって最も重要な要素になっている。製薬業において内部の研究開発費が多額に上がることが多い。どの時点で開発費の資産計上を開始すべきか、資産化の要件である「技術上の実行可能性」が確立されるのかが問題となる。この点について、開発期間である臨床試験の段階では、一般的に製品化への不確定要素が大きく、技術上の実行可能性があるとはいえない。これに対して、規制当局の認可があれば技術上の実行可

能性が確立されたといえる。

無形資産を会計制度上、貸借対照表上で認識すべきという意見の理由としては次の3点が指摘される。1つは、有形固定資産も無形固定資産も企業の将来利益を生み出す源泉であるという考え方に立って、無形資産の制度会計上を認識する必要があるとする主張である。2つは、外部ステークホルダーにとって無形資産に対する情報ニーズがより一層高まっている。3つ目は、海外の会計基準の進展を論拠とするケースもある。特に、研究開発費会計や企業結合会計などの領域では無形資産の認識をめぐる議論が進んでいる。

それは日本における国の経済規模を示す国内総生産（GDP）の算出方法基準の変更にも伺われる。従来、GDPには市場で取引された財やサービスの生産のみが計上され、民間企業の研究開発費は費用として処理されるのでGDPの算出から除外されていた。2009年、国連はGDPの計算基準を見直し、企業の研究開発費も加えることとした。日本も基準改訂に伴い、2016年7月－9月から導入し、過去の分は再計算することになった。研究開発費は付加価値を生む「投資」として認められることになり、GDPに計上される方向となる。日本国内での名目GDPは20－30兆円が増加すると予測され、約3%が押し上げられると予想される。民間企業の研究開発費が日本の国内総生産まで与える影響が注目される中、研究開発費に係る会計基準および研究開発投資の情報開示の見直しが必要となる。

実証研究の結果をみると、費用より、資産として計上することが会計情報の有用性を高める。会計の観点から財務情報としての無形資産、ならびに非財務情報としての無形資産の本質とその区別が重要である。財務情報としての無形資産は、購入や買収の一部として取得した無形資産ないし研究開発投資のようにキャッシュ・フローの動きを伴う情報である。それに対して非財務情報は、いまだ財務的業績を伴わないが、近い将来財務的業績を伴うことが期待される情報をいう。

研究開発が注視され始めた1960年代当初より、その特殊性は分析されてきた。しかしながら、経済を取り巻く環境が変化するに伴い、会計も変わり、研究開発費の会計処理にも変化がみられた。研究開発費の会計処理は将来また変更される可能性があることを示唆する。研究開発への投資額の規模を考慮すると、それを資産計上か否か非常に経営戦略的で

もあり、そこに恣意性が介在するのは否定できない。確固たる会計処理を確立することは、非常に困難なことと想像しうるが、研究開発の成功の不確実性にも対処できる客観的規準を設けることが必要である。

研究開発投資は、時には高価であり、自社でリスクを負担することにより、低いコストでM&Aなどを使い、無形資産を入手することが可能となる。その意味で、無形資産の価値そのものを示すというより、むしろ研究開発途上にある技術や知的財産について、それを継続するか、とりやめるか、延期するか的意思決定を行ううえで有効な評価モデルが求められる場合もある。

以上、本論文は、現代企業における無形資産の拡大と重要性を鑑み、会計がこれをどこまで認識かつ測定できるのか、という問題に着目した。無形資産を一口に言っても、広範囲に及び、その属性も必ずしも明確ではない。各会計制度（基準、法律など）はさまざまな無形資産を定義かつ概念化し、貸借対照表にオンバランスすることを試みているが、統一した会計観は明確ではない。その意味で、本論文は研究開発費に焦点をあて、その費用処理か資産計上かの可能性を考察した。情報の非対称性と投資家による企業価値の判断に力点を置くと、研究開発費の会計処理は、費用処理より、資産（資本化）処理に有用性があると判断する。

今後、これ以外の無形資産を取り上げ、無形資産会計の一般理論研究に取り込んでいく予定である。

## 参考文献一覧

### 著 書

- ・浅羽二郎『財務報告論の基調』森山書店（1994年）
- ・石川純治『揺れる現代会計』日本評論社（2014年）
- ・斎藤静樹編著『体系現代会計学第1巻 企業会計の基礎概念』中央経済社（2011年）
- ・伊藤邦雄編著『無形資産の会計』中央経済社（2006年）
- ・伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』第8版日本経済新聞出版社（2010年）
- ・伊藤邦雄編著『体系現代会計学第3巻 会計情報の有用性』中央経済社（2013年）
- ・石塚博司編著『会計情報の現代的役割』白桃書房（2005年）
- ・梅原秀継『のれん会計の理論と制度—無形資産および企業結合会計基準の国際比較—』白桃書房（2000年）
- ・植野郁太編著『研究開発費会計』関西大学出版部（1982年）
- ・ウィトゲンシュタイン著・野矢茂樹訳『論理哲学論考』岩波書店（2003年）
- ・薄井彰『会計制度の経済分析』中央経済社（2015年）
- ・上野清貴『会計の理論構造』税務経理協会（1998年）
- ・太田哲三、「資産の費用性と価値性」『会計学第1集』白桃書房（1950年）
- ・岡本治雄『現代会計の基礎研究 第2版』中央経済社（2002年）
- ・岡本治雄『会計記号と企業分析』唯学書房（2017年）
- ・岡本清『原価計算』国元書房（2000年）
- ・岡部孝好『最新会計学のコア』森山書房（2009年）
- ・小栗崇資『株式会社会計の基本構造』中央経済社（2014年）
- ・大日方隆編著『金融危機と会計規制』中央経済社（2012年）
- ・小野武美『企業会計の政治経済学』白桃書房（1996年）
- ・岸悦三『会計生成史—フランス商事王令会計規定研究』同文館出版（1975年）
- ・北村洋基『現代社会経済学』桜井書店（2013年）
- ・神戸大学会計学研究室編『会計学辞典』第6版（2007年）
- ・古賀智敏『知的資産の会計』東洋経済新報社（2005年）
- ・児玉文雄『MOTシリーズ 技術経営戦略』オーム社（2007年）
- ・斎藤静樹『資産の再評価の研究』東京大学出版部（1984年）
- ・斎藤静樹『企業会計とディスクロージャー』第4版東京大学出版会（2010年）
- ・桜井久勝『財務会計講義』第15版中央経済社（2014年）
- ・桜井久勝『会計情報の有用性』中央経済社（2013年）
- ・清水泰洋『アメリカの暖簾会計—理論・制度・実務』中央経済社（2003年）
- ・白石和孝『知的無形資産会計』新世社（1997年）
- ・「財務会計概念フレームワーク」企業会計基準委員会（2006年）
- ・佐藤紘光監訳『会計情報の理論』中央経済社（2007年）
- ・寫村剛雄『資産会計の基礎理論』中央経済社（1976年）
- ・嶋 和重・鈴木昭一・金子輝雄『基本財務会計論』同文館出版（2007年）
- ・嶋 和重『戦後日本の会計制度形成と展開』同文館出版（2007年）
- ・鈴木和志・宮川努『日本の企業投資と研究開発戦略：企業ダイナミズムの実証分析』東洋経済新報社（1986年）
- ・須田一幸『会計操作』ダイヤモンド社（2007年）
- ・染谷恭次郎『会計機能の変化と拡大』税務経理協会（1994年）
- ・武田隆二『会計学一般教程 第7版』中央経済社（2008年）
- ・武田隆二『最新 財務諸表論 第11版』中央経済社（2008年）
- ・田中敏行『ブランド資産入門』多賀出版（2000年）
- ・千葉準一『日本近代会計制度—企業会計体制の変遷』中央経済社（1998年）
- ・津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店（2002年）
- ・徳賀芳弘『国際会計論』中央経済社（2000年）

- ・富塚嘉一『会計認識論』中央経済社（1997年）
- ・中村泰將編著『財務会計論』税務経理協会（2009年）
- ・中村竜哉『コーポレート・ファイナンス—理論と現実』白桃書房（2008年）
- ・西澤 脩『研究開発費の会計と管理』新第5版白桃書房（1997年）
- ・劉 慕和『研究開発投資の会計処理と市場の評価』同文館出版（2005年）
- ・西村優子『研究開発戦略の会計情報』白桃書房（2001年）
- ・平松一夫『会計学の研究方法』中央経済社（2015年）
- ・平松一夫編著『体系現代会計学第4巻 会計基準のコンバージェンス』中央経済社（2014年）
- ・広瀬義州『知的財産会計』税務経理協会（2006年）
- ・広瀬義州『財務会計』第8版中央経済社（2008年）
- ・広瀬義州編著『体系現代会計学第6巻 財務報告のフロンティア』中央経済社（2012年）
- ・藤田敬司『現代資産会計論』中央経済社（2005年）
- ・藤井秀樹『国際財務報告の基礎概念』中央経済社（2014年）
- ・フェルディナン・ド・ソシュール著・町田健訳『新訳ソシュール一般言語学講義』研究社（2016年）
- ・法令用語研究会編『法律用語辞典 第4版』有斐閣（2012年）
- ・水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』集英社新書（2014年）
- ・山内暁『暖簾の会計』中央経済社（2010年）
- ・米山正樹『減損会計—配分と評価—』森山書店（2003年）
- ・渡邊泉『歴史から学ぶ会計』同文館出版（2008年）
- ・渡邊泉『歴史からみる公正価値会計』森山書店（2013年）
- ・二村隆章・岸宣仁『知的財産会計』文藝春秋（2002年2月）

## 論 文

- ・安藤英義「商法と会計—歴史から見る相互の関係—」『横浜経営研究』（2006年3月）
- ・飯塚雄基「無形資産の意義に関する一考察—識別可能性の視点から—」早稲田大学商学研究科紀要（2014年11月）
- ・岩崎勇「IASBの概念フレームワークにおける会計目的について」『九州大学経済学研究』（2012年3月）
- ・伊藤邦雄・加賀谷哲之「企業価値と無形資産経営」『一橋ビジネスレビュー』49巻3号（2001年12月）
- ・井原理代「サービス潜在力としての資産」『企業会計』Vol.40（1988年10月）
- ・石光裕「日本企業の研究開発投資と会計基準」京都マネジメント・レビュー第27号（2015年9月）
- ・板津直孝「持続的な企業価値の向上に不可欠な無形資産投資」野村資本市場クォータリ winter（2017年）
- ・伊藤良子、「IASB及びFASB概念フレームワークにおける資産概念」『成城経済研究第173号』（2006年12月）
- ・浦崎直浩「知的資本の測定と報告」『商経学叢』近畿大学経営学部（2005年3月）
- ・小栗崇資「シャム・サンダー教授の特別講演」『企業会計』Vol.169（2016年3月）
- ・太田善之「研究開発費の会計に関する一考察」『竜谷大学経営学論集』（2005年2月）
- ・緒方勇「研究開発費の資産計上における成功率、タイムラグおよび減価償却率の推定」ビジネス&アカウンティングレビュー（2014年12月）
- ・大倉雄次郎「IFRS導入会社の実態と課題」関西大学商学論集第60巻第4号（2016年3月）
- ・奥山修司「研究開発費予算の効果的管理」福島大学商学論集（1989年3月）
- ・野口倫央「IFRSにおける研究開発投資に関する会計処理が日本企業の財務情報に及ぼす影響」東海学園大学研究紀要（2015年3月）
- ・ASBJ「社内発生開発費のIFRSのもとにおける開示の実態調査」（2008）
- ・金子秀「医薬品企業の収益性に関する一考察」『埼玉大学社会科学論集』（2013年11月）



- ・ 梶田龍三「会計における二重の受託責任概念について」『日本会計研究学会第71回大会自由論題報告』(2012年)
- ・ 北池晃一郎「日本の製薬業におけるIFRS導入に伴う影響および課題について」情報センサー Vol.101 (2015年2月)
- ・ 小嶋宏文「経営者の業績予測と研究開発支出の調整による裁量行動」『会計』168号 (2005年12月)
- ・ 五百竹宏明「研究開発費会計に関する一考察—IFRS導入による影響分析」広島大学経営情報学部論集第4号 (2012年)
- ・ 後藤小百合「知的財産会計の構築と制度化」高崎経済大学論集第48巻第4号 (2006年)
- ・ 櫻井通晴「ソフトウェア会計の基準化は何をもたらすのか—日本企業に及ぼすインパクト」『旬刊経理情報』(2000年7月)
- ・ 桜井通晴「インタangibleズは知的資産と同義か・・・」専修マネジメント・ジャーナル (2014年12月)
- ・ 佐賀國一『実践 医薬品マーケティング』日本能率協会マネジメントセンター (1999年)
- ・ 佐合紘一「擬制資本運動の展開に関する一考察」『大阪市立大学経営研究』(1997年7月)
- ・ 須田一幸・花枝英樹「日本企業の財務報告—サーベイ調査による分析」証券アナリストジャーナル (2008年)
- ・ 内閣府「平成23年度 年次経済財政報告」(2011年)
- ・ 高山朋子「受託責任を基礎にした情報開示について」『東京経学会誌』第250号 (2005年)
- ・ 田中祥子・松本健「無形資産としてののれんの理論的制度的研究」『高岡法学第30号』(2012年3月)
- ・ 谷口昌宏「識別可能資産のオンバランスに関する一考察」近畿大学商学研究科紀要 (2014年5月)
- ・ 滝澤美帆「資金制約下にある企業の無形資産投資と企業価値」経済産業研究所ディスカッションペーパーシリーズ (2013年5月)
- ・ 鳥毛拓馬「社内開発費の資産計上」大和総研 Legal and Tax Report (2010年10月)
- ・ 東京証券取引所『会計基準の選択に関する基本的な考え方の開示内容の分析』(2015年9月)
- ・ 徳賀芳弘編著『京都企業歴史と空間の産物』中央経済社 (2016年)
- ・ 友岡賛、「ジャック・サヴァリ『完全な商人』(1675年)」Medianet No.16 (2009年9月)
- ・ 富塚嘉一「会計が対象とする「実態」とは」CGSAフォーラム第13号 (2015年3月)
- ・ 中村恒彦「会計基準の経路依存：研究開発費・ソフトウェア会計を中心として」博士論文神戸大学 (2004年)
- ・ 浜本道正「研究開発費の『資産性』をめぐって」『COFRI ジャーナル』No.29 (1997年12月)
- ・ 原 拓志「日本の製薬企業におけるイノベーション」日本経営学会編『新時代の企業行動—継続と変化—』千倉書房 (2007年)
- ・ 久持英司「研究開発費の即時費用処理法に関する考察」『税経通信』Vol.54No.8 (1999年6月)
- ・ 藤井辰朗「研究開発効率に関する一考察」日本マネジメント学会報告要旨集 (2015年10月)
- ・ 堀内行蔵「医薬品の研究開発費」ファルマシア Vol.121 (1985年11月)
- ・ 真田正次「会計基準の法的根拠に関する一考察」『京都大学経済論叢』第183号 (2009年10月)
- ・ 眞鍋和弘「研究開発費会計に関する研究：代替的处理方法と利益情報の有用性」博士論文横浜国立大学 (2008年)
- ・ 村田英治「会計における主観主義と客観主義—受託責任会計と投資意思決定会計の異質性」『福島大学経済学会商学論集』第79巻第4号 (2011年3月)
- ・ 村上直人「製薬企業によるIFRS任意適用」JPMA NEWS LETTER No.165 (2015年)
- ・ 宮本順二郎「企業における研究・開発の効果測定へ向けて—医薬品業界11社サンプルによる実証分析—」『経済経営研究所』第16集関東学院大学 (1994年)
- ・ 山地秀俊「情報公開論の諸相」『会計検査研究』第26巻 (2002年9月)
- ・ 山口智弘「無形資産の価値の評価について」三菱UFJ信託銀行調査情報 (2009年1月)

## 訳 本

- ・ Alvin Toffler & Heidi Toffler, " *RECOLUTIONARY WEALTH* ", 2006. 山岡洋一訳、『富の未来』講談社 (2006 年)
- ・ Blair, M. and S. M. H. Wallman, *Unseen Wealth*, The Brooking Institution, 2001. (広瀬義州他訳『ブランド価値評価入門』中央経済社 (2002 年))
- ・ FASB [1985] *Elements of Financial statements*, Statement of Financial Accounting Concets No. 6, FASB. 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念「増補版」』、中央経済社 (2002 年)
- ・ IASB, *Framework for the Preparation and Presentation of Finacial Statements*. 企業会計基準委員会、財務会計基準機構監訳、『国際財務報告基準書 2004』 (2004 年)
- ・ M. C. Miller and M. A. Islam, *The Definition and Recognition of Assets*, 太田正博訳、『資産の定義と認識』中央経済社、(1992 年)
- ・ Garnier, J. P., *Rebuilding the R&D Engine in Big Pharma*, Harvard business Review, Vol. 86, No. 5, pp. 69-76 (松本直子訳、「グラクソ・スミスクライイン R&D の再生」『ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス』 December、(2008 年))
- ・ Pisano, G. p., *Science Business: The Promise, The Reality, and The Future of Biotech*, Harvard Business Schooi Press. P. 119. 池村千秋訳、『サイエンス・ビジネスの挑戦』日経 BP 社 (2008 年)
- ・ Jhon R. M and Baruch Lev, *Intangible Assets, Values, Measures, and Risks*. 広瀬義州他訳『無形資産の評価』中央経済社 (2008 年)
- ・ Joseph, A. Schumpeter. *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung* Leipzig, 1912. 塩野谷裕一・中山伊知郎・東畑精一訳『経済発展の理論』岩波書店 (1977 年)
- ・ Dean, J.、*Capital Budgeting*. 中村常次郎監修・一ノ瀬智司・高柳暁訳『経営者のための投資政策』東洋経済新報社 (1959 年)

## 外国語文献

- ・ AAA Financial Accounting Standards Committee, 2003. Implications for Accounting Research for the FASB' s Initiatives on Disclosure of Information about Intangible Assets Accounting *Horizons* 17
- ・ Abrahams, T. and B. k. Sidhu, *The Role of R&D Capitalisation in Firm Valuation and Performance Measurement*, Australian Journal of Management, Vol. 23, No2, December 1998.
- ・ Accounting Principles Board, *Accounting Principles Board Opinion No. 16, Business Combinations*, AICPA, August 1970
- ・ Accounting Principles Board, *Accounting Principles Board Opinion No. 17, Intangible Assets*, AICPA, August 1970
- ・ Al-Honari, A. , P. F. Pope and A. W. Stark, "Research and Development Activity and Expected Return in the United Kingdom," *European Finance Review*, Vol. 7, No. 1, January, 2003.
- ・ Boone, J. P. and K. K. Raman, *On R&D Capitalization and Value Relevance, A Response*, *Journal Of Accounting and Pulicy*, Vol 20, No3, Autumn 2001.
- ・ Chambers, D. , R. Jennigs and R. B. Thompson II, "Excess Returns to R&D-Intensive Firms," *Review of Accounting Studies*, Vol. 7, Nos. 2-3, June 2002.
- ・ Kohlbeck, M. and T. Warfield, *The Role of Unrecorded Intangible Assets in Residual Income Valuation: The Case of Banks*. Working Paper, University of Wisconsin-Madison, 2002.
- ・ Kohlbeck, M. *Investor Valuations and Measuring Bank Intangible Assets*. *Journal of Accounting, Auditing, And Finance* 19, 2004.
- ・ Kyle, Albert S. *Informed Speculation with Imperfect Competition*. *Review of Economic Studies*, 1989.
- ・ Kothari, S. P. , T. E. Laguerre, and Andrew J. Leone, *Capitalization versus Expensing: Evedence on the Uncertainty of Future Earnings from Capital Expendeturs versus R&D Outlays*. *Review of Accounting Studies* 7 2002.

- Lev, B. and Aba Schwarta, “On the Use of the Economic Concept Of Human Capital in Financial Statements” , *The Accounting Review*, Vol. 46, No. 1, January 1971.
- Lev, B. and T. Sougiannis, “The Capitalization, Amortization, and Value-Relevance of R&D,” *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 21, No. 1, February 1996.
- Lev. B. , “Intangibles at a Crossroads,” *Financial Executive*, Vol. 18, March/April 2002
- Lev. B. and P. Zarowin, “The Boundaries of Financial Reporting and How to Extend Them,” *Journal of Accounting Research*, Vol. 37, No. 2, Autumn 1999.
- Loudder, M. L. and B. K. Behn, Alternative Income Determination Rules and Earnings Usefulness, The Case of R&D Costs, *Contemporary Accounting Research*, Vol. 12, No. 1, 1995.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 68. Research and Development Arrangements*, October 1982.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 86. Accounting for the Costs of Computer software to Be Sold, Leased, or Otherwise Marketed*, August 1985.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations*, June 2001.
- Financial Accounting Standards Board *Statement of Financial Accounting Standards No. 142, Goodwill and Intangible Assets*, June 2001.
- Hirschey, M. and J. J. Weygandt, Amortization Policy for Advertising and Research and Development Expenditures, *Journal of Accounting Research* , Vol 23, No. 1, Spring 1985.
- International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard No 38, Intangible Assets*, July 1998.
- OECD, Supporting Investment in Knowledge Capital, Growth and Innovation, 10 Oct 2013. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264193307-en>
- Sougiannis, T. and T. Yaekura, The Accuracy and Bias of Equity Values Inferred from Analysts Forecasts, *Journal of Accounting, Auditing, and Finance*, Vol. 16, No. 4 , 2001.
- Northrup, J., the pharmaceutical sector, in *The Business of Healthcare Innovation*, ed. L. R. , Burns, Cambridge University Press.
- Perry, S. and R. Grinaker. 1994. Earnings Expectations and Discretionary Research and Development Spending. *Accounting Horizons* 8
- Goto Akira and Kazuyuki Suzuki, “R&D Capital Rate of Return on R&D Investment and Spillover of R&D in Japanese Manufacturing Industries” , *Review of Economics and Statistics* 71, 1989